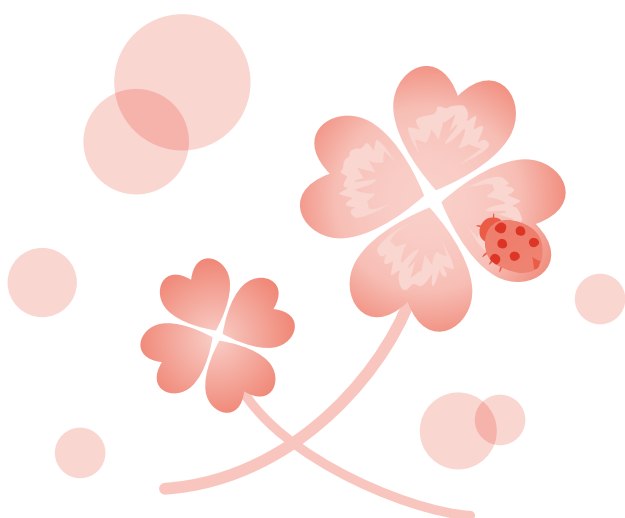


障害福祉

の しおり

(令和5年度版)



手帳

医療等

手当・年金

税金の特例措置等

公共料金の割引等

自立支援給付によるサービス

地域生活支援事業によるサービス

住宅

相談窓口

社会参加の促進

スポーツ・レクリエーション

情報伝達の支援

障害者福祉施設・学校一覧・その他資料

令和6年1月1日から行政区が3区に変わります

中区・東区・西区・南区・北区（三方原地区）・・・中央区
北区（三方原地区以外）・浜北区・・・・・・・・浜名区
天竜区・・・・・・・・天竜区

☎浜松市の市外局番は053です



右の2次元コードは目の不自由な方のための「音声コード」です。
活字文書読上げ装置またはスマートフォンやタブレットの無料専用アプリで内容を表示し
音声読み上げでご案内します。

Uni-VoiceQ [App Store, Google Play]で「Uni-Voice」を検索してください。



◇浜松市障がい者相談支援事業 身 知 発 精

障がいのある人・障がいのある児童・保護者・養護者などの相談に応じ、利用できるサービスなどをアドバイスします。成年後見制度の利用にかかる相談にも応じています。

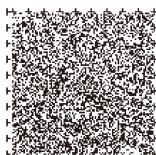
R5. 4. 1 現在

No.	事業所名	担当 居住区	所在地	TEL・FAX
1	中障がい者相談支援センター	中区	中区和合町 555 番地 (和合せいれいの里内)	TEL 488-8077 FAX 488-8078
2	東障がい者相談支援センター	東区	東区流通元町 20 番 3 号 (東区役所 2 階)	TEL 424-0371 FAX 424-0379
3	西・南障がい者相談支援センター	西区 南区	西区雄踏一丁目 31 番 1 号 (西区役所 3 階)	TEL 597-1124 FAX 596-5100
4	北障がい者相談支援センター	北区	北区細江町気賀 305 番地 (北区役所 3 階)	TEL 523-2255 FAX 523-2257
5	浜北・天竜障がい者相談支援センター	浜北区 天竜区	浜北区平口 1604 番地の 1 (浜北保健センター1 階)	TEL 587-1010 FAX 587-1015
6	相談支援事業所「シグナル」	※	浜北区高菌 775 番地の 1 (浜松市発達医療総合福祉センター内)	TEL 586-8804 FAX 586-8827

※浜松市発達医療総合福祉センターの特性を踏まえ、他の障がい者相談支援センターと協働します。

●浜松市障害保健福祉課 各グループ連絡先

グループ	TEL	FAX
総務調整グループ	457-2034	457-2630
指導・請求審査グループ	457-2860 457-2863	
生活・就労支援グループ	457-2864	
手当助成グループ	457-2212	
精神保健グループ	457-2213	



も く じ

手 帳

身体障害者手帳	8
療育手帳	9
精神障害者保健福祉手帳	10

医 療 等

自立支援医療（更生医療）	11
自立支援医療（育成医療）	11
自立支援医療（精神通院）	12
重度心身障害者医療費助成	13
浜松市精神障害者医療費助成制度	14
小児慢性特定疾病医療費助成制度	15
特定医療費（指定難病）助成制度	15
後期高齢者医療制度	16
腎臓バンク	16
アイバンク	16
訪問指導事業	16
歯科保健医療事業	17

手当・年金

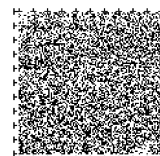
各種手当	18
特別障害者手当	18
障害児福祉手当	18
特別児童扶養手当	18
浜松市重度心身障害児扶養手当	18
児童扶養手当	19
浜松市ひとり親家庭等自立支援手当	19
介護者慰労金	19
浜松市在宅重度障害者介護者慰労金	19
浜松市在宅重度知的障害者介護者慰労金	19
心身障害者扶養共済制度	20
障害基礎年金・特別障害給付金・障害厚生年金	21

税金の特例措置等

所得税、市民税・県民税の障害者控除	22
住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税（家屋）の減額	23
少額預金・少額公債の利子非課税制度	23
自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税（種別割・環境性能割）	24～25

公共料金の割引等

旅客鉄道株式会社等	26
遠鉄電車（遠州鉄道線）	26
バス	26
県内タクシー	26
天竜浜名湖鉄道	27
航路・フェリー	27
国内航空	27
有料道路料金の割引	28
NHK放送受信料の免除	28
NTTの福祉サービス	29
携帯電話の基本使用料等の割引	29



自立支援給付によるサービス

障害福祉サービス等利用のための手続き	30
介護給付	31
地域相談支援給付	31
訓練等給付	32
障害支援区分と利用できるサービス	32
児童福祉法に基づく発達に課題のある児童に対する支援	33
高額障害福祉サービス等給付費	33
補装具費の支給（購入・借受け・修理）	34

地域生活支援事業によるサービス

身体障害児・者の日常生活用具費の助成	35~40
知的障害児・者の日常生活用具費の助成	41
移動支援事業	42
日中一時支援事業	42
軽度・中等度難聴児の補聴器購入費の助成	42
地域活動支援センター事業	43
手話通訳者の派遣	43
要約筆記者の派遣	43
在宅重度身体障害者の移動入浴サービス	44
在宅重度身体障害者の施設利用入浴サービス	45
身体障害者配食サービス	46
重度障害者（児）紙おむつ購入費の助成	46
成年後見制度	47
災害時避難行動要支援者名簿への登録	48

住 宅

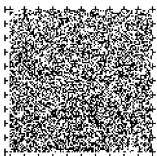
重度身体障害者住宅改造費助成	49
市営住宅の入居案内	50
地域相談支援	50

相談窓口

浜松市障がい者相談支援事業	51
浜松市発達相談支援センター「ルピロ」	52
友愛のさと診療所	52
子どものこころの診療所	52
浜松市障害者更生相談所	53
障害者相談員（名簿はP.77）	53
浜松市障害保健福祉課	54
浜松市精神保健福祉センター	54
障がいのある人のための就労支援	55~56
障がいを理由とする差別に関する相談	56
障がい者虐待に関する相談	56

社会参加の促進

外出支援助成券（バス・タクシー券等）の交付	57
障害者施設通所交通費の助成	58
電動車椅子利用者のリフトまたはスロープ付タクシーの運賃助成	59
リフトバスの貸出し	59
リフト付福祉バス「友愛のさと号」の運行	59
市の施設利用の減免	60
ヒアリングループ貸出し	60
郵便等による不在者投票	61
ヘルプマーク・ヘルプカード	62
自動車改造費の補助	62



駐車禁止除外指定車両標章の交付	63
高齢運転者等専用駐車区間の設置	64
静岡県ゆずりあい駐車場制度	65

スポーツ・レクリエーション

浜松市障害者スポーツ大会	66
浜松市発達医療総合福祉センター体育館・温水プール	66

情報伝達の支援

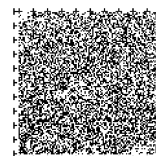
緊急通報システム	67
FAX一斉同時サービス（Fネット）	67
あんしん情報キットの配布	67
FAX（ファクス）からの119番通報について	68
浜松市メール119システム	68
浜松市Net119緊急通報システム（Net119）	69
浜松市公式LINEアカウントによる防災情報の配信	70
浜松市防災ホットメール	71
災害情報配信サービス	71
手話奉仕員養成講座	72
要約筆記者養成講座	72
税情報等の通知文情報を点字などでお知らせ	72
広報はままつの「点字版」「声の広報」の発行	73
はままつ市議会だよりの「点字版」「声の市議会だよりの発行	73
録音図書・点字図書の貸出し	73

障害者福祉施設・学校一覧・その他資料

浜松市発達医療総合福祉センター（はままつ友愛のさと）	74
関係機関連絡先	75
特別支援学校	76
ボランティアグループの紹介	76
令和5年度障害者相談員名簿	77～80
各施設・事業所一覧	81～108
精神科医療機関一覧	109～110
身体障害者障害程度等級表	111～113
主な障害に関するマーク	114～115
参考	115
さくいん	116～118

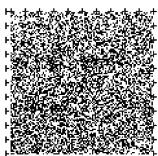
みだしのマークについて

身 ：身体に障がいのある人	知 ：知的障がいのある人
発 ：発達に障がいのある人	精 ：精神障がいのある人
児 ：障がいのある児童	視 ：視力に障がいのある人
難 ：難病患者等	

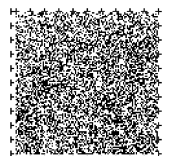


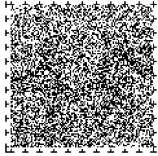
身体障害者手帳													
障害の種別		視覚障害						肢体不自由					
参 照 ページ	等 級	1	2	3	4	5	6	上肢障害					
								1	2	3	4	5	6
11	自立支援医療（更生医療）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	自立支援医療（育成医療）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	自立支援医療（精神通院）												
13	重度心身障害者医療費助成	△	△	△				△	△	△			
16	後期高齢者医療	○	○	○				○	○	○			
18	特別障害者手当	△						△	△				
18	障害児福祉手当	○	△					○	△				
18	特別児童扶養手当	○	△	△				○	○	○			
18	浜松市重度心身障害児扶養手当	○	△					○	○				
22	所得税、市民税・県民税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	利子非課税制度等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	※バリアフリー・固定資産税（家	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24~25	自動車税（種別割・環境性能割）	○	○	○	△			○	○				
26	JR等運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	バス運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	タクシー運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	天竜浜名湖鉄道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	航空運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	有料道路料金	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○
28	NHK放送受信料	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
29	NTTの福祉サービス	○	○	○	○	○	○	○	○				
34	補装具の購入・借受け・修理	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
35~41	日常生活用具	○	○	△	△	△	△	○	○				
43	手話通訳者・要約筆記者派遣												
46	紙おむつ購入費の助成	○	○					○	○				
48	災害時避難行動要支援者名簿への登録	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	住宅改造費助成	△	△										
57	バス・電車・タクシー等利用券	△	△	△	△			△	△	△	△		
58	外出応援タクシー利用券	△	△					△					
58	障害者施設通所交通費	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	○	○
61	郵便不在者投票												
62	自動車改造費補助							△	△				
63	駐車禁止除外	○	○	○	△			○	△				
65	静岡県ゆずりあい駐車場制度	○	○	○	△			△	△				

○ …対象 △ …一部対象 空欄…対象外



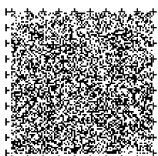
身体障害者手帳										
肢 体 不 自 由										
下肢障害						体幹障害				備 考
1	2	3	4	5	6	1	2	3	5	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18 歳未満（児童福祉法）
△	△	△				△	△	△		全ての対象者に対して所得制限あり
○	○	○	△			○	○	○		下肢障害 4 級の 1、3、4
△	△					△	△			施設入所者不可 長期入院不可
○	△					○	△			20 歳未満 施設入所者不可
○	○	○	△			○	○	○		20 歳未満 施設入所者不可
○	○	△				○	○			特別児童扶養手当 1 級受給資格者であること
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	身体 1、2 級、療育 A、精神 1 級は特別障害者控除
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税（家屋）
○	○	○	△	△	△	○	○	○	△	下肢、体幹の一部は本人運転のみ対象
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	手帳提示 身体 1 種と療育 A は介護者も割引対象
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	手帳提示 身体 1 種と療育は介護者も割引対象
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	手帳提示
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	手帳提示 身体 1 種と療育 A は介護者も割引対象
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	手帳提示
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自ら運転する乗用自動車 重度障害者は家族運転でも対象
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	全額免除または半額免除
						○	○			
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
○	○	△	△	△	△	○	○	△	△	在宅の重度障害者（△は一部の用具について可）
○	○					○	○			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
△	△					△	△			
△	△	△	△			△	△	△		自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない人が対象
△						△				自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない人が対象
△	△	△	△	○	○	△	△	△	○	タクシー等利用券の交付対象外の人が対象
△	△					△	△			選挙人名簿に登録されていない者は不可 脳原性移動機能障害 1、2 級も可
△	△					△	△			自ら所有しかつ運転する人（18 歳以上）
○	○	○	○			○	○	○		
○	○	○	○			○	○	○		



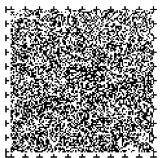
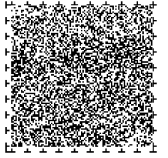


		身体障害者手帳															
障害の種別		聴覚・平衡機能障害					音声言語		内部機能障害								
等級		2	3	4	5	6	3	4	心臓			腎臓			呼吸器		
									1	3	4	1	3	4	1	3	4
11	自立支援医療（更生医療）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
11	自立支援医療（育成医療）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	自立支援医療（精神通院）																
13	重度心身障害者医療費助成	△	△					△		△	△		△	△		△	△
16	後期高齢者医療	○	○					○	○	○	○		○	○		○	○
18	特別障害者手当	△								△			△			△	
18	障害児福祉手当	△								△			△			△	
18	特別児童扶養手当	○	○					○		△	△		△	△		△	△
18	浜松市重度心身障害児扶養手当	○								△			△			△	
22	所得税、市民税・県民税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	利子非課税制度等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	※バリアフリー・固定資産税（家	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24~25	自動車税（種別割・環境性能割）	○	○					△		○	○		○	○		○	○
26	JR等運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	バス運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	タクシー運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	天竜浜名湖鉄道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	航空運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	有料道路料金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	NHK放送受信料	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
29	NTTの福祉サービス	○	○	○	○	○	○	○									
34	補装具の購入・借受け・修理	△	△	△	△	△	△	△									
35~41	日常生活用具	○	○	△	△	△	○	△	△	△	△	○	○		○	○	
43	手話通訳者・要約筆記者派遣	○	○	○	○	○	△	△									
46	紙おむつ購入費の助成	△								△			△			△	
48	災害時避難行動要支援者名簿への登録	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	住宅改造費助成																
57	バス・電車・タクシー等利用券	△	△	△				△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
58	外出応援タクシー利用券																
58	障害者施設通所交通費	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
61	郵便不在者投票									△	△		△	△		△	△
62	自動車改造費補助																
63	駐車禁止除外	○	○							○	○		○	○		○	○
65	静岡県ゆずりあい駐車場制度	△	△							○	○		○	○		○	○

○ …対象 △ …一部対象 空欄…対象外



身体障害者手帳													療育手帳		精神保健福祉手帳			備考	
内部機能障害													知的		精神				
ぼうこう・直腸			小腸			免疫				肝臓									
1	3	4	1	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	A	B	1	2		3
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						18歳未満（児童福祉法）
																△	△	△	通院による精神医療を継続的に要する病状にある人
△	△		△	△		△	△	△		△	△	△		△	△	△			全ての対象者に対して所得制限あり
○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○		下肢障害 4 級の 1、3、4
△			△			△				△				△		△			施設入所者不可 長期入院不可
△			△			△				△				△		△			20歳未満 施設入所者不可
△	△		△	△		△	△	△		△	△			○	△	△	△	△	20歳未満 施設入所者不可
△			△			△	△			△				○		△			特別児童扶養手当 1 級受給資格者であること
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	身体 1、2 級、療育 A、精神 1 級は特別障害者控
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税（家屋）
○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○		○			音声言語の 3 級は喉頭摘出者のみ
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				手帳提示 身体 1 種と療育 A は介護者も割引対象
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	手帳提示 身体 1 種と療育は介護者も割引対象
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				手帳提示
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	手帳提示 身体 1 種と療育 A は介護者も割引対象
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	手帳提示
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					自ら運転する乗用自動車 重度障害者は家族運転でも対象
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	全額免除または半額免除
																○	○	○	
○	○	○	△			△	△			△	△			○					在宅の重度障害者 (△は一部の用具について可)
△			△			△	△			△	△			△					
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない人が対象
																			自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない人が対象
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	タクシー等利用券の交付対象外の人が対象
△	△		△	△		△	△	△		△	△	△							選挙人名簿に登録されていない者は不可 脳原性移動機能障害 1、2 級も可
○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○		○			
○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○		○			



手 帳

身体障害者手帳 身

この手帳は、身体に永続すると認められる障がいのある人に対して交付する手帳です。

この手帳を持っている人が、その自立のために必要な身体障害者福祉法等の各種サービスを受けることができる証となるものです。したがって、身体障害者福祉法等、各種サービスを受けようとするときに必要な手帳です。

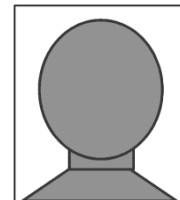
また、障がいの程度に変化があった場合は等級変更の手続きをしてください。

●身体障害者手帳手続き関係一覧

申請の種類 手続きに必要なもの	新規申請 ※4	等級変更・障害名追加 ※4	再認定 ※4	住所（市内）変更	氏名の変更	再交付（破損等） ※4	返還（死亡等）	転入
診 断 書 ※1	○	○	○					
写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚 ※2	○	○	○			○		
印 鑑 ※3	○	○	○	○	○	○	○	○
身体障害者手帳		○	○	○	○	○	○	○
マイナンバーカード 又は、マイナンバーが確認できる書類及び 身元が確認できる書類	○	○	○			○		○

- ※1 診断書様式は浜松市が定めたもので、指定医師による診断が必要です。（6か月以内のもの）
- ※2 写真は、右図（適切な写真の例）参照。
- ※3 朱肉を使うもの（スタンプ印不可）。
本人が署名できるときは不要。
- ※4 手帳交付時の持ち物は上記と異なります。
（郵送されるお知らせに記載）

適切な写真の例



- ・上半身、正面、無帽、無背景
- ・申請前1年以内に撮影

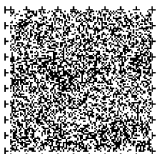
●判定機関

浜松市障害者更生相談所 ☎457-2707

中区中央一丁目12番1号 静岡県浜松総合庁舎4階

●窓口（詳しくは窓口にお問合せください）

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）



知的発達に遅れのある人が、いろいろなサービスを受けようとするときに必要な手帳です。

●療育手帳の手続き関係一覧

申請の種類 手続きに必要なもの	新規申請 ※5	再判定 ※5	住所（市内）変更	氏名の変更	保護者の変更	再交付（破損等） ※5	返還（死亡等）	転入
写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚 ※1	○	○ ※3				○		○ ※4
印鑑 ※2	○	○	○	○	○	○	○	○
療育手帳		○	○	○	○	○	○	○
マイナンバーカード 又は、マイナンバーが確認できる書類及び 身元が確認できる書類	○	○				○		○

※1 写真は、右図（適切な写真の例）参照。

◆18歳以上の人で新規申請される場合は、他に準備していただく書類がありますので、詳しくは窓口（各区役所社会福祉課）にお問い合わせください。

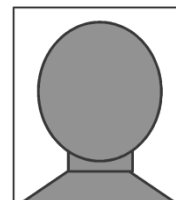
※2 朱肉を使うもの（スタンプ印不可）。
本人が署名できるときは不要。

※3 浜松市発行（写真貼付済）の手帳を所持している場合で、更新欄に余白があれば原則不要。

※4 写真が必要な場合がありますので、詳しくは窓口（各区役所社会福祉課）にお問い合わせください。

※5 手帳交付時の持ち物は上記と異なります。（郵送されるお知らせに記載）

適切な写真の例



・上半身、正面、無帽、無背景
・申請前1年以内に撮影

●障害判定

標準化された知能検査により測定された知能指数（IQ）を基本として、日常生活における基本動作、介護状態等を勘案して判定を行います。

A…重度 B…その他

●判定方法

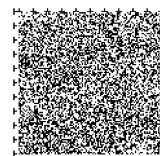
下記の判定機関において本人及び家族と面接判定を行います。

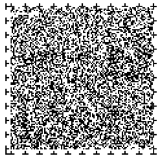
●判定機関

- ・浜松市障害者更生相談所（18歳以上の人） ☎457-2707
 - ・浜松市児童相談所（18歳未満の人） ☎457-2703
- 中区中央一丁目12番1号 静岡県浜松総合庁舎4階

●窓口（詳しくは窓口にお問合せください）

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）





精神障害者保健福祉手帳 精

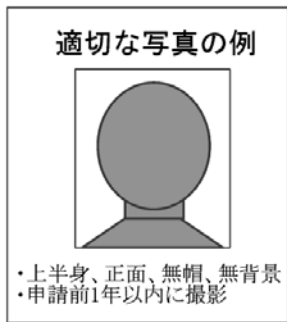
精神に障がいのある人が一定の障がいにあることを証明する手帳です。この手帳をもつことにより、社会復帰や社会参加のために各種サービスを受けやすくなります。精神に障がいがあるため、日常生活や社会生活にハンディキャップをもち、初診日から6か月以上経過した人が申請することができます。

有効期間は2年です。

●精神障害者保健福祉手帳の手続き関係一覧

申請の種類 手続きに必要なもの	新規申請 ※6	等級変更 ※6	住所(市内)変更	氏名の変更	再交付(破損等) ※6	再認定 ※6	返還(死亡等)	転入
①診断書②障害年金証書③特別障害給付金受給資格者証(①～③のいずれかの書類)※1※2	○	○				○		
写真(タテ4cm×ヨコ3cm)1枚※3	○	○			○	○ ※5		○
印鑑 ※4	○	○	○	○	○	○		○
精神障害者保健福祉手帳		○	○	○	○	○	○	○
マイナンバーカード 又は、マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類	○							○

- ※1 診断書は、浜松市が定めた様式の診断書(精神障害者保健福祉手帳用)が必要です。(作成日から3か月以内のもの)
- ※2 障害年金証書又は特別障害給付金受給資格者証は、精神障害を事由として給付されている場合のみ。
- ※3 写真は、右図(適切な写真の例)参照。
- ※4 朱肉を使うもの(スタンプ印不可)。本人が署名できるときは不要。
- ※5 浜松市発行(写真貼付済)の手帳を所持している場合で、障害等級に変更がなく、更新欄に余白があれば原則不要。
- ※6 手帳交付時の持ち物は上記と異なります。(郵送されるお知らせに記載)



●精神障害者障害程度等級表

級別	状態
1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

●判定機関

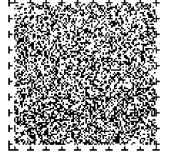
浜松市精神保健福祉センター ☎457-2709
 中区中央一丁目12番1号 静岡県浜松総合庁舎4階

●窓口(詳しくは窓口にお問合せください)

各区役所社会福祉課(裏表紙に記載)



医 療 等



自立支援医療（更生医療） 身

身体障害者手帳を所持する18歳以上の人を対象に身体障害者手帳の障がいに関する手術等によって障がいを軽くしたり苦痛を軽減したりするために、職業上又は日常生活上、効果が見込まれると医師が認めた医療で、指定医療機関において治療を受ける場合の医療給付（人工関節置換術・心臓手術・血液透析療法など）を行っています。

- ・所得に応じた自己負担があります。

●手続きに必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ・医師の意見書
- ・健康保険証のコピー（申請者が加入している健康保険の全員分）
- ・市民税・県民税課税証明書（本年、他市町村から転入された人（マイナンバーの記入により省略可能））
- ・年金振込通知書等、収入がわかる書類（本人の市民税・県民税が非課税の場合）
- ・印鑑（朱肉を使うもの（スタンプ印不可））
- ・特定疾病療養受療証（高額長期疾病（特定疾病）に該当する医療を受療中の人）
※転入の場合は、すでに支給認定を受けた有効期間を引き継ぐことができます。
（他市町村が証明する課税証明書または収入のわかる書類が必要となります）
- ・マイナンバーカード、又は、マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）

自立支援医療（育成医療） 身

身体に障がいのある18歳未満の児童（現在の病気を放置すると将来障がいを残すと認められる児童を含む）が対象で、障がいを除去、軽減する手術等の治療によって、確実に効果が期待できると指定医療機関の医師が認めた場合、その医療費の自己負担を軽減する制度です。

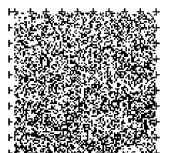
- ・申請者は保護者です。
- ・所得制限があります。

●手続きに必要なもの

- ・自立支援医療（育成医療）意見書
※指定認定医師が記入のもの
- ・受診者本人が記載されている健康保険証（国民健康保険の場合は、同じ国民健康保険に加入する家族全員のもの）
- ・申請者等の市民税・県民税課税証明書（本年、他市町村から転入された人（マイナンバーの記入により省略可能））
- ・年金振込通知書等、申請者等の収入がわかる書類（市民税・県民税が非課税の場合）
- ・マイナンバーカード、又は、マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類
※転入の場合は、すでに支給認定を受けた有効期間を引き継ぐことができます。

●窓口 各区役所健康づくり課

中 区	☎457-2890	東 区	☎424-0125
西 区	☎597-1120	南 区	☎425-1590
北 区	☎523-3121	浜北区	☎585-1171
天竜区	☎922-0075		





自立支援医療（精神通院） 精

精神医療にかかる通院医療の公費負担制度です。自己負担分は原則医療費の1割になります。また、市民税の課税状況や症状等により月額自己負担上限額（0円・2,500円・5,000円・10,000円・20,000円・上限なし）の設定があります。

有効期間は1年です。

●申請の手続き

手続きに必要なものは次のとおりです。

申請の種類	新規申請	市外からの住所変更（転入）	医療機関等の追加・変更	所得区分の変更	加入医療保険の変更	再認定	住所・氏名等の変更	再交付（破損等）
診断書	○	○				△※1		
健康保険証	○	○		○	○	○		
所得等確認書類※2	△	△		△		△		
受給者証		○	○	○	○	○	○	△※3
印鑑※4	○	○	○	○	○	○	○	○
マイナンバーカード、 又は、マイナンバーが確認できる書類 及び身元が確認できる書類	○	○						

・診断書は、浜松市が定めた様式の自立支援医療（精神通院）用診断書が必要です。精神保健福祉手帳と同時に申請する場合、精神保健福祉手帳用の診断書1枚で両方の申請ができます。（作成日から3か月以内のもの）

・非課税の場合は収入のわかる書類をお持ちください。

・転入の場合は、すでに支給認定を受けた有効期間を引き継ぐことができます。

※1 直近の申請時に診断書を提出している受給者は病状の変化や治療方針に変更のない場合は省略できます。

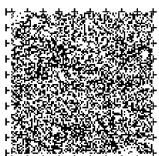
※2 市民税・県民税課税証明（本年、他市町村から転入された人（マイナンバーの記入により省略可能））

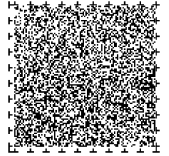
※3 紛失の場合以外は持参してください。

※4 朱肉を使うもの（スタンプ印不可）

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）





重度心身障害者の疾患の療養に要する医療費の負担を軽減するため、自己負担金を控除した額を助成する制度です。

【自己負担金】通院は、1医療機関につき500円/月（薬局は0円）

※0歳児は、無料（時間外を除く）。

入院は、1医療機関につき500円/日（最大5,000円/月）

※20歳未満の入院は、無料。

※新たに当制度の対象となる手帳の交付を受けることとなった年齢が65歳以上かつ市民税課税世帯に属する人は、入院分は助成対象外。

●対象者

- ・身体障害者手帳所持者（1・2・3級）
- ・療育手帳所持者（A及びBの一部）
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）
- ・特別児童扶養手当対象児（1・2級）

ただし、全ての対象者に対して、所得制限があります。（本人や配偶者または扶養義務者に一定額以上の所得があると助成を受けることができません。）

●申請者

障がいのある人本人。ただし、療育手帳所持者及び児童（20歳未満）については、保護者。

●手続きに必要なもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・健康保険証
- ・申請者名義の預金通帳
- ・印鑑（朱肉を使うもの（スタンプ印不可））

・マイナンバーカード、又は、マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類

※転入された人で当制度の対象となる人は、本人及び世帯全員の市民税課税状況及び所得のわかるもの（課税証明書、非課税証明書等）が必要となる場合があります。

●申請方法（受給者証使用方法）

申請に基づき交付された「重度心身障害者医療費助成金受給者証」を医療機関・薬局の窓口で提示してください。また、市外の医療機関を受診した場合には、健康保険による自己負担金をお支払いいただき、後日助成金を振込みます。

ただし、次の医療費は領収書による申請が必要です。助成金の申請書提出は、市内の協働センター（一部を除く）及び市民サービスセンター（一部を除く）も利用できます。

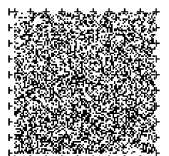
- ・医療機関に受給者証を提示しなかった場合
- ・県外の医療機関での受診
- ・はり、きゅう、マッサージの施術
- ・治療用装具の購入
- ・助成開始日から受給者証の開始日までの受診

※助成金の申請期間は医療機関を受診した月の翌月から起算して1年以内です。

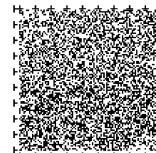
※助成金の振込みは基本的には受診から3ヶ月後の月末（後期高齢者医療保険は4か月後の月末）ですが、高額療養費や健康保険等からの支給がある場合は、数ヶ月遅くなる場合がありますので御了承ください。

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）



小児慢性特定疾病医療費助成制度



国が定める小児慢性特定疾病に罹患しており、症状等が基準を満たしている18歳未満の児童に対し、医療費の一部が助成される制度です。

- ・申請者は保護者です。

●手続きに必要なもの

- ・医療意見書（小児慢性特定疾病指定医が記載したもの）
※転入の場合は、すでに支給認定を受けた受給者証の写しを提出いただくことにより、医療意見書の提出が省略できる場合があります。
- ・世帯全員の健康保険証の写し
- ・マイナンバーカード、又は、マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類
- ・年金払込通知書等、申請者等の収入がわかる書類（市民税・県民税が非課税の場合）
- ・その他必要書類等については、健康増進課までお問い合わせください。

●問い合わせ先

健康増進課 ☎453-6116

●窓口 各区役所健康づくり課

中区 ☎457-2890 東区 ☎424-0125 西区 ☎597-1120
南区 ☎425-1590 北区 ☎523-3121 浜北区 ☎585-1171
天竜区 ☎922-0075

特定医療費（指定難病）助成制度 難

国が指定した難病（指定難病）に罹患し、国が定める基準を満たし特定医療費の支給認定を受けた人は、指定難病の治療にかかる医療費の一部が助成される制度です。

●手続きに必要なもの

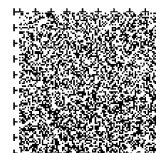
- ・臨床調査個人票（難病指定医が記載したもの）
※転入の場合は、すでに支給認定を受けた受給者証の写しを提出いただくことにより、臨床調査個人票の提出が省略できる場合があります。
- ・受診者本人が記載されている健康保険証の写し（国民健康保険・国民健康保険組合・後期高齢者医療の場合は、家族全員のもの）
- ・マイナンバーカード、又は、マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類
- ・年金払込通知書等、収入がわかる書類（市民税・県民税が非課税の場合）
- ・申請する月以前の12か月間に、月ごとの指定難病に係る医療費総額が33,330円を超える月が、3回以上あることが確認できる領収書等（軽症高額基準に該当する場合）
- ・その他必要書類等については、健康増進課までお問い合わせください。

●問い合わせ先

健康増進課 ☎453-6116

●窓口 各区役所健康づくり課

中区 ☎457-2891 東区 ☎424-0125 西区 ☎597-1120
南区 ☎425-1590 北区 ☎523-3121
浜北区 ☎585-1171 天竜区 ☎922-0075



後期高齢者医療制度 **身** **知** **精**

通常は75歳から適用されますが、次の障がいのある人は、申請により65歳から後期高齢者医療制度を受けられます。

●対象者

浜松市に住所を有し、次のいずれかに該当する人。

- ・身体障害者手帳 1級～3級
- ・身体障害者手帳 4級のうち音声機能又は言語機能の障害
- ・身体障害者手帳 4級のうち下肢障害の1号、3号又は4号
- ・療育手帳A（重度）
- ・精神障害者保健福祉手帳1級・2級
- ・国民年金法・厚生年金保険法・共済組合法等における障害年金1級・2級及び労働者災害補償保険法・船員保険法等の障害年金1級～4級

●窓口

各区役所長寿保険課

腎臓バンク **身**

死後の「臓器を提供する・しない」という、あなたの意思表示をお願いします。臓器提供意思表示カードやパンフレットを配布しております。腎不全の根治療法は腎臓移植です。献腎（亡くなった方から頂いた腎臓）移植施設や腎臓移植希望登録についてのお問い合わせは、下記へご連絡ください。

●窓口

公益財団法人 静岡県腎臓バンク ☎435-3175 FAX 431-0508

浜松市東区半田山一丁目20番1号 浜松医大内

アイバンク **身**

角膜移植のための角膜を提供いただける意思のある人の献眼登録をお願いしています。献眼登録、献眼方法や角膜移植についてのご質問は、下記までお問い合わせください。

●窓口

公益財団法人 静岡県アイバンク ☎433-3331 FAX 435-3434

浜松市東区半田山一丁目20番1号 浜松医大内

訪問指導事業

病気の予防や健康の保持増進のために保健師・栄養士・歯科衛生士が家庭を訪問し、必要な指導を行います。介護予防の支援が必要な人、介護をしている家族、生活習慣の改善が必要な人、妊娠・出産・育児等に支援が必要な人等の相談に応じます。詳しくは、下記へお問い合わせください。

●窓口

中 区 中央保健福祉センター ☎413-5577（歯科については歯の健康センター☎453-6129）

東 区 健康づくり課 ☎424-0122 西 区 健康づくり課 ☎597-1174

南 区 健康づくり課 ☎425-1590 北 区 引佐健康センター ☎542-0857

浜北区 健康づくり課 ☎585-1120 天竜区 健康づくり課 ☎922-0075

○心身障がい者（児） 歯科診療

一般の歯科医院では治療が困難な心身に障がいのある人のために、歯科診療を行います（予約制：月・水・金）。また、障がいのある人が身近な歯科医院で歯科診療が受けられるように、障がい者歯科協力歯科医院や浜松医療センター等と連携を図っています。この連携体制では、患者さんの状態に合わせて、それぞれが相互に紹介するなど障がいのある人が安心して歯科受診できるようになっています。

詳しくは、歯の健康センターにお問い合わせください。

●対象者

両下肢の機能障害等で身体障害者手帳を持っている歩行困難な人等、知的障がいがあり、療育手帳を持っている人等、一般の歯科診療所で歯科治療が困難な障がいのある人。

●問い合わせ先

歯の健康センター ☎453-6129

※ 障がい者歯科協力歯科医院

（一社）浜松市歯科医師会会員の歯科医院の中で、障がいのある人の歯科診療（予防・治療を含む）に取り組み、治療終了後も定期的な受診をするように指導している歯科医院のことです。障がいのある人で、かかりつけ歯科医院のない人は、協力歯科医院に受診されることをお勧めします。協力歯科医院の一覧表は、浜松市歯科医師会ホームページ等で閲覧することができます。

○歯科訪問診査

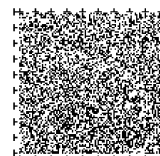
（一社）浜松市歯科医師会の歯科医師が家庭に訪問し、入れ歯や歯などの診査と保健指導を行います（無料）。事前に歯の健康センターまでお申し込みください。

●対象者

通院が困難な在宅療養中の人

●問い合わせ先

歯の健康センター ☎453-6129



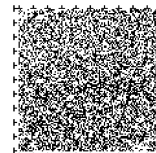
手 当 ・ 年 金

各種手当 身 知 精

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）

区 分	支給対象	支給月額	支給月	手当申請に必要なもの	留意事項
特別障害者手当	<ul style="list-style-type: none"> 20歳以上の人 常時特別の介護を必要とする重度の障がいのある人（重複障害など） 	27,980円	2 5 8 11	<ul style="list-style-type: none"> 所定の診断書 本人名義の普通預金通帳 年金受給額がわかるもの マイナンバーカード、又は、マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類 ※身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、手帳もお持ちください。 	<ul style="list-style-type: none"> 3か月を超えて入院しているとき、又は施設に入所しているときは、申請・受給できません。 所得により、支給制限となることがあります。
障害児福祉手当	<ul style="list-style-type: none"> 20歳未満の人 身体、知的又は精神に重度の障がいのある人で常時介護を必要とする人 	15,220円	2 5 8 11	<ul style="list-style-type: none"> 所定の診断書 本人名義の普通預金通帳 マイナンバーカード、又は、マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類 ※身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、手帳もお持ちください。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設に入所しているときは、申請・受給できません。 所得により、支給制限となることがあります。
特別児童扶養手当 ※20歳になると 手当の支給が終 了となりますの で、障害年金の 申請手続を行っ て下さい。	<p>身体、知的又は精神に一定の障がいのある20歳未満の人を養育している人</p> <p>※「一定の障がい」とは、身体障害者手帳の場合はおおむね1～3級と4級の一部、療育手帳の場合はA判定とB判定の一部です。対象となる児童が手帳を持っていないくても、診断書により同じ程度の障がいがあると認められれば、支給の対象となります。</p> <p>※養育者は、保護者のうち、所得の多い人となります。</p>	<p>1級（重度） 53,700円</p> <p>2級（中度） 35,760円</p>	4 8 11	<ul style="list-style-type: none"> 所定の診断書 養育者及び対象児童の記載されている戸籍の謄本 対象児童が市外に住所を有する場合、その児童を含む世帯全員分の住民票 保護者名義の普通貯金通帳 特別児童扶養手当振込口座申出書 マイナンバーカード、又は、マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類 ※一部の身体障害者手帳又はA判定の療育手帳を持っている場合、診断書を省略できる場合があります。 ※対象となる児童が身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、手帳もお持ちください。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象児童が施設に入所しているときは、申請・受給できません。 対象児童が受給者に監護・養育されなくなったとき、又は受給者もしくは対象児童が国外へ転出したときは、受給できません。 所得により、支給制限となることがあります。
浜松市重度心身 障害児扶養手当	特別児童扶養手当（1級） を受給している人	5,000円	4 10	<ul style="list-style-type: none"> 養育者名義の普通預金通帳 	<ul style="list-style-type: none"> 対象児童が施設に入所しているときは、申請・受給できません。 対象児童が受給者に監護・養育されなくなったとき、又は受給者もしくは対象児童が浜松市外へ転出したときは、受給できません。 所得制限により、特別児童扶養手当が支給停止となったときは、受給できません。



●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）

区 分	支給対象	支給月額	支給月	手当申請に必要なもの	支給制限
児童扶養手当	父又は母と一緒に生活していない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障がいがある児童は20歳未満まで）を養育しているひとり親家庭等（ひとり親家庭以外でも両親のいずれかが一定の障がいの状態にある家庭も含む。）	全部支給： 44,140円 一部支給： 10,410円 ～ 44,130円 第2子： 5,210円～ 10,420円 第3子以降： 3,130円～ 6,250円	5 7 9 11 1 3	<ul style="list-style-type: none"> 母又は父および児童が記載された戸籍謄本 申請者名義の預金通帳 年金手帳 健康保険証 マイナンバーカード、又は、マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類 ※母又は父に障がいがあるとき	<ul style="list-style-type: none"> 父又は母が婚姻したとき（事実上の婚姻関係も含む） 児童が施設に入所しているとき 児童を監護・養育しなくなったとき 国外へ転出したとき 受給者又は児童が公的年金を受けているとき 所得制限 障がいの程度の制限
浜松市ひとり親家庭等自立支援手当	2人以上の児童を養育している児童扶養手当の受給者	第2子： 10円～ 4,790円 第3子以降： 3,750円～ 6,870円	5 7 9 11 1 3	<ul style="list-style-type: none"> 障害者手帳 年金証書（年金を受けているとき） ※その他書類が必要となる場合がありますので、区役所担当課へお問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当の受給資格を喪失したとき 監護する児童数が1人以下になったとき 市外へ転出したとき 所得制限 受給期間の制限

介護者慰労金 **身** **知**

身体・知的に重度の障がいのある人を自宅で常時介護している人へ慰労金を支給します。

区 分	支給対象	支給額
浜松市在宅重度障害者介護者慰労金 身体に重度の障がいのある人を自宅で常時介護している人へ慰労金を支給します。	次の1から5をすべて満たす障がいのある人を、自宅で常時介護している人 1.18歳以上65歳未満の人(4月1日時点) 2.「特別障害者手当」又は「障害児福祉手当」を受給している人(10月1日時点) 3.身体障害者手帳のうち、肢体不自由1級の障害認定を受けている人(10月1日時点) 4.10月1日前1年間において、障害福祉サービス等を利用しておらず、6か月以上自宅で介護を受けた人 5.浜松市に住民票があり、福祉施設に入所していない人(12月1日時点)	70,000円
浜松市在宅重度知的障害者介護者慰労金 知的に重度の障がいのある人を自宅で常時介護している人へ慰労金を支給します。	次の1から5をすべて満たす障がいのある人を、自宅で常時介護している人 1.18歳以上65歳未満の人(4月1日時点) 2.障害の程度が最重度の判定の療育手帳の交付を受けている人(10月1日時点) 3.10月1日前1年間において、障害福祉サービス等を利用しておらず、6か月以上自宅で介護を受けた人 4.浜松市に住民票があり、福祉施設に入所していない人(12月1日時点) 5.日常生活の中で、全面的な介助を必要とする動作が複数ある人(申請時に確認します。)	

●申請月

当該年度12月1日から3月31日まで

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）



●加入できる人

将来独立自活することが困難であると認められる心身に障がいのある人（知的障がいのある人、身体障害者手帳1～3級を持っている人及び精神障がいのある人）の保護者で、加入時に次の条件に該当する人（2口まで加入できます。）

- （1）市内に住所を有する人
- （2）65歳未満の人（年齢計算は毎年4月1日現在の年齢）
- （3）特別の疾病又は障害を有しないこと

●掛金

加入者の年齢によって1口月額9,300円～23,300円に区分されています。ただし、2口加入される人は、1口の掛金プラス加算掛金9,300円～23,300円となります。

掛金は所得税、市・県民税において、年末調整又は確定申告により、全額、小規模企業共済等掛金控除の対象とすることができます。

●支給額

加入者が死亡又は重度障害となったときは、毎月2万円（2口加入の場合は4万円）が心身に障がいのある人が死亡するまで支給されます。

この給付金には、所得税・相続税・贈与税は課税されません。

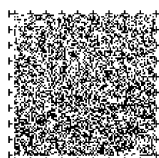
●弔慰金

心身に障がいのある人が加入者（保護者）より先に死亡したとき、弔慰金が加入期間に応じて支給されます。ただし加入期間が1年以上経過していることが条件です。請求には、加入者の住民票の写しと心身に障がいのある人の死亡により抹消された記載のある住民票の写しが必要です。

この弔慰金には、所得税は課税されません。

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）



●支給条件

国民年金、厚生年金に加入している人が、何らかの病気や事故で一定の障がい状態になった場合、支給要件を満たしていれば「障害給付」が受けられます。

等級（障害の程度）は、障害者手帳の等級とは異なりますので、詳しくは下記窓口にお問い合わせください。

●支給月

6月、8月、10月、12月、2月、4月

●窓口

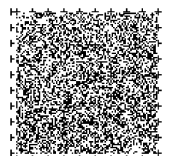
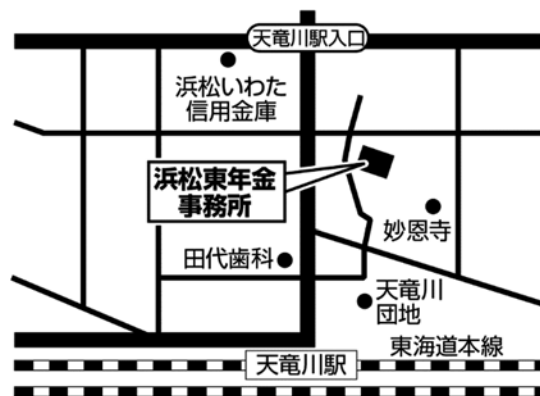
区 分	届出受付窓口	支給に関する相談窓口
国民年金（障害基礎年金）	各区役所 長寿保険課	浜松西年金事務所 浜松東年金事務所
特別障害給付金	各区役所 長寿保険課	
厚生年金（障害厚生年金）	浜松西年金事務所 浜松東年金事務所	

中 区 長寿保険課	☎457-2211	東 区 長寿保険課	☎424-0183
西 区 長寿保険課	☎597-1166	南 区 長寿保険課	☎425-1582
北 区 長寿保険課	☎523-2864	浜北区 長寿保険課	☎585-1125
天竜区 長寿保険課	☎922-0021		

浜松西年金事務所 ☎456-8511（自動音声案内[1]）（〒432-8015 中区高町 302-1）
 浜松東年金事務所 ☎421-0192（自動音声案内[1]）（〒435-0013 東区天龍川町 188）

※年金事務所に来所するときは、事前予約をお願い致します。

予約の申込は、予約受付専用電話年金ダイヤル☎0570-05-4890 または年金事務所で受付しています。



税金の特例措置等

障がいのある人、扶養している人の経済的な負担を軽減するため次のような税金の軽減制度があります。そのほかにも相続税の税額控除や贈与税の非課税制度がありますので、詳しくは下記窓口にお問い合わせください。

所得税、市民税・県民税の障害者控除 **身** **知** **精**

障がいの程度に応じて「障害者控除」「特別障害者控除」などの所得控除の適用を受けることができます。

また、障がいのある人で前年の合計所得金額が135万円以下の場合、市民税・県民税が課税されないなどの優遇措置があります。

なお、障害者控除の適用などの優遇措置を受けるためには、申告が必要な場合があります。

●対象者

障がいのある人本人又は障がいのある人を扶養している人。

●窓口

【所得税・相続税】

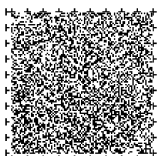
各区を所轄している税務署へお問い合わせください

浜松西税務署	中区中央一丁目12番4号	☎555-7111	中区・西区・北区
浜松東税務署	中区砂山町1183番地	☎458-1111	東区・南区・浜北区・天竜区

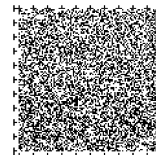
【市民税・県民税】

浜松市役所市民税課 個人市民税グループ

中区元目町120番地の1 浜松市元目分庁舎2階 ☎457-2145



住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税（家屋）の減額 身 知 精



障がいのある人が居住する既存の住宅について、令和6年3月31日までに、一定のバリアフリー改修工事が行われた場合、翌年度分の固定資産税額の3分の1が減額となります。なお、都市計画税については、減額措置はありません。

改修工事完了後、3か月以内に市に対して申告が必要になります。詳しくは、資産税課へお問い合わせください。

●減額対象家屋等について

・減額対象家屋の要件

- 用 途 …… 専用住宅（マンション等の区分所有家屋の専有部分を含む）
併用住宅（居住部分の面積割合が1棟全体の1/2以上）
- 要 件 …… 新築された日から10年以上を経過した住宅で改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下
《工事期間》改修工事が令和6年3月31日までに完了

・減額の内容

- 対象税額 …… 一戸あたり100㎡までに相当する額
- 減 額 率 …… 3分の1
- 期 間 …… 1年

・工事内容要件

次の工事で、補助金等を除く自己負担額が50万円超のものが対象

- ・廊下の拡幅
- ・階段の勾配の緩和
- ・浴室の改良
- ・便所の改良
- ・手すりの取付け
- ・床の段差の解消
- ・引き戸への取替え
- ・床表面の滑り止め化

・居住者の要件

次のいずれかの人が、申告時に居住していること

- ・ 65歳以上の人
- ・ 障がいのある人並びに要介護認定、要支援認定を受けている人

●問い合わせ先

浜松市役所資産税課 ☎457-2165

少額預金・少額公債の利子非課税制度 身 知 精

種 類	限度額	対 象 者	区 分	窓 口
マル優 ※1	350万円	身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者	非課税	各金融機関
特別マル優※2	350万円	精神障害者保健福祉手帳保持者 特別障害者手当受給者等		

※1 銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託など

※2 利付国債、公募地方債



自動車税（種別割・環境性能割）又は軽自動車税（種別割・環境性能割） 身 知 精

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳が下記の障がい者に該当する人で、①障がいのある人本人が運転する場合、②障がいのある人と生計同一である家族が運転する場合、③障がいのある人を常時介護する者が専ら障がいのある人の通院や通学に利用する場合は、申し出により障がいのある人1人につき自動車（自動車又は軽自動車）1台に限り、自動車税（種別割・環境性能割）又は軽自動車税（種別割・環境性能割）を減免することができます。申請は毎年必要となり、お手続きは納期限前7日までです。

また、これから購入する場合などの自動車税（種別割・環境性能割）又は軽自動車税（環境性能割）の減免は、登録と同時に申請してください。

●対象者及び該当条件

- ・自動車検査証（車検証）の「所有者」及び「使用者」は障がいのある人本人に限られます。（18歳未満の人、成年被後見人の人、療育手帳Aを持っている人又は精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人については、生計を一にする人でも可）ただし、所有権留保付割賦販売で購入した場合は、所有者が自動車販売会社等でも減免の適用があります。
 - ・減免の対象となる自動車は、障がいのある人が生業・通院・通学のために使用する自動車又は軽自動車、及び専ら障がいのある人の生業・通院・通学のために使用する自動車又は軽自動車です。
- ※障がいのある人が日常生活のため利用する自動車の対象となりますので、本人が入院等で在宅していない場合、減免が受けられない場合があります。

障害名		区分		障がいのある人本人が運転する場合	生計同一者、常時介護者が運転する場合	
		上肢	移動			
身体障害者手帳	視覚障害			1級～4級の1		
	聴覚障害			2級、3級		
	平衡機能障害			3級		
	音声機能障害			3級（喉頭摘出者のみ）	なし	
	上肢機能障害			1級、2級		
	下肢機能障害			1級～6級	1級～3級	
	体幹機能障害			1級～3級、5級	1級～3級	
	乳幼児以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢			1級、2級（1上肢のみを含む）	
		移動			1級～6級	1級～3級（1下肢のみを含む）
	内部障害	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸			1級、3級	
免疫				1級～3級		
肝臓				1級～3級		
療育手帳				A		
精神障害者保健福祉手帳				1級		

※身体障害者等級表による級別に読み替えることができる場合

身体障害者手帳の交付を受けている人本人の運転であれば減免対象となるが、生計同一者等の運転では減免対象外となる。「下肢機能障害4～6級、体幹機能障害5級、脳原性移動4～6級」の障がいのある人が、重複して障がいのある場合については、「下肢機能障害4～6級、体幹機能障害5級、脳原性移動4～6級」を身体障害者等級表による級別（以下「級別」という。）に読み替えて「生計同一者等での運転による減免」の判定をします。

注：「脳原性移動」…乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（移動）

（例）下肢機能障害4級＋上肢機能障害3級＝級別2級⇒下肢機能障害2級に読み替える。

下肢機能障害4級＋直腸機能障害4級＝級別3級⇒下肢機能障害3級に読み替える。

●手続きに必要なもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（原本）
- ・自動車検査証（車検証）（原本）
- ・運転する人の運転免許証（裏表のコピーでも可）
- ・納税義務者のマイナンバーが確認できる書類
- ・生計同一証明書又は常時介護証明書（生計同一又は常時介護の家族が運転する場合）

※生計同一証明書・常時介護証明書の発行窓口 各区役所社会福祉課

手続きに必要なもの ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
 ・運転免許証

※1 生計同一とは

生計にかかる支出するお金や財布を一緒にしていることをいいます。ただし、施設入所等で施設に住所を移すなど、同一敷地内に生活していない場合は、生計同一に該当しないことがあります。

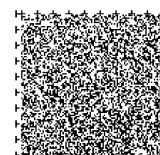
※2 常時介護とは

介護が必要な障がい者の通院等のため、当該障がい者等が所有する自動車を継続して日常的に運転する場合等のことをいいます。「継続して日常的に」とは、少なくとも週3回以上の運転を目安としています。

- ・すでに減免を申請した車がある場合は、その車の抹消登録証明又は移転登録後の自動車検査証（車検証）の写し等が必要になる場合があります。詳しくは窓口にお問い合わせください。
- ・軽自動車税（種別割）の手続きで精神障害者保健福祉手帳を提示される場合は、自立支援医療受給者証（精神通院）等通院していることがわかるものもお持ちください。

●窓口

自動車税（種別割）	…	浜松財務事務所（静岡県浜松総合庁舎内）	☎458-7132
自動車税（環境性能割）	…	県税窓口（浜松自動車検査登録事務所内）	☎421-4543
軽自動車税（種別割）	…	浜松市役所市民税課	☎457-2077
軽自動車税（環境性能割）	…	県税窓口（軽自動車検査協会浜松支所内）	☎435-3975



公共料金の割引等

旅客鉄道株式会社等 身 知

●普通乗車券の割引率

- 身体障害者手帳の第1種または療育手帳A（第1種）を持っている人
本人のみ乗車の場合 … 片道100kmを超える場合5割引
介護者と同乗の場合 … 本人、介護者共に5割引（距離制限なし）
- 身体障害者手帳の第2種または療育手帳B（第2種）を持っている人
本人のみ乗車の場合 … 片道100kmを超える場合5割引
※介護者の割引はありません。

定期乗車券、回数乗車券については、各鉄道会社の窓口・又は係員にお問い合わせください。

※私鉄（鉄道）運賃の割引については各鉄道会社の窓口にお問い合わせください。

遠鉄電車（遠州鉄道線） 身 知 精

●普通乗車券の割引率

- 身体障害者手帳の第1種または療育手帳を持っている人…本人、介護者共に5割引
- 身体障害者手帳の第2種を持っている人…本人のみ5割引
（小学生以下の身体障害児は介護者も5割引）
※介護者についてはすべて1名を限度とします。
- 精神障害者保健福祉手帳を持っている人…本人のみ5割引
（1級または小学生以下の場合は、介護者も5割引）

定期乗車券、回数乗車券については、鉄道会社の窓口・又は係員にお問い合わせください。

※5割引運賃が最低運賃を下回る場合は、最低運賃が適用されます。

バス 身 知 精

●普通乗車券の割引率

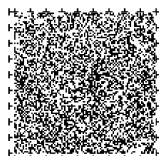
障害者割引が受けられます。割引対象・割引率・割引の方法は各社に事前に確認してください。

バス会社によって異なりますので、各社に事前に確認してください。

定期乗車券についてはバス事業者の窓口・又は係員にお問い合わせください。

県内タクシー 身 知

- 身体障害者手帳または療育手帳を持っている人…1割引（運賃）



天竜浜名湖鉄道 身 知 精

●普通乗車券の割引率

- ・身体障害者手帳の第1種または療育手帳A（第1種）を持っている人…本人、介護者共に5割引
- ・身体障害者手帳の第2種または療育手帳B（第2種）を持っている人…本人のみ5割引
（小学生以下の身体障害児は介護者も5割引）
※介護者についてはすべて1名を限度とする。
- ・精神障害者保健福祉手帳を持っている人…本人のみ5割引
（1級または小学生以下の場合は、介護者も5割引）

定期乗車券、回数乗車券については、鉄道会社の窓口・又は係員にお問い合わせください。

※5割引運賃が最低運賃を下回る場合は、最低運賃が適用されます。

●問い合わせ先

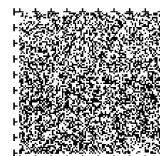
営業課 ☎925-2276

航路・フェリー 身 知

ほとんどの航路・フェリーで障害者割引が受けられます。割引対象・割引率・割引の方法は各社に事前に確認してください。なお、割引対象でない航路もあります。

国内航空 身 知 精

12歳以上で手帳の交付を受けている人が国内航空を利用する際、本人、介護者共（おひとり様まで）に運賃が割引される場合があります。割引対象・割引率・割引の方法は、航空会社や路線によって異なりますので、各社に事前に確認してください。



有料道路料金の割引 **身** **知**

「身体障がい者の方が自ら運転する場合」または「重度の身体障がい者の方もしくは重度の知的障がい者の方が同乗し、障がい者本人以外の方が運転する場合」に通勤、通学、退院等に適用されます。

本人または本人の親族等所有の登録された自家用車もしくは自家用車を持っていない人が、レンタカーやタクシー等を利用する場合など事前登録していない自動車でも、事前申請により適用されます。

※対象車種：事前登録された自動車、事前登録されていない自動車（親族や知人の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）など）ただし、業務利用等自動車は対象外です。

※割引有効期限がありますので更新申請が必要です。手続きは、有効期限の2か月前からできます。

・新規申請の場合…申請後2回目の誕生日まで

・更新申請の場合…申請後3回目の誕生日まで

〈対象道路〉高速道路株式会社等の管理する有料道路—全都道府県5割引

●対象者

- ・身体障害者手帳の第1種または療育手帳Aを持っている人

本人が運転する場合、または介護者が本人を乗せて運転する場合に割引の対象

- ・身体障害者手帳の第2種を持っている人

本人が運転する場合のみ割引の対象

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）

持参するもの

① 身体障害者（療育）手帳 ② 車検証（自動車登録またはETCカードをご利用する場合）

③ 運転免許証（本人運転の場合）

ETCをご利用の場合は、④ 障害者本人名義のETCカード（18才未満は親権者又は法定後見人名義） ⑤ ETC車載器セットアップ申込書・証明書

※ETCをご利用の場合は、さらに次のア、イの手続きが必要となります。

ア。「ETC利用対象者証明書」の発行を受ける。

イ. 発行を受けた「ETC利用対象者証明書」を各自で封筒に入れ、切手を貼付の上郵送（有料道路ETC割引登録係あて）、その後有料道路ETC割引登録係で登録後、結果通知が数週間で届きます。

（注）ETCをご利用の場合は、手続きが完了するまでに数週間かかりますので、お早目にお手続きください。なお、ETC利用の場合24時間申請が可能なオンライン申請ができます。

問い合わせ：NEXCO中日本お客様センター 0120-922-229

NHK放送受信料の免除 **身** **知** **精**

減免証明書の発行を受けた後、NHK静岡放送局営業部 ☎054-654-5200（平日午前10時～午後5時）へ提出してください。また、減免に該当しなくなった場合、必ずNHK静岡放送局営業部へ申し出てください。

●免除率と対象者

全額免除…ア. 障がいのある人（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人）のいる世帯で、その世帯員の全員が市民税非課税の場合

イ. 公的扶助受給者の人

ウ. 社会福祉法に規定する社会福祉事業施設に入所している人

半額免除…ア. 視覚障害又は聴覚障害の身体障害者手帳を持っている人が世帯主で契約者の場合

イ. 重度の障がいのある人（身体障害者手帳1又は2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級）が世帯主で契約者の場合

ウ. 重度の戦傷病者の人（戦傷病者手帳を持っていて、障害程度が特別項症から第1款症の人が世帯主で受信契約者の場合）

●減免証明書発行窓口

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人…各区社会福祉課

- 手続きに必要なもの…手帳・印鑑（朱肉を使うもの（スタンプ印不可））

●NTTふれあい案内

電話帳の利用が困難な視覚・聴覚・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がいや上肢などの不自由な人、知的障がいや精神障がいのある人を対象に、無料で電話番号をご案内します。（ご利用前には事前に登録が必要です）

※身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある人

視覚障がい 1～6級

肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい） 1、2級

聴覚障がい 2級、3級、4級、6級（1級、5級はなし）

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 3級、4級（1、2級はなし）

※戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある人

視力の障がい 特別項症～第6項症

上肢の障がい 特別項症～第2項症

聴覚の障がい 第2項症、第4項症

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 第1項症、第2項症、第4項症

※療育手帳（愛護手帳・愛の手帳・みどりの手帳と呼ばれる場合もあります）をお持ちの人

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人

・お問い合わせは、フリーダイヤル 0120-104174

●NTTファクス 104

耳や言葉の不自由な人からの「104」への電話番号やファクス番号のお問い合わせを、ファクスでお受けするサービスです。

受付番号：FAX 0120-000104

●NTTふれあいファクス

耳や言葉の不自由な人からの電話の移転、ご注文、故障などのご相談、サービスのお問い合わせなどをファクスでお受けするサービスです。（無料）

受付番号：FAX 0120-201390（静岡県・愛知県・岐阜県・三重県）

●電話お願い手帳 Web版/アプリ版

耳や言葉の不自由な人向けに、外出先で近くの人に協力をお願いする際に使用していただくコミュニケーションツールです。（無料）

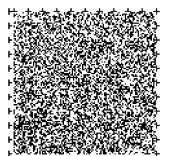
※利用料は無料ですが、アプリのダウンロードやご利用時にかかる通信料は、お客様のご負担となります。

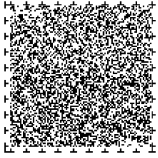
詳しくはNTT西日本、NTT東日本公式ホームページ等でご確認下さい。

携帯電話の基本使用料等の割引 身 知 精

割引の内容や手続き方法は、ご利用の携帯電話会社にご確認ください。

●窓口 携帯電話各社





自立支援給付によるサービス

障害者総合支援法により障がいのある人が自らサービスを選択し、サービスを提供する事業者・施設と利用契約を結ぶことで、サービスを受けることができます。ホームヘルプサービス・ショートステイなど、各種サービスを受ける場合、支給量（ホームヘルプサービスなどを受ける時間数や施設利用の日数等）が記載された受給者証が必要となります。事前に下記の窓口へご連絡ください。

※各サービス事業所の一覧はP 8 1～ 特定相談事業所の一覧はP 1 0 3～
最新の情報は、浜松市ホームページをご覧ください。

- 手続……申請書類の提出（支給量等を決定するための面接が必要です。）
- 費用……利用料の1割（世帯等の所得状況により、負担上限月額が設定されます。）
- 窓口……各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）

障害福祉サービス等利用のための手続き

①相談
窓□ 各区役所社会福祉課
各相談支援事業所

使いたいサービスや、困っていることなどをご相談ください。

②申請
窓□ 各区役所社会福祉課

サービスの利用には申請が必要です。

③計画案作成

特定相談支援事業所が、サービスを利用しようとする人やその家族と面接し計画案を立てます。利用計画案は特定相談支援事業所から区役所に提出されます。

④障害支援区分の認定
・認定調査
・医師意見書
・一次判定（コンピュータ判定）
・二次判定（審査会）

障害支援区分が必要なサービスを利用しようとする人については、認定調査等を行って障害支援区分の認定を行います。

⑤支給決定、受給者証の交付

サービス種類ごとに支給量を決定し、「障害福祉サービス受給者証」を交付します。

⑥契約

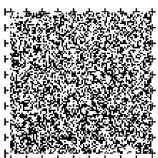
サービス事業者と契約して、サービスを利用します。その際、障害福祉サービス受給者証を事業者に提示してください。

⑦サービスの利用、利用者負担の支払い

サービス利用後、利用者負担額（原則1割）を事業所に支払います。

※訓練等給付（共同生活援助に係るものであって、入浴、排せつ、食事等の介護の提供を受けることを希望する場合及び日中サービス支援型の利用を希望する場合を除く）のみを希望する人もしくは18歳未満の人については、④障害支援区分の認定は不要ですが、各区役所職員等による調査を受ける必要があります。

※複数の事業所を利用する場合等については、費用（利用料の1割）が負担上限月額を超えないように事業所間で管理するため、上限額管理の届出が必要となる場合があります。

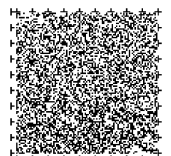


介護給付

- 居宅介護（ホームヘルプ）** 身 知 精 児（区分1以上）
自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- 重度訪問介護** 身 知 精（区分4以上）
重度の肢体不自由者や、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
- 行動援護** 知 精 児（区分3以上）
知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
- 同行援護** 視 児
視覚に障がいがある人の外出支援を行います。
- 重度障害者等包括支援** 身 知 精 児（区分6）
介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
- 短期入所（ショートステイ）** 身 知 精 児（区分1以上）
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- 療養介護** 身 知 精（区分6、一定の医療的ケアを必要とする者または進行性筋萎縮症患者もしくは重症心身障害者は区分5以上）
医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。
- 生活介護** 身 知 精（区分3以上、50歳以上は区分2以上）
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
- 施設入所支援** 身 知 精（区分4以上、50歳以上は区分3以上）
施設に入所する人に、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

地域相談支援給付

- 地域移行支援** 身 知 精
入所施設や精神科病院等から地域生活への移行を希望する人に、住居の確保等必要な支援を行います。
- 地域定着支援** 身 知 精
居宅において単身等により地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じる地域生活における課題について、相談や訪問等を行います。



訓練等給付

- **自立訓練（機能訓練・生活訓練）** 身 知 精
 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
- **就労移行支援** 身 知 精
 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- **就労継続支援 A型・B型** 身 知 精
 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- **就労定着支援** 身 知 精
 就労移行支援等を利用して一般就労した人の就労の継続を図るため、関係機関等との連絡調整や雇用に伴い生じる生活上の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行います。
- **自立生活援助** 身 知 精
 居宅における生活上の問題につき、定期的な巡回等により状況を把握し、情報提供、助言、相談、関係機関との連絡調整等により自立した生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。
- **共同生活援助(グループホーム)** (介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型) 身 知 精
 主に夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

障害支援区分と利用できるサービス

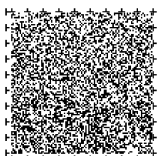
介護給付等の福祉サービスには、一定の障害支援区分やその他の要件が必要となるものがあります。
 ※着色部分が利用できる障害支援区分です。

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護							
重度訪問介護							
行動援護							
重度障害者等包括支援							
短期入所							
療養介護						※1	
生活介護			※50歳以上は 区分2から				
施設入所支援				※50歳以上は 区分3から			
共同生活 援助 (グループ ホーム)	介護サービス包括型 ※2						
	日中サービス支援型						
	外部サービス利用型 ※3						

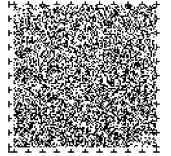
※1 進行性筋萎縮症患者、重症心身障害者又は一定の医療的ケアを必要とする者は区分5から

※2 介護の提供を受ける場合は区分1から

※3 介護の提供を受ける場合は区分2から



児童福祉法に基づく発達に課題のある児童に対する支援



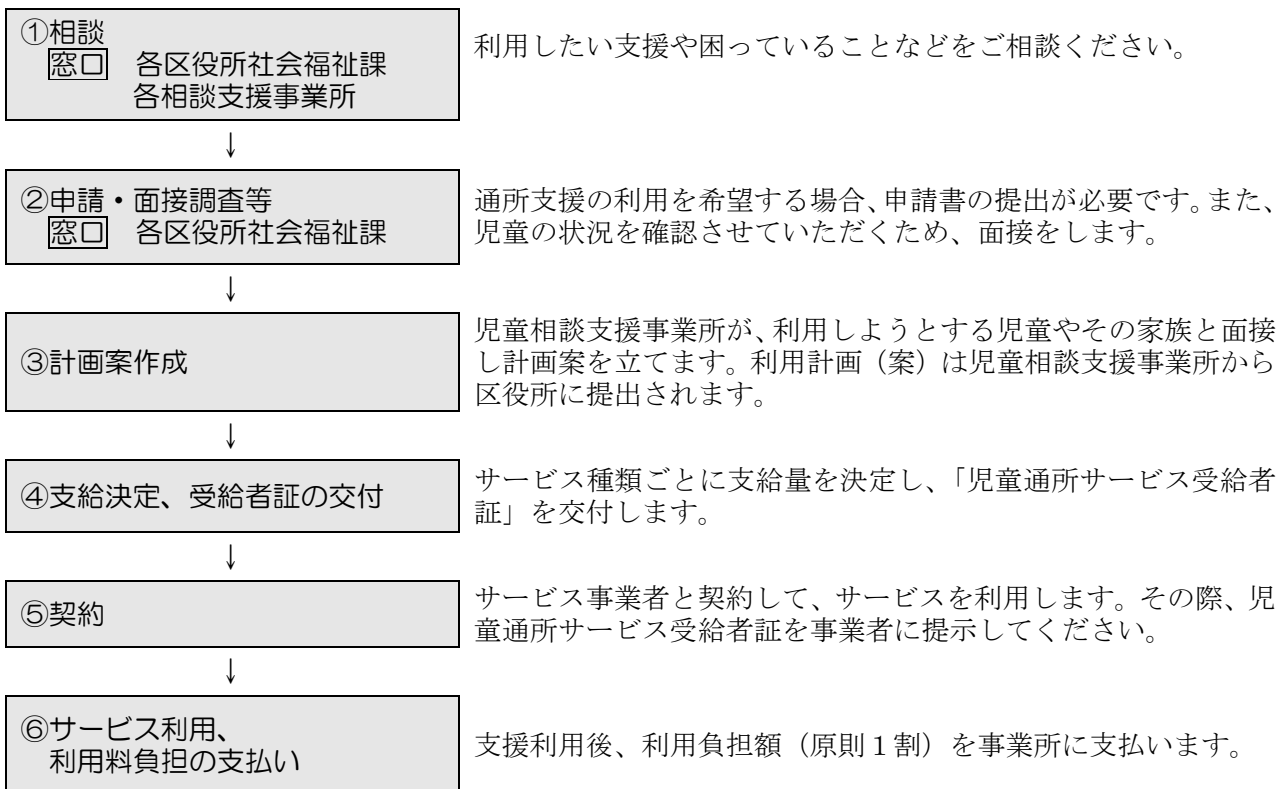
児童福祉法に基づく発達に課題のある児童の保護者は、児童に適したサービスを選択し、サービスを提供する事業所と利用契約を結ぶことにより、支援を受けることができます。児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援等を受ける場合、支給量（児童発達支援事業を受ける日数等）が記載された受給者証が必要になります。事前に下記の窓口へご連絡ください。

※各サービス事業所の一覧はP 92～ 児童相談支援事業所の一覧はP 103～

最新の情報は、浜松市ホームページをご覧ください。

- 手続……申請書類の提出（支給量を決定するための面接が必要です。）
- 費用……利用料の1割（世帯等の所得状況により、負担上限月額が設定されます。）
- 窓口……各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）

●利用のための手続き



※複数の事業所を利用する場合等については、費用（利用料の1割）が負担上限月額を超えないように事業所間で管理するため、上限額管理の届出が必要となる場合があります。

高額障害福祉サービス等給付費

同じ世帯に障害福祉サービス等・補装具・介護保険サービス（障害福祉サービスとともに利用している人の利用分に限る）の利用者が複数いるときなど、1か月の間に支払った利用者負担額を合算して負担上限月額を超えた場合は申請によってその超えた分が支給されることがあります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

- 窓口
各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）



補装具費の支給（購入・借受け・修理） 身

身体障害者手帳を持っている人や難病患者等の身体機能を補い、日常生活の向上を図るために、障がいに適した補装具の購入、借受け又は修理に要した費用（一部又は全部）を支給する制度です。ただし、介護保険制度、労働災害補償制度、治療用・訓練用等の医療保険制度等の適用対象になる人は、それらの制度が優先されます。

※申請する前に、補装具を購入、借受け又は修理した場合は対象になりません。事前に窓口へご相談ください。

●費用

市民税課税状況	利用者負担額
市民税課税世帯	補装具費の1割負担（負担上限月額 37,200 円）
市民税非課税世帯、生活保護受給世帯	補装具費内の負担なし

※補装具費は、定められた基準額（国一律）以内で算出します。

※世帯の範囲は、本人が18歳以上の場合は本人及び配偶者、本人が18歳未満の場合は保護者の属する住民基本台帳上の世帯となります。

※世帯の中に当該年度（4月～6月は前年度）の市民税所得割額が46万円以上の人がいるときは、この制度による補装具費の支給は受けられません。

●手続きに必要なもの

- ・身体障害者手帳（難病患者等の人は、特定疾患医療受給者証等）
- ・見積書
- ・マイナンバーカード、又は、マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類

※医師の意見書・処方せんが必要になる場合があります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

●窓口

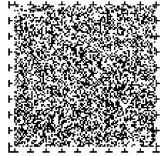
各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）

●対象と補装具の種類

対象	補装具の種類	意見書の要否		
		新規	再交付	修理
視覚障害	視覚障害者安全つえ（普通用・携帯用・身体支持併用）	×		
	眼鏡（矯正・遮光・弱視眼鏡・コンタクト） ※眼鏡の度数変更にも、意見書が必要です。 義眼（普通義眼・特殊義眼・コンタクト義眼）	○	△	×
	聴覚障害	○	△	×
肢体不自由	歩行補助つえ（一本つえ以外）	×		
	座位保持装置、装具（上肢・下肢・体幹） 殻構造義肢、車椅子、歩行器	○	△	△
	電動車椅子、骨格構造義肢	○	○	△
児童補装具	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具	○	△	×
重度の上下肢と音声・言語機能障害の両方の人	重度障害者用意思伝達装置	○		

※原則として、1種類につき1個までの支給となります。

地域生活支援事業によるサービス



身体障害児・者、難病患者等の日常生活用具費の助成 身 難

身体障害者手帳を持っている重度の身体障がい児・者、難病患者等の人が日常生活を営むうえでの不便を解消し、自力で生活を営むことを容易にするため、用具費を助成する制度です。種目と対象者は下表のとおりです。また、介護保険制度の要介護認定を受けている場合は、介護保険制度が優先となります。

※申請前に購入すると補助の対象になりません。事前に窓口へご相談ください。

●費用

市民税課税状況	利用者負担額
市民税課税世帯	用具費又は基準額の1割負担
市民税非課税世帯、生活保護受給世帯	基準額内の負担なし

※用具ごとに基準額があり、基準額の範囲内で助成します。

※世帯の範囲は、本人が18歳以上の場合は本人及び配偶者、本人が18歳未満の場合は保護者となります。

※世帯の中に当該年度(4月～6月は前年度)の市民税所得割額が46万円以上の人がいるときは、この制度による助成は受けられません。

●手続きに必要なもの

身体障害者手帳(難病患者等の人は、難病患者等診断書)、印鑑(朱肉を使うもの(スタンプ印不可))、見積書、用具のカタログ等を窓口までお持ちください。

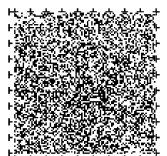
●窓口

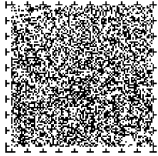
各区役所社会福祉課(裏表紙に記載)

●種目と対象者

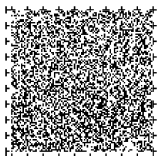
※：介護保険優先、者：身体障害者、児：身体障害児、難：難病患者等

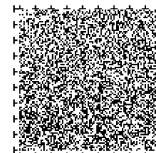
種 目	対 象 者	性 能
※特殊寝台 者 難	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等の場合は、寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具(サイドレール等)を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度の調整ができる機能を有するもの
※特殊マット 者 児 難	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る)、障害児にあつては下肢又は体幹機能障害2級以上で原則として3歳以上 難病患者等の場合は、寝たきりの状態にある者	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの
※特殊尿器 者 児 難	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る)(原則として学齢児以上) 難病患者等の場合は、自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介助者が容易に使用できるもの
入浴担架 者 児 難	下肢若しくは体幹機能障害2級以上(入浴にあつては、家族等他人の介助を要する者に限る)(原則として3歳以上)又は同程度の障害を有する難病患者等	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの
※体位変換器 者 児 難	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等にあつては、家族等他人の介助を要する者に限る)(原則として学齢児以上) 難病患者等の場合は、寝たきりの状態にある者	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用できるもの



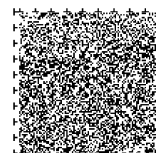


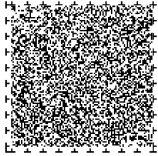
種 目	対 象 者	性 能
※移動用リフト ㊦ ㊧ ㊨	下肢又は体幹機能障害2級以上 (原則として3歳以上) 難病患者等の場合は、下肢又は体幹機能に障害のある者	介助者が重度身体障害者等を移動させるにあたって、容易に使用できるもの※ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く
訓練いす ㊦ ㊨	下肢若しくは体幹機能障害2級以上 (原則として3歳以上) 又は同程度の障害を有する難病患者等	原則として付属のテーブルをつけることができるものとする
訓練用ベッド ㊦ ㊨	下肢又は体幹機能障害2級以上 (原則として学齢児以上) 難病患者等の場合は、下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの
※入浴補助用具 ㊦ ㊧ ㊨	下肢又は体幹機能に障害を有する者で、入浴に介助を必要とする者 (原則として3歳以上) 難病患者等の場合は、入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用できるもの ※ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く
※便器 ㊦ ㊧ ㊨	下肢又は体幹機能障害2級以上 (原則として学齢児以上) 難病患者等の場合は、常時介護を要する者	障害者等が容易に使用できるもの(手すりをつけることができる) ※ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く
頭部保護帽 ㊦ ㊧ ㊨	平衡機能、下肢若しくは体幹機能に障害を有し、必要と認められる者 又は同程度の障害を有する難病患者等	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
T字状・棒状のつえ ㊦ ㊧ ㊨	平衡機能、下肢若しくは体幹機能に障害を有し、必要と認められる者 又は同程度の障害を有する難病患者等	障害者等が容易に使用できるもの
※移動・移乗支援用具 ㊦ ㊧ ㊨	平衡機能、下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 (原則として3歳以上) 又は同程度の障害を有する難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする ※ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く
温水洗浄便座 ㊦ ㊧ ㊨	上肢障害2級以上 (原則として学齢児以上) 難病患者等の場合は、上肢機能に障害のある者	取替式の便座(便器一体型を除く)であって、乾燥機能を有するもの ※ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く ※新築等による用具設置の場合については助成対象とならない
火災警報器 ㊦ ㊧ ㊨	次のいずれかに該当する者 (1) 視覚障害2級以上 (2) 聴覚障害2級 (3) 下肢又は体幹機能障害2級以上 (4) 難病患者等の場合は、(1)から(3)のいずれかと同程度の障害を有する者 ※火災発生の感知または避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、かつ、市民税非課税世帯に限る	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの



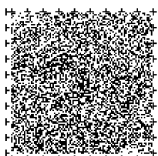


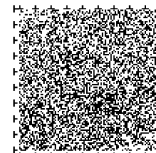
種 目	対 象 者	性 能
自動消火器 者 児 難	火災発生の感知及び避難が著しく困難な者であつて、次のいずれかに該当する者 (1) 視覚障害2級以上 (2) 聴覚障害2級 (3) 下肢又は体幹機能障害2級以上 (4) 難病患者等	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火することができるもの
電磁調理器（卓上式） 者 難	視覚障害2級以上又は同程度の障害を有する難病患者等（視覚障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、かつ、市民税非課税世帯に限る）（18歳以上）	視覚障害者等が容易に使用できるもの
歩行時間延長信号機 用小型送信機（カード 型送信機を含む） 者 児 難	視覚障害2級以上 （原則として学齢児以上） 又は同程度の障害を有する難病患者等	視覚障害者等が容易に使用できるもの
聴覚障害者用 屋内信号装置 者 難	聴覚障害2級以上又は同程度の障害を有する難病患者等	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの
透析液加温器 者 児 難	腎臓機能障害3級以上で、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者（原則として3歳以上） 又は同程度の障害を有する難病患者等	透析液を加温し、一定温度に保つもの
ネブライザー（吸入器） 者 児 難	次のいずれかに該当する者 (1) 呼吸器機能障害3級以上 (2) 在宅で人工呼吸器を使用している身体障害者（ただし、加齢かつ廃用性症候群で気管切開をした等の理由により用具を必要とする者は除く） (3) 難病患者等の場合は、呼吸器機能に障害のある者又は在宅で人工呼吸器を使用している者	障害者等又は介助者が容易に使用できるもの
電気式たん吸引器 者 児 難	次のいずれかに該当する者 (1) 呼吸器機能障害3級以上 (2) 在宅で人工呼吸器を使用している身体障害者（ただし、加齢かつ廃用性症候群で気管切開をした等の理由により用具を必要とする者は除く） (3) 難病患者等の場合は、呼吸器機能に障害のある者又は在宅で人工呼吸器を使用している者	障害者等又は介助者が容易に使用できるもの
吸引器・ネブライザー 両用器 者 児 難	次のいずれかに該当する者 (1) 呼吸器機能障害3級以上 (2) 在宅で人工呼吸器を使用している身体障害者（ただし、加齢かつ廃用性症候群で気管切開した等の理由により用具を必要とする者は除く） (3) 難病患者等の場合は、呼吸器機能に障害のある者又は在宅で人工呼吸器を使用している者	障害者等又は介助者が容易に使用できるもの
酸素ボンベ運搬車 者 難	呼吸器機能障害者又は同程度の障害を有する難病患者等で、医療保険における在宅酸素療法を行う者（18歳以上）	障害者等が容易に使用できるもの



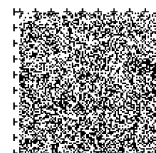


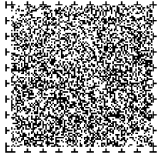
種 目	対 象 者	性 能
視覚障害者用体温計 (音声式) ㊦ ㊧ ㊨	視覚障害2級以上 又は同程度の障害を有する難病患者等	視覚障害者等が容易に使用できるもの
視覚障害者用体重計 ㊦ ㊨	視覚障害2級以上(18歳以上) 又は同程度の障害を有する難病患者等	視覚障害者等が容易に使用できるもの
視覚障害者用血圧計 (音声式) ㊦ ㊨	視覚障害2級以上(18歳以上) 又は同程度の障害を有する難病患者等	視覚障害者等が容易に使用できるもの
パルスオキシメーター ㊦ ㊧ ㊨	呼吸器機能障害、心臓機能障害若しくは同程度の障害を有する者であって、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器を装着している者(呼吸器又は心臓機能障害以外の場合は医師が必要と認めた者) 難病患者等の場合は、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器の装着が必要な者	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定でき、障害者等が容易に使用できるもの 難病患者等の場合は、真に必要なと認める場合に限り、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもので、 難病患者等が容易に使用できるもの
携帯用会話補助装置 ㊦ ㊧ ㊨	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者で発声・発語に著しい障害を有する者(原則として学齢児以上) 又は同程度の障害を有する難病患者等	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用できるもの
情報・通信支援用具 ㊦ ㊧ ㊨	上肢障害2級以上若しくは視覚障害2級以上で、必要と認められる者 又は同程度の障害を有する難病患者等	パーソナルコンピューターやタブレット端末又はスマートフォンを使用するにあたり障害特性に応じて必要となる周辺機器又はソフト等であって、障害者等が容易に使用できるもの
点字ディスプレイ ㊦ ㊨	視覚障害2級以上で、必要と認められる者(18歳以上) 又は同程度の障害を有する難病患者等	文字等のコンピューター、タブレット端末又はスマートフォンの画面情報を点字等により示すことができるもの
点字器 ㊦ ㊧ ㊨	点字による情報の入手が必要である視覚障害者 又は同程度の障害を有する難病患者等	視覚障害者等が容易に使用できるもの
点字タイプライター ㊦ ㊧ ㊨	視覚障害2級以上で、点字による情報の入手が必要である者 又は同程度の障害を有する難病患者等	視覚障害者等が容易に使用できるもの
視覚障害者用 ポータブルレコーダー ㊦ ㊧ ㊨	視覚障害2級以上 (原則として学齢児以上) 又は同程度の障害を有する難病患者等	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書等の再生が可能な製品であって、視覚障害者等が容易に使用できるもの
視覚障害者用 活字文書読上げ装置 ㊦ ㊧ ㊨	視覚障害2級以上 (原則として学齢児以上) 又は同程度の障害を有する難病患者等	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者等が容易に使用できるもの
視覚障害者用 ICタグレコーダー ㊦ ㊧ ㊨	視覚障害2級以上 (原則として学齢児以上) 又は同程度の障害を有する難病患者等	取り付けたICタグからその物品等の名称や情報を音声にて再生が可能な製品であって、視覚障害者等が容易に使用できるもの
障害者用 防災ベスト ㊦ ㊧ ㊨	障害等級4級以上又は同程度の障害を有する難病患者等で地震発災時の安全確保が困難若しくは避難が著しく困難な者	災害発生時、避難中に障害等の有無を明示できるもの



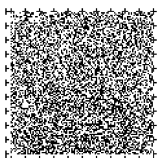


種 目	対 象 者	性 能
視覚障害者用読書器 (据置型・携帯型) ㊦ ㊧ ㊨	視覚障害者で、本装置により読書が可能になる者 (原則として学齢児以上) 又は同程度の障害を有する難病患者等	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害児者等が容易に使用できるもの
視覚障害者用 小型拡大読書器 (携帯用電子ルーペ) ㊦ ㊧ ㊨	視覚障害者で、本装置により文字等を読むことが可能になる者 (原則として学齢児以上) 又は同程度の障害を有する難病患者等	読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像を表示できるもので、容易に持ち運びのできるもの
聴覚障害者用印字 通信装置 ㊦ ㊧ ㊨	聴覚障害者若しくは発声・発語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者 (原則として学齢児以上) 又は同程度の障害を有する難病患者等 ※ただし、ファクシミリ(電話一体型含む)については、対象となる障害者等のみの世帯及びこれに準じる世帯で、かつ、市民税非課税世帯に限る	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用できるもの
視覚障害者用時計 ㊦ ㊨	視覚障害2級以上(18歳以上) 又は同程度の障害を有する難病患者等	視覚障害者等が容易に使用できるもの
聴覚障害者用 情報受信装置 ㊦ ㊧ ㊨	聴覚障害者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者 又は同程度の障害を有する難病患者等	字幕及び手話通訳つきの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者等が容易に使用できるもの
人工喉頭 (電気式喉頭) ㊦ ㊧ ㊨	音声機能若しくは言語機能障害者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、喉頭摘出をした者又は発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者で本装置により発声が可能になる者	顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの
埋込型人工喉頭用 人工鼻 ㊦ ㊧ ㊨	音声機能若しくは言語機能障害者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、喉頭摘出をした者又は発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者で本装置により発声が可能になる者	気管孔に取り付けることで発声が可能となり、容易に使用できるもの
点字図書 ㊦ ㊧ ㊨	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者又は同程度の障害を有する難病患者等 (助成は年間6タイトル又は24巻を限度とする。 (ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。))	点字により作成された図書
人工内耳体外機 ㊦ ㊧ ㊨	聴覚障害者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、現に人工内耳を装着している者(ただし、医療保険が適用される場合を除く。)	人工内耳用音声信号処理装置及び人工内耳用ヘッドセットであって、現に装着している人工内耳体外機が5年以上経過しているもの
人工内耳用電池 ㊦ ㊧ ㊨	聴覚障害者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、現に人工内耳を装着している者	人工内耳用電池等で、次のア又はイのいずれかとする。 ア 人工内耳用ボタン電池 イ 人工内耳用充電器 及び充電電池
ストマ装具 (消化器系・尿路系) ㊦ ㊧ ㊨	ストマ造設者 ※「紙おむつ等」の助成決定を受けた者は本種目の助成を受けることはできない	障害者等又は介助者が容易に使用できるもの

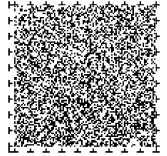




種 目	対 象 者	性 能
収尿器 固 固 難	ぼうこう機能障害又は脊椎損傷等を原因とする 肢体不自由者で、高度の排尿機能障害のある者又 は同程度の障害を有する難病患者等	障害者等又は介助者が容易に使用でき るもの
紙おむつ等 (紙おむつ、洗腸用具、 サラシ・ガーゼ等衛生 用品) 固 固 難	次のいずれかに該当する者 (原則として3歳以上) (1) ぼうこう機能障害若しくは直腸機能障害者 又は同程度の障害を有する難病患者等であ って、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当 する者 (ア) 治療によって軽快の見込のないストマ 周辺の著しい皮膚のびらん、ストマの 変形のためストマ装具を装着できない 者 (イ) 二分脊椎等先天性疾患(先天性鎖肛を 除く)に起因する神経障害による高度 の排尿機能障害若しくは高度の排便機 能障害のある者又は同程度の障害のあ る難病患者等 (ウ) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因 する高度の排便機能障害のある者又は 同程度の障害のある難病患者等 (2) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿 もしくは排便の意思表示が困難な者又は同 程度の障害のある難病患者等で、現在及び将 来に渡って紙おむつ以外での対応が困難な 者 ※ストマ装具(消化器系)またはストマ装具(尿 路系)の助成を受けた者は本種目の助成を受け ることはできない	障害者等又は介助者が容易に使用でき るもの
※居宅生活動作 補助用具 固 固 難	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性 の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限 る)3級以上の者(原則として学齢児以上) 難病患者等の場合は、下肢又は体幹機能に障害の ある者	障害者等の移動等を円滑にする用具で設置 に小規模な住宅改修を伴うもの (1) 手すりの取付け (2) 床段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のた めの床材の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) 玄関から道路までの通路部分など の屋外における住宅改修 (7) その他前各号の住宅改修に付帯し て必要となる住宅改修
防災ベッドフレーム 固 固 難	障害等級2級以上又は同程度の障害を有する難患者 者等で、常に就床を要すると市長が認める者 ※昭和56年5月31日以前に建築した木造住 宅又は同日において工事中であった木造住宅で、 耐震評点が1.0未満のものに居住する者に限る	家屋倒壊時に就床者を保護する空間を 確保する寝台付属品で、積載荷重5トン 以上の性能を有するもの 防災支援用具
発電機等、人工呼吸器用 外部バッテリー 固 固 難	呼吸器機能障害者又は難病患者等であって、在宅 で人工呼吸器、吸引器、酸素濃縮器など電気式の 医療機器を使用している者	障害者等又は介助者が容易に使用でき、運 搬可能なもの ア 正弦波インバーター発電機 イ ポータブル電源(蓄電池) ウ DC/ACインバーター (カーインバーター) エ 人工呼吸器用外部バッテリー ※人工呼吸器用外部バッテリーは、医療保 険制度の対象とならない場合に限る 防災支援用具
情報機器 固 固 難	聴覚障害者、視覚障害者若しくは盲ろう者 又は同程度の障害を有する難病患者等	障害者等が容易に使用できるもの 用具例:「テレビが聞ける」ラジオ・腕 時計型受信機 防災支援用具



知的障害児・者の日常生活用具費の助成 知



療育手帳を持っている重度の知的障がい児・者が日常生活を営むうえでの不便を解消し、自力で生活を営むことを容易にするため、用具費を助成する制度です。種目と対象者は下表のとおりです。また、介護保険制度の要介護認定を受けている場合は、介護保険制度が優先となります。

※申請前に購入すると補助の対象になりません。事前に窓口へご相談ください。

●費用

市民税課税状況	利用者負担額
市民税課税世帯	用具費又は基準額の1割負担
市民税非課税世帯、生活保護受給世帯	基準額内の負担なし

※用具ごとに基準額があり、基準額の範囲内で助成します。

※世帯の範囲は、本人が18歳以上の場合は本人及び配偶者、本人が18歳未満の場合は保護者となります。

※世帯の中に当該年度(4月～6月は前年度)の市民税所得割額が46万円以上の人がいるときは、この制度による助成は受けられません。

●手続きに必要なもの

療育手帳、印鑑(朱肉を使うもの(スタンプ印不可))、見積書、用具のカタログ等を窓口までお持ちください。

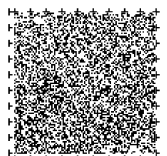
●窓口

各区役所社会福祉課(裏表紙に記載)

●種目と対象者

※：介護保険優先、者：知的障害者、児：知的障害児

種目	対象者	性能
※特殊マット 者 児	療育手帳A(重度又は最重度)の者(原則として3歳以上)	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの
頭部保護帽 者 児	療育手帳A(重度又は最重度)の者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
温水洗浄便座 者 児	療育手帳A(重度又は最重度)の者で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者(原則として学齢児以上)	取替式の便座(便器一体型を除く)であって、乾燥機能を有するもの。ただし、取り替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。また、新築等の理由による用具設置の場合については助成対象としない。
火災警報器 者 児	療育手帳A(重度又は最重度)の者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯で、かつ、市民税非課税世帯に限る)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの
自動消火器 者 児	療育手帳A(重度又は最重度)の者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期消火できるもの
電磁調理器(卓上式) 者	療育手帳A(重度又は最重度)の者(18歳以上)(市民税非課税世帯に限る)	知的障害者が容易に使用できるもの
障害者用防災ベスト 者 児	療育手帳A(重度又は最重度)の者で、災害発生時の安全確保が困難又は避難が著しく困難な者	災害発生時、避難中に障害の有無を明示できるもの



移動支援事業 身 知 精

屋外等での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

●対象者

浜松市に住所を有する在宅の人又は共同生活援助を利用する人（浜松市が援護の実施者）のうち、次のいずれかに該当する人

- ・身体障害者手帳を持っている人のうち全身性障がいの人
- ・療育手帳を持っている人
- ・精神障害者保健福祉手帳を持っている人、または自立支援医療を受給している人
- ・医師により発達に障がいがあると診断された人
- ・身体障害者手帳を持っている児童のうち医療的ケアを必要とする人、または重症心身障害のある人

●利用料

利用者負担は費用の1割（生活保護世帯又は市民税非課税世帯の場合は負担無し）

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）

日中一時支援事業 身 知 精

在宅で浜松市に住所を有している障がいのある人に対し、家族の負担軽減のため障害福祉サービス事業所等において、日帰りによる支援を行います。

●対象者

- ・身体障害者手帳を持っている人
- ・療育手帳を持っている人
- ・精神障害者保健福祉手帳を持っている人
- ・医師により発達に障がいがあると診断された人

●利用料

利用者負担は費用の1割（生活保護世帯又は市民税非課税世帯の場合は負担無し）

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）

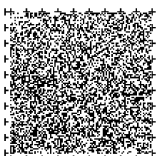
軽度・中等度難聴児の補聴器購入費の助成

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度又は中等度の難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入のための費用の助成を行います。

購入する前に、あらかじめ窓口にお問い合わせください。

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）



地域活動支援センター事業 **身** **知** **精**

雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練などを行います。

I型………… おもに精神障がいのある人の創作活動、生産活動の機会の提供

II型………… おもに身体、知的障がいのある人の創作活動、生産活動の機会の提供

III型………… 創作活動、生産活動の機会の提供

●対象者

浜松市に住所を有し、身体障害者手帳・療育手帳を持っている人・精神障害者保健福祉手帳を持っている人（または同程度の精神に障がいのある人）

●利用料

I型は無料、II・III型の利用者負担は費用の1割（生活保護世帯又は市民税非課税世帯の場合は負担無し）

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）

手話通訳者の派遣

手話を必要とする聴覚に障がいのある人等が、公的機関や病院などに出かける場合、又はいろいろな相談、手続等で通訳を必要とする場合、手話通訳者を派遣いたします。

●対象者

市内に居住する聴覚に障がいのある人等

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）（申込書の送付先：障害保健福祉課 FAX 457-2630）

要約筆記者の派遣

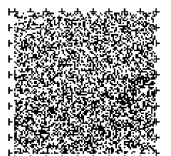
手話習得の困難な中途失聴者、難聴者のコミュニケーション手段として、要約筆記者を派遣いたします。

●対象者

市内に居住する聴覚に障がいのある人等

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）（申込書の送付先：障害保健福祉課 FAX 457-2630）



在宅重度身体障害者の移動入浴サービス 身

移動入浴車が家庭に訪問し、自宅での入浴サービスを行います。原則として週2回とします。

●対象者

浜松市に住所を有し、身体障害者手帳を持っている18歳以上の人（肢体不自由2級以上に限る）で次の各号に該当する人。

ただし、18歳未満であっても成人と同様の体格であって入浴が困難な人は対象とします。

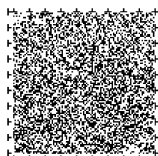
- (1) 家庭の入浴設備にて入浴困難な人
- (2) 医師が入浴を可能と認めた人
- (3) 家庭内において入浴時に立ち会いのできる家族等がいる人
- (4) 介護保険に該当しない人

●費用の負担

世帯の所得税または市民税の課税状況により、自己負担がかかります。

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）



在宅重度身体障害者の施設利用入浴サービス 身

家庭において入浴することが困難な重度身体障害者に対して、施設の特設浴槽を利用した入浴サービスを行います。原則として週2回とします。

●対象者

浜松市に住所を有し、身体障害者手帳を持っている18歳以上の人（肢体不自由2級以上に限る）で次の各号に該当する人。

ただし、18歳未満であっても成人と同様の体格であって入浴が困難な人は対象とします。

- (1) 家庭の入浴設備にて入浴困難な人
- (2) 医師が入浴を可能と認めた人
- (3) 介護保険に該当しない人

●費用の負担

世帯の所得税または市民税の課税状況により、自己負担がかかります。

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）

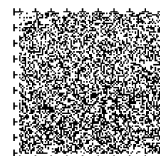
●実施する施設

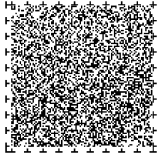
・障害者支援施設

- ・聖隷厚生園信生寮 北区細江町中川7220番地の1 ☎437-4511
- ・厚生寮 浜北区於呂4201番地の12 ☎583-1127

・特別養護老人ホーム

- ・西島寮 南区西島町101番地 ☎425-2000
- ・さぎの宮寮 東区小池町38番地の1 ☎434-5710
- ・和合愛光園 中区和合町555番地 ☎478-0800
- ・きじの里 浜北区染地台五丁目4番3号 ☎585-3333





身体障害者配食サービス **身**

社会福祉施設等の調理機能を活用し、自宅への食事の配達を行い、食生活の改善を行うとともに利用者の安否の確認を行います。

週3回を限度とし、費用の一部(300円)を市が負担します。

自己負担は、1食あたりの金額から市の負担を減額した額となります。

●対象者 ※申請時点で65歳未満の人

浜松市に住所を有し、身体障害者手帳(視覚障害、肢体不自由、腎臓機能障害の1級又は2級に限る)を持っている人で単身世帯(市民税非課税世帯)の人

●手続きに必要なもの

身体障害者手帳をお持ちのうえ、窓口までお越しください。

(転入された人については世帯の市民税課税状況のわかるものが必要となります。)

●窓口

各区役所社会福祉課(裏表紙に記載)

重度障害者(児)紙おむつ購入費の助成 **身** **知**

在宅の重度障害者(児)の紙おむつ購入費を、一人あたり3万円(一年度一回)を限度とし、下記の助成額表のとおり助成します。

●申請月と助成額

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
30,000円		25,000円		20,000円		15,000円		10,000円		5,000円	

●対象者

2歳以上の在宅の重度障害者(児)で、常時紙おむつを必要とする人のうち、次のいずれかに該当する人

(1) 身体障害者手帳1級又は2級を所持している人

(2) 療育手帳Aを所持している人

(3) 特別児童扶養手当1級受給資格者のうち、所得制限による支給停止者に監護されている児童

ただし、次のいずれかに該当する人は除きます。

・前年度の介護者慰労金受給者に介護されている人、及び施設やグループホームに入所している人

・日常生活用具のうち排泄管理支援用具の助成を受けることのできる人

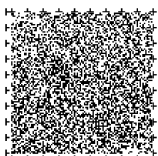
・他制度の紙おむつなどの支給を受けている人

※身体障害者手帳1・2級・療育手帳Aを持っていても、特別児童扶養手当1級の支給を受けているときは、助成の対象にはなりません。

※日常生活用具の排泄管理支援用具の助成を受けられる場合は、その助成を優先してお受けください。

●手続きに必要なもの

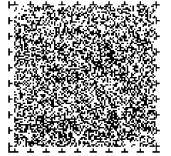
身体障害者手帳、療育手帳、印鑑(朱肉を使うもの(スタンプ印不可))をお持ちのうえ、窓口までお越しください。



●窓口

各区役所社会福祉課(裏表紙に記載)

成年後見制度 **知** **精**



知的障害又は精神障害などで判断能力が十分でない人の財産管理、介護等の契約、遺産分割等の法律行為を本人に代わって後見人等が行う制度として成年後見制度があります。

●法定後見制度

本人、配偶者、4親等内の親族などが家庭裁判所へ審判の申し立てをすることにより、後見人、保佐人、補助人等が選任されると、判断能力が十分でない人の契約等の法律行為を行う場合、後見人等の同意が必要となります。

類型	補 助	保 佐	後 見
対象となる人	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が全くない人
申立てができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市長など		
付与される範囲 (日常生活に関する行為は除く)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める法律行為	財産に関する権利、相続の承認・放棄、遺産の分割、新築・増築・改築などの行為	すべての法律行為

※成年後見制度を利用した場合、医師、税理士等の資格や会社役員などの地位を失うなどの制限があります。

・問い合わせ先

総合的な案内	静岡家庭裁判所浜松支部 ☎453-7168 浜松市中区中央一丁目12番5号
法的なトラブルを解決するために役立つ法制度情報や、最も適切な相談窓口の情報については	日本司法支援センター浜松支部（法テラス浜松） ☎050-3383-5410 浜松市中区中央一丁目2番1号 イーステージ浜松4階

●任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ自らが選んだ代理人が、将来、判断能力が不十分な状態になったとき、自分の生活や財産管理などの手続きを本人に代わって行う制度です。

- ・問い合わせ先：浜松公証人合同役場 ☎452-0718
浜松市中区元城町219番地の21 第一ビル 2階

●市長申立

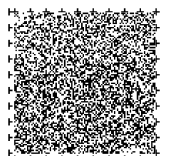
親族等身寄りがない場合は、市長による申立を行う制度があります。

- ・問い合わせ先：知的障がいのある人・・・各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）
精神障がいのある人・・・障害保健福祉課 ☎457-2213

●後見人等報酬助成制度

生活困窮等で後見人等に報酬を支払うのが困難な場合、収入財産状況等により報酬助成の制度があります。

- ・問い合わせ先：障害保健福祉課 ☎457-2864



災害時の避難支援などに活用するため、登録者の情報を避難支援関係者に提供します。

●対象者

以下全てに該当する人

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかの交付を受けている人
- ・在宅の人（施設等へ入所している人は除く）
- ・家族以外の第三者の支援がなければ、避難が困難な人
- ・地域の避難支援関係者（自治会）等へ情報が提供されることに同意する人

※情報提供先及び提供される情報は以下をご確認ください。

●窓口

各区社会福祉課（裏表紙に記載）

●情報提供先

自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員、警察・消防関係、その他の避難支援等の実施に携わる関係者

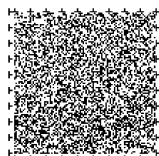
●提供される情報

- ①氏名、②生年月日、③性別、④住所（居所）、⑤電話番号、⑥障害種別・程度、⑦その他避難支援に必要な情報（住宅地図等）

※年1回提供します。

●注意事項

- ・同意を得て支援団体等に提供された個人情報、災害発生時のほか地域の防災対策（防災活動、避難支援活動等）に活用します。
- ・同意することにより、災害時の避難行動の支援が必ず保証されるものではありません。また、地域の避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。
- ・支援団体等へ情報を提供する際に、市が所有する情報にて要件に該当しない場合（死亡・市外転居・施設入所等）は、情報の提供は行いません。
- ・名簿の登録は、変更の申出がないかぎり、自動的に継続します。



重度身体障害者住宅改造費助成 **身**

既存住宅の浴室、便所、洗面所、台所、玄関、廊下その他住宅設備を身体に障がいのある人向けに改造するために必要な経費を補助します。

※必ず着工前に相談の上、申請してください。

●対象者

浜松市に住所を有し、身体障害者手帳を持っている人で、次の各号すべてに該当する人。

1. 身体障害者手帳の交付を受けた下肢、体幹又は視覚の障がいがある人で、肢体不自由又は視覚障害の程度が総合等級で1級又は2級の人
2. 住宅設備を改造する必要がある人
3. 次のいずれかの課税状況に該当する世帯の人
 - ・市、県民税が非課税の世帯（4月から6月までの間に申請する場合は前年度分）
 - ・前年分の所得税額が200,000円以下の世帯（4月から6月及び1月から3月の間に申請する場合は前々年分）
4. 市税に滞納がない世帯に属する人

●助成金額

(1) 市県民税が非課税の世帯

- ・工事費（補助対象経費）の3分の2以内で750,000円を限度とする。

(2) (1)に該当しない世帯で、前年分の所得税額が200,000円以下の世帯

- ・工事費（補助対象経費）の2分の1以内で750,000円を限度とする。

ただし、他の住宅改修費（日常生活用具費助成事業、介護保険制度）と併用するものは、その給付額を差し引く（過去の支給分を含む）。

※新築・増築は住宅改造費助成対象になりません。

●手続きに必要なもの

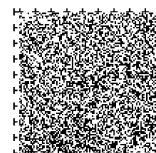
- ・身体障害者手帳、印鑑（朱肉を使うもの（スタンプ印不可））
- ・助成対象工事見積書
- ・平面図（改造前と完成予想図各1部）
- ・写真（改造を必要とする部分の写真）
- ・所得税額を証明するもの（同居家族全員及び改造後同居しようとする世帯を含む）

【例】前年分の源泉徴収票または確定申告の控え等

（4月から6月及び1月から3月までの間に申請する場合は前々年分）

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）



市営住宅は年に4回入居者募集を行い、資格要件を満たしている人が申込可能です。
詳しくは、下記窓口までお問合せください。

●資格要件

- ・住宅に困窮している人
- ・市内に住んでいる人、又は市内に勤めている人
- ・現に同居または同居しようとする親族のある人
※ただし、身体に障がいのある人（1～4級）、精神障がいのある人（1～3級）、知的障がいのある人で、自立生活ができる人は単身入居の申込ができます。（単身入居が可能な住宅に限ります。）
- ・国税、地方税等を滞納していない人
- ・入居又は同居しようとする人が暴力団員でない人
- ・申込者及び同居しようとする親族全体の過去1年間の所得金額が一定金額以下の人
一般世帯：月額158,000円以下
裁量世帯（障がいのある人がいる世帯等）：月額214,000円以下
- ・確実な連帯保証人がいる人

●心身障害者向け住宅（車椅子対応）

身体に障がいのある人（1～4級）、精神障がいのある人（1・2級）、知的障がいのある人がいる世帯のみ入居ができます。

遠州浜団地（2戸）、萩丘団地（2戸）、佐鳴湖西団地（4戸）、初生団地（2戸）

●窓口

浜松市営住宅管理センター ☎457-3051

浜松市営住宅北部管理センター ☎401-0323

地域相談支援

●地域移行支援

入所施設や精神科病院等から地域生活への移行を希望する人に、住居の確保等必要な支援を行います。

利用するためには、区役所社会福祉課より給付の決定を受ける必要があります。

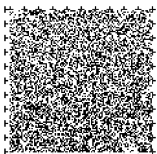
（P30参照）

●地域定着支援

居宅において単身等により地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じる地域生活における課題について、相談や訪問等を行います。

利用するためには、区役所社会福祉課より給付の決定を受ける必要があります。

（P30参照）



相 談 窓 口

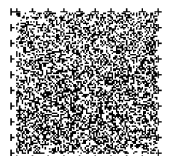
浜松市障がい者相談支援事業 **身** **知** **発** **精**

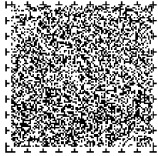
障がいのある人・障がいのある児童・保護者・養護者などの相談に応じ、利用できるサービスなどをアドバイスします。成年後見制度の利用にかかる相談にも応じています。

R5. 4. 1 現在

No.	事業所名	担当 居住区	所在地	TEL FAX
1	中障がい者相談支援センター	中区	中区和合町 555 番地 (和合せいれいの里内)	488-8077 488-8078
2	東障がい者相談支援センター	東区	東区流通元町 20 番 3 号 (東区役所 2 階)	424-0371 424-0379
3	西・南障がい者相談支援センター	西区 南区	西区雄踏一丁目 31 番 1 号 (西区役所 3 階)	597-1124 596-5100
4	北障がい者相談支援センター	北区	北区細江町気賀 305 番地 (北区役所 3 階)	523-2255 523-2257
5	浜北・天竜障がい者相談支援センター	浜北区 天竜区	浜北区平口 1604 番地の 1 (浜北保健センター 1 階)	587-1010 587-1015
6	相談支援事業所「シグナル」	※	浜北区高園 775 番地の 1 (浜松市発達医療総合福祉センター内)	586-8804 586-8827

※浜松市発達医療総合福祉センターの特性を踏まえ、他の障がい者相談支援センターと協働します。





浜松市発達相談支援センター「ルピロ」 発

発達相談支援センター「ルピロ」は、発達障がいやその心配があるご本人、ご家族が安心して地域で暮らしていくことができるよう、乳幼児期から成年期にいたるまで、総合的な支援を行う機関です。

●事業内容

●相談支援事業（発達支援・就労支援）

本人及び家族並びに関係機関に対する助言指導、情報提供を行います。

●普及啓発事業

発達障がいに関するパンフレットの作成・配布等による啓発や、市民向け講演会を開催します。

●研修事業

保育士及び幼稚園教諭、学校関係者、保健師等を対象に各種研修を実施します。

●対象者

自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害、注意欠如／多動性障害などの発達障がいやその疑いがある児・者及びその家族、関係者

●受付時間

月曜日から土曜日までの午前8時30分から午後5時まで（祝日・年末年始は除く）

●所在地・連絡先

中区鍛冶町100番地の1（ザザンティ浜松中央館5階）

このほか、各区でも定期的に相談窓口を開設しています。

☎459-2721（※相談には、事前の電話予約が必要です。なお、相談は無料です。）

友愛のさと診療所

子供の「こころ」と「からだ」の発達を専門とする医療・療育機関です。小児神経科医師・児童精神科医師による診療を行っています。

●対象者

乳幼児からおおむね中学3年生までの子供（※診療は完全予約制です。）

●診療時間

平日午前9時から午後5時まで（祝日・年末年始を除く）

●所在地・連絡先

浜北区高菌775番地の1（浜松市発達医療総合福祉センター内）

☎586-8801

子どものこころの診療所

子供の「こころ」の発達を専門とする医療機関。「集団になじめない」「ことばの遅れがある」「学習面の遅れ」「学校に行けない」などの悩みを抱える子供の症状改善を図り、成長を支えます。

●対象者

中学3年生までの子供とその保護者（※診療は完全予約制で、医療機関や発達相談支援センター「ルピロ」からの紹介状が必要です。）

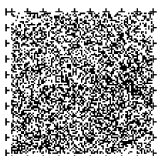
●診療時間

平日午前9時から午後5時まで（祝日・年末年始を除く）

●所在地・連絡先

中区鴨江二丁目11番1号（浜松市保健所隣）

☎452-8080



浜松市障害者更生相談所 身 知

身体に障がいのある人、知的障がいのある人の医学的、心理学的、職能的判定を行い、身体障害者手帳・療育手帳の判定・作成や、障害者総合支援法に規定する補装具（電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置など）・自立支援医療〔更生医療〕（心臓手術、人工透析療法など）の判定、福祉事務所等関係機関への相談のうち複雑困難なケースなど専門性の求められるものへの支援を行います。

●所在地

浜松市障害者更生相談所 ☎457-2707

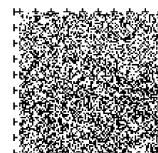
中区中央一丁目12番1号 静岡県浜松総合庁舎4階

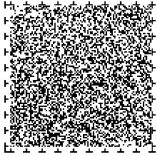
障害者相談員 身 知 精

障がいのある人又はその家族からの相談に当事者として応じるとともに、適切な支援機関を紹介します。

この相談員は、民間の協力者で、家族会等の自助グループや支援団体から推薦を受けた障がいのある人又はその家族に対して浜松市が委託しています。

相談員の名簿はP77参照





浜松市障害保健福祉課 **精**

こころの病（うつ病・依存症・統合失調症・思春期の問題など）に関する悩みや心配ごとについて、相談に応じています。

●内容

- ・精神科医師による無料相談（事前予約制）
※すでに精神科などに通院・入院している人の相談はお受けできません。
- ・精神保健福祉士等による相談（電話相談は随時、来所相談は事前にお電話ください）

●所在地

中区元城町103番地の2 浜松市役所本館2階
☎457-2213

浜松市精神保健福祉センター **精**

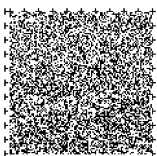
精神保健福祉センターは、市民のこころの健康やこころの病の予防のための知識の普及、こころの病を持つ人の自立支援や社会復帰への支援を行う精神保健福祉に関する総合技術センターです。

●具体的な事業

事業項目		内容
教育研修	精神障がいを理解するための研修会	精神疾患や自殺対策、ひきこもりなどの理解を深めるために、障がい者支援事業所職員、介護施設職員、医療機関職員等に対して研修会を開催します
	家族教室	うつ病・ひきこもり・摂食障害等の理解や家族の役割・対応について、当事者を家族に持ち同じ悩みを抱える人同士がともに学び考える教室を開催します
普及啓発	市民講演会	一般市民及び関係機関職員を対象に、こころの健康の保持増進を目的としたメンタルヘルスに関する講演会を開催します
	こころのボランティア講座	精神保健福祉に関するボランティア入門のための講座を開催します
	企業への研修	企業におけるゲートキーパーの養成など、自殺予防対策を目的とした、職域メンタルヘルスのための研修を開催します
組織育成	こころの病の家族会、ひきこもりの家族会、断酒会、自死遺族・ひきこもり回復者・DVの自助グループ、精神保健福祉ボランティアグループなどの育成と支援を行います	
調査研究	市民のこころの健康推進のために行う調査研究をします。大学や研究機関等との連携も行っています	
特定相談（面接相談）	特定の分野（ひきこもり、自死遺族、犯罪被害者、依存症、がん患者の家族・遺族、摂食障害）の面接相談を行います（予約制）	
法定業務	精神医療審査会	精神科病院に入院している人からの退院等の請求の受付、退院等請求や医療機関から提出される定期病状報告等の審査をするための「精神医療審査会」の運営事務を行います
	自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療（精神通院）の支給及び精神障害者保健福祉手帳の等級判定に関する事務を行います
企画立案	地域精神保健福祉の推進を目的とした専門的立場からの精神保健福祉に関する提案等を行います	

●所在地

中区中央一丁目12番1号 静岡県浜松総合庁舎4階
☎457-2709



公共職業安定所（ハローワーク）

障がいのある人の就職や採用についての相談に専門の相談員が応じています。障がいの状況、適性、就労の希望などを伺い、職業相談や職業紹介、就職後の定着支援を行っています。

また、障がいのある人の雇用促進のため、事業主への雇用助成措置や職業訓練、障害者トライアル雇用（試用雇用）などの各種支援制度が設けられています。

●窓口

- ・ハローワーク浜松 中区浅田町50番地の2 **☎457-5158**
- ・ハローワーク浜北 浜北区沼269番地の1 **☎584-2233**
- ・ハローワーク細江 北区細江町広岡312番地の3 **☎522-0165**
- ・浜松市ジョブサポートセンター
中区元城町103番地の2 浜松市役所2F **☎457-2104**

静岡障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）

障がいのある人に対してハローワークと連携して、就職に向けての相談・職業能力等の評価、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助、職場復帰の支援等、個々の障がいの状況に応じた継続的な支援をしています。また、事業主に対して障がいのある人の雇用相談、情報提供のほか、雇用管理に関する専門的な相談、助言を行います。

●窓口

- ・静岡障害者職業センター
静岡市葵区黒金町59番地の6 大同生命静岡ビル7階 **☎054-652-3322**

障害者就業・生活支援センター（国、県委託事業）

就職を希望される障がいのある人、在職中の障がいのある人や家族が抱えている就労や生活面の相談を受け支援します。また、事業所からの問い合わせやご相談もお受けします。

●窓口

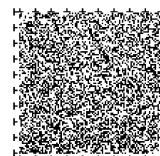
- ・障害者就業・生活支援センター **だんだん** **☎545-3150**
浜北区中条1844番地

浜松市障害者就労支援センター（産業振興課）

障がいのある人の就労に関する相談支援をしています。就職活動時や就職後のお悩み、また訓練施設をお探しの人のご相談もお受けします。

●窓口

- ・浜松市障害者就労支援センター **ふらっと** **☎589-3028**
東区中郡町474番地



障害者職業訓練校（県）

自立を目指す障がいのある人が各人の能力と適性に応じて、就職又は雇用の継続に必要な知識・技能を習得することを目的としています。

●窓口

- ・静岡県立浜松技術専門学校（浜松テクノカレッジ）

障がいのある人を対象に、実践能力習得訓練コース（事業主委託訓練）、知識・技能習得訓練コース、在職者訓練コースを行っています。

東区小池町2 4 4 4 番地の1 ☎462-5602

- ・静岡県立あしたか職業訓練校

身体に障がいのある人と知的障がいのある人が自立を目指して全寮制による1年間の職業訓練を行っています。コンピューター科と生産・サービス科があります。

沼津市宮本5番地の2 ☎055-924-4380

障がいを理由とする差別に関する相談 身 知 発 精

障がいを理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談を行っています。

●窓口

- ・障害保健福祉課、各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）
- ・静岡県障害者差別解消相談窓口

相談日時 週3日（火・水・金曜日）10:00～16:00 ※祝日及び年末年始除く

静岡市葵区駿府町1番70号 静岡県総合社会福祉会館4階

一般社団法人 静岡県社会福祉士会 ☎054-252-9800

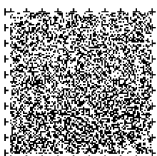
障がい者虐待に関する相談 身 知 発 精

障がい者の虐待にかかわる通報や届出、支援などの相談を受け付けます。

●窓口

- ・障害保健福祉課、各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）

※夜間・休日の緊急連絡先 浜松市役所守衛室 ☎457-2066



社会参加の促進

外出支援助成券（バス・タクシー券等）の交付 身 知 精

バス・電車共通カード、タクシー利用券等6種類のうち、希望する1種類を交付します。

●対象者

毎年度4月1日から交付申請時まで継続して市内に住所を有し、前年度（令和4年度）の自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない人のうち、以下のいずれかの手帳を持っている人。

- ・身体障害者手帳：1級～4級
- ・療育手帳：A1～B1
- ・精神障害者保健福祉手帳：1級～2級

●券種（選択制）

- (1) 遠州鉄道バス・電車共通カード（ナイスパス）
- (2) タクシー利用券
- (3) 天竜浜名湖鉄道乗車券
- (4) 地域バス乗車券
- (5) ガソリン券（春野町、佐久間町、水窪町、龍山町、旧天竜市及び旧引佐町の一部地域のみ）
- (6) 鍼灸マッサージ券

●金額

7,000円分

●持ち物

- ・外出支援助成券交付申請書
- ・障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）※お持ちの全ての手帳
- ・認め印（署名又は押印済であれば必要ありません。）
- ・遠州鉄道ナイスパスカード（ピンク色）※お持ちの人のみ。

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）

視覚障害者等の外出応援タクシー利用券の交付 身 知 精

対象者は、外出支援助成券と重複して申請することができます。リフト付福祉タクシーの運賃助成と重複しての申請はできません。

●対象者

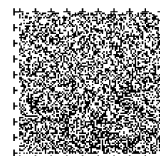
毎年度4月1日から交付申請時まで継続して市内に住所を有し、前年度（令和4年度）の自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない人のうち、以下の身体障害者手帳の障害種別に該当する人。

- ・視覚障害：1級または2級【各部位単独で1級または2級】
- ・肢体不自由：1級【各部位単独で1級】

●金額 20,000円分

●持ち物 視覚障害者等外出応援事業交付申請書、障害者手帳、認め印

●窓口 各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）



障害者施設通所に対する交通費の一部を助成します。

●対象者

以下の（１）または（２）に該当し、

（１）以下のいずれかの手帳を持っている人

- ・身体障害者手帳：５級～６級
- ・療育手帳：Ｂ２～Ｂ３
- ・精神障害者保健福祉手帳：３級

（２）自動車税等の減免を受けているため、外出支援助成券の交付対象から外れた人かつ、以下の（３）～（５）のいずれにも該当する人となります。

（３）毎年度４月１日から申請日まで継続して市内に住所を有し、申請した人

（４）生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、地域活動支援センターに通所している人

（５）バス、電車にて通所している人

※ただし、以下の人は対象となりません。

- ・外出支援事業のバス・タクシー券等の交付を受けている人
- ・通所事業所より通勤手当の支給を受けている人
- ・通所事業所より自宅と施設間の送迎サービスを受けている人
- ・生活保護法により通所に対する移送費が支給されている人

●助成金の支給

年間７，０００円を上限

※通所に要する交通費のうち、居住地と通所事業所との間で実際に通所した回数により、年間７，０００円を上限に助成します。

●手続きに必要なもの

以下のものを揃えて窓口まで提出してください。

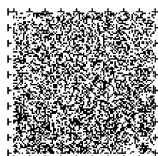
- （１）申請書・通所証明（通所事業所の証明があるもの）
- （２）通所確認台帳
- （３）請求書（申請者名義の金融機関の預金通帳の写し）

※申請、請求は年２回、以下のとおりです。

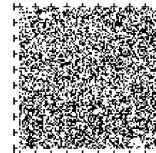
申請の対象期間	申請書等の提出期限
４月１日から９月３０日までの通所分	１０月１５日まで
１０月１日から３月３１日までの通所分	４月１５日まで

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）



電動車椅子利用者のリフトまたはスロープ付タクシーの運賃助成 身



リフト又はスロープ付福祉タクシーの運賃を助成します。

●対象者

市内に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けている人で以下のいずれかに該当する人

- ・補装具制度のうち電動車椅子の支給を受けている人
- ・介護保険により電動車椅子のレンタルを受けている人

●助成回数

年間1人20,000円分(1,000円×20枚)
※1乗車あたりの利用枚数の制限はありません。

●助成の申請手続きに必要なもの

身体障害者手帳、印鑑(朱肉を使うもの(スタンプ印不可))、介護保険により電動車椅子をレンタルされている人はその契約書又はその写し

●窓口

各区役所社会福祉課(裏表紙に記載)

リフトバスの貸出し 身

浜松市内に住所を有し、車いすを使用しなければ外出が困難な者を含む障害者団体に対し、地域における福祉活動を推進するためリフトバスを貸出します。運転手の手配等リフトバスの利用についてはリフトバス運行ボランティア連絡協議会が相談に応じます。

●貸出自動車

- ・友愛号 …… 18人乗り、うち車椅子4台
 - ・友愛のさと号 …… 10人乗り、うち車椅子4台
- ※友愛のさと号は、浜松市発達医療総合福祉センターの休館日のみ貸出します。

●窓口

障害保健福祉課 ☎457-2864

リフト付福祉バス「友愛のさと号」の運行 身

浜松市発達医療総合福祉センター「はままつ友愛のさと」を利用する車椅子使用者の利便を図るため、JR浜松駅前(遠鉄百貨店新館1階北側タクシーのりば付近)と、浜松市発達医療総合福祉センター「はままつ友愛のさと」間を下記により運行しています。

●運行日

毎週月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

●運行経路及び予定時刻

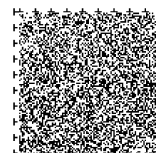
- ・浜松駅前(9:00)→浜松市役所(9:10)→県浜松総合庁舎(9:20)
→笠井協働センター(9:50)→はままつ友愛のさと(10:00)
- ・はままつ友愛のさと(15:00)→笠井協働センター(15:10)→県浜松総合庁舎(15:40)
→浜松市役所(15:50)→浜松駅前(16:00)

※尚、途中の経過時刻については交通事情により、時間のずれが生じますのでご了承ください。

●利用方法

事前に利用者氏名、利用日、乗車場所を発達医療総合福祉センターまで連絡してください。

浜松市発達医療総合福祉センター ☎586-8800



市の施設利用の減免 身 知 精

対象者が市の施設を利用する場合、観覧料及び使用料が減免されます。

ミライロIDもご利用いただけます。

※一部該当しない施設もありますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。

ミライロID
市の施設のページはこちら→



●対象者

- (1) 身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている人及びその介護者について、それぞれの施設の規定により減免対象となります。
- (2) 市内の障害児者福祉施設を運営する団体
※障害者総合支援法、児童福祉法等による障害児（者）施設等を運営するもの
- (3) 市内の障害児者団体で市長が認めるもの
※主として身体・知的又は精神に障がいのある人及びその介護者で構成された団体
※主として身体・知的又は精神に障がいのある人の支援者で構成された団体

●手続き

- ・身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている人が減免を受けようとするとき、身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示してください。
- ・障害児者福祉施設を運営する団体又は障害児者団体が減免を受けようとするときは市長が発行する認定通知書を提示し当該施設へ申請してください。
認定の交付申請には、会則、会員名簿等が必要です。

●窓口

障害保健福祉課 ☎457-2864

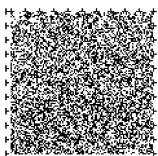
ヒアリンググループ貸出し 身

中途失聴者・難聴者の社会参加を促進するため、ヒアリンググループを貸出します。

このシステム機を利用すると、補聴器（Tマーク付）を使用している中途失聴者・難聴者が、講演会や会議等において、周囲の騒音の中でも講義等の話し声をはっきり聞こえるようになります。

●窓口

障害保健福祉課 ☎457-2864



衆・参議院議員、県知事、県議会議員、市長、市議会議員の選挙の際、自宅で郵便等による投票をすることができます。

●対象者

- (1) 両下肢、体幹または移動機能の障害で1級または2級の身体障害者手帳を持っている人
 - (2) 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害で1級または3級の身体障害者手帳を持っている人
 - (3) 免疫または肝臓の障害で1級から3級までの身体障害者手帳を持っている人
- ※選挙人名簿に登録されている必要があります。

※郵便等投票の対象者のうち、自ら投票の記載をすることができない人（上肢または視覚の障害で1級の身体障害者手帳を持っている人）は、あらかじめ名簿登録地の選挙管理委員会へ代理記載をする人（以下「代理記載人」という。）を届けることにより、投票に関する記載を代理記載人にさせることができます。

詳しくは、窓口にお問い合わせください。

●手続き

- (1) 郵便等投票証明書の交付を受けるためには、申請書に本人が署名のうえ、身体障害者手帳を提示してください。代理記載の申請を行う場合には本人の署名は必要ありませんが、代理記載人の届出などが必要です。
- (2) 上記の手続で郵便等投票証明書の交付を受け、この証明書を提示して投票用紙等を請求してください。

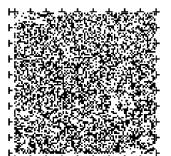
【参考】視覚障害者の人への便宜供与

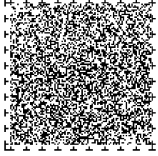
目の不自由な人に便宜を図るため、音声版・点字版「選挙のお知らせ」を配布しています。
詳しくは、窓口にお問い合わせください。

●窓口

お住まいの区の区選挙管理委員会（区役所区振興課、ただし、中区はまちづくり推進課）

中 区	☎457-2133	東 区	☎424-0204
西 区	☎597-1139	南 区	☎425-1613
北 区	☎523-3136	浜北区	☎585-1132
天竜区	☎922-0013		





ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるマークです。

●配布方法

以下の窓口で配布しています。

障害保健福祉課、健康増進課（保健所内）、各区社会福祉課・健康づくり課

●問い合わせ先

障害保健福祉課 ☎457-2864

ヘルプカード

「手助けが必要な人」と「手助けしたい人」を結ぶもので、自分から困っていることを伝えられない人が氏名や生年月日、緊急連絡先、手伝ってほしいこと等の個人情報を記載のうえ携帯し、手助けを求めたいときに使用するものです。

●配布方法

(1) 浜松市ホームページからダウンロード

(2) 窓口（障害保健福祉課、健康増進課（保健所内）、各区社会福祉課・健康づくり課）

●問い合わせ先

障害保健福祉課 ☎457-2864

自動車改造費の補助 身

身体障害者の自立更生を助けるため自動車改造に要した費用の一部が下記により補助されます。

●対象者

- (1) 身体障害者手帳を持っている満18歳以上の肢体不自由者で1、2級の人
- (2) 条件が付された免許証を所持し、自らが所有しかつ運転する自動車の操向装置及び駆動装置の一部を、身体に障がいのある人が安全に運転するために改造する必要がある人
- (3) 前年の所得が一定の所得制限限度額を超えず、経済的理由により自動車の改造が困難な人
- (4) 事故等やむを得ない場合を除いて、前回の申請より3年を経過していること。
- (5) 改造費用の支払が完了した日以後4か月以内に申請した人
- (6) 市税に滞納がない世帯に属する人

●補助額

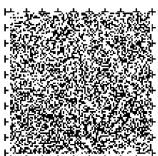
自動車の改造に要した経費の2分の1以内で、100,000円を限度とする。

●手続

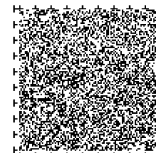
印鑑（朱肉を使うもの（スタンプ印不可））、身体障害者手帳、免許証、源泉徴収票又は所得証明書、公的年金等の収入金額証明書、改造費の見積書、領収書、車検証、預金通帳（本人名義）をお持ちのうえ窓口までお越しください。

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）



駐車禁止除外指定車両標章の交付 **身** **知** **精**



申請される人は、事前に管轄の警察署へ必ず確認してください。

歩行困難な対象者が自ら運転し、又は同乗する車両を駐車禁止区域でも他の交通の妨げにならない限り駐車をすることができます。（交差点、坂道の頂上等法定の駐車禁止場所は駐車できません。）

●対象者

別表第1

～静岡県道路交通法施行細則～
身体障害者及び戦傷病者で歩行が困難な人の障害区分表

令和5年4月1日現在

障害の区分	障害の級別	重度障害の程度
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害	2級及び3級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害	3級	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由	1級から4級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由	1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	移動機能	1級から3級までの各級
心臓機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	—
肝臓機能障害	1級から3級までの各級	—

※ 上記「別表第1」以外で駐車禁止除外標章の交付対象者は、以下に該当する人です。

- 療育手帳で交付を受けている人のうち、知的障害の程度が重度（A）と判定された人
- 小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている人のうち、色素性乾皮症患者
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のうち、1級の障害と判定された人

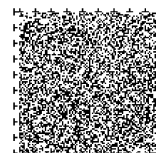
●申請に必要なもの

身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の原本（各1部）。なお当事者の代理で申請を希望の人は、代理の人の身分証（運転免許証等）をお持ちください。

●窓口

詳しくは、窓口（住所を管轄する警察署）へお問い合わせください。

浜松中央警察署 ☎475-0110
 浜松東警察署 ☎460-0110
 浜松西警察署 ☎484-0110
 浜北警察署 ☎585-0110
 天竜警察署 ☎926-0110
 細江警察署 ☎522-0110



高齢運転者等専用駐車区間の設置 身

高齢者等専用駐車区間に、申請に基づき交付される標章を掲げた普通自動車を自らが運転するとき駐車できる制度です。

●設置箇所及び設置台数（令和5年4月1日現在）

- ・中区鍛冶町（アクアモール） 4台
- ・中区海老塚町（JR東海道線高架下） 2台

●利用時間帯：10：00～20：00

●利用料金：無料

●対象者

普通自動車の運転免許証を持っている人で次に該当する人

- ・70歳以上の高齢者
- ・聴覚に障がいのある人・肢体不自由者で、運転免許に条件が付されている人
- ・妊娠中または出産後8週間以内の女性

●駐車時の注意点

警察署で交付された「専用場所駐車標章」をダッシュボードに掲示すること。

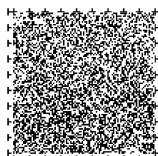
●申請に必要なもの

- ・自動車運転免許証（普通自動車を運転することができる免許に限ります）
- ・自動車検査証（写しでも可）（普通自動車に限ります）
- ・妊娠中又は出産後8週間以内の人は、上記のほかに母子手帳等です。

●窓口

詳しくは、窓口（住所を管轄する警察署）へお問い合わせください。

浜松中央警察署	☎475-0110
浜松東警察署	☎460-0110
浜松西警察署	☎484-0110
浜北警察署	☎585-0110
天竜警察署	☎926-0110
細江警察署	☎522-0110



静岡県ゆずりあい駐車場制度 身 知 精

公共施設やスーパーなどの店舗には車いすマークの駐車場が設けられています。しかし、一般の人が駐車場を利用してしまい、本当に必要な人が利用できないという声が多く聞かれます。そのため県では、車いす利用者等歩行が困難な人たちに「利用証」を交付し、駐車時に利用証を掲げてもらうことで、不適切な駐車を抑制する取り組み「ゆずりあい駐車場制度」を行っています。

●利用証交付対象者

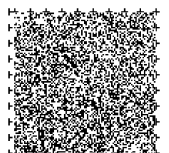
下記対象者のうち、歩行が困難で、日常生活で車いすマーク駐車場の利用を必要とする人

対象者	申請窓口	必要書類
身体障害者手帳の 視覚（1～3級、4級の1） 聴覚又は平衡機能障害（2～3級） 肢体不自由上肢（1～2級の2）、 下肢（1～4級）、体幹（1～3級） 内部障害（1～3級） 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	各区社会福祉課	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳

●窓口

静岡県福祉長寿政策課 ☎054-221-2052

公共施設等車いすマークの駐車場に併せて設置されている思いやり駐車場（ハートマークの駐車場）の利用は、乗降に広いスペースを必要とする障がいのある人、妊産婦、ベビーカー使用者等が優先される駐車場であり、ゆずりあい駐車場利用対象者も利用できます。



スポーツ・レクリエーション

浜松市障害者スポーツ大会

障がいのある人の体力の維持、向上と、障がいのある人同士の交流を推進するため、各種競技種目とレクリエーションのスポーツ大会を開催します。詳細については「広報はままつ」でお知らせします。

●窓口

スポーツ振興課 ☎457-2421

浜松市発達医療総合福祉センター体育館・温水プール

●体育館

31.5m×21m

●温水プール

プール大 15m×7m 水深90cm プール小 5m×3m 水深30cm

(採暖室・更衣室・家族更衣室・シャワー)

●開放日時・内容等

・体育館

バドミントン、卓球、ソフトバレーボール、バスケットボールなど

大人・子供

水曜日 13:00～16:00

・温水プール

大人・子供

月曜日 13:00～17:00

水曜日 13:00～17:00

金曜日 13:00～16:00

●所在地

浜北区高菌775番地の1

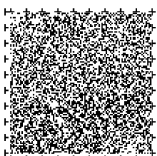
●利用の留意点

- ・対象はいずれも障害児・者です。
- ・施設運営の関係で開放日時が変更になることがあります。
- ・利用にあたりお願いしたい事項がありますので必ず事前に連絡をしてください。
- ・団体の場合、利用については直接連絡してください。

●窓口

代表 ☎586-8800

直通 ☎586-8856 (不在の時もあります)



情報伝達の支援

緊急通報システム 身

緊急通報装置（急病や災害等の緊急事態をボタンで受信センター等へ自動的に通報するシステム）を貸与します。

●対象者

単身世帯（市民税非課税）で身体障害者手帳を所持し、以下のいずれかの障害の級別が1級又は2級である人

・視覚障害 ・下肢機能障害 ・体幹機能障害 ・移動機能障害 ・内部機能障害

●手続

身体障害者手帳、市民税の課税状況がわかるものをお持ちのうえ、窓口までお越しください。

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）

FAX一斉同時サービス（Fネット） 身

災害時における聴覚に障がいのある人などへ情報提供をおこなうためにファクスによる緊急一斉同時通報を行います。台風及び地震の警戒宣言時などに実施します。

●対象者

聴覚又は音声言語の身体障害者手帳を持っている人

●費用の負担

無料

●登録方法

Fネット災害情報配信サービス利用申込書により登録してください。

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）

あんしん情報キットの配布 身 知 精

●対象者

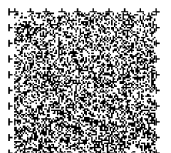
身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級を持っている人のうち一人暮らし、又は家族がいても支援を受けることができない人

●サービス内容

救急及び災害時等における緊急連絡先や持病、かかりつけ医などの必要情報を収納し冷蔵庫に保管できる「あんしん情報キット」を、民生委員を通じて無料で配布します。

●問い合わせ先

障害保健福祉課 ☎457-2034



FAX（ファクス）からの119番通報について

ファクスから119をダイヤルすることにより、火事や救急の通報ができます。

●利用できる場所

浜松市内

●利用できる人

聴覚、音声・言語機能の障がいまたは呼吸系疾患などにより、電話での会話が困難な人

●FAX（ファクス）に記載する内容

- ・件名：火事（救急）
- ・発生場所：発生場所の住所、付近の目標物 等
- ・状況
火事の場合………何が燃えているか（家が燃えている 等）
救急の場合………症状（胸がくるしい 等）

●問い合わせ先

消防局情報指令課 ☎475-7551

浜松市メール119システム

携帯電話などから電子メールで、火災や救急の通報ができます。（登録は無料ですが、通信費はご利用者の負担となります。）

●利用できる場所

浜松市内

●利用できる人

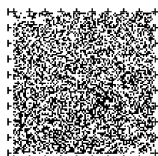
浜松市内に居住、通勤及び通学していて聴覚、音声・言語機能の障がいまたは呼吸系疾患などにより、音声による119番通報に不安がある人で利用の申込みをされた人

●申込の窓口

消防局情報指令課、障害保健福祉課、各区役所社会福祉課
（天竜区については、協働センターでも受付ができます。）
浜松市公式ホームページに利用案内、申込書、申込記入例が掲載されています。

●問い合わせ先

消防局情報指令課 ☎475-7551



浜松市 Net 1 1 9 緊急通報システム (Net 1 1 9)

スマートフォンなどからインターネットを利用して、火災や救急の通報ができます。(登録は無料ですが、通信費はご利用者の負担となります。)

●利用できる場所

浜松市内

●利用できる人

浜松市内に居住、通勤及び通学していて聴覚、音声・言語機能の障がいまたは呼吸系の疾患などにより、音声による 1 1 9 番通報に不安がある人で利用の申込みをされた人

●登録方法

インターネットまたは申込書から登録ができます。

インターネットで登録する場合

① 二次元コードから空メールを送信

※二次元コードが読み取れない場合 (r.hamamatsu@net119.speecan.jp)宛てに、空メールを送ってください。

② 申請用URLが記載されたメールが届く

③ URLをクリックして利用申請をする

④ 消防局が申請内容を確認する

⑤ 登録完了 (ID/パスワードが記載されたメールが届く)

※申込書から登録する場合は、申込書に必要事項を記入し、申込窓口へ提出してください。数日後にID/パスワードが記載されたメールが届きます。

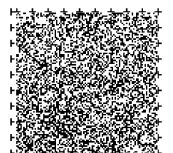


●申込窓口

消防局情報指令課、消防署及び出張所、障害保健福祉課、各区役所社会福祉課
浜松市公式ホームページに利用案内、申込書、申込記入例が掲載されています。

●問い合わせ先

消防局情報指令課 ☎475-7551



浜松市公式 LINE アカウントによる防災情報の配信 身

浜松市公式 LINE アカウントから、緊急情報や防災行政無線で配信している地域の情報を配信するサービスです。

(登録は無料ですが、通信費はご利用者の負担となります。)

●登録方法

- ・方法1 浜松市公式ホームページからアクセスする場合

浜松市公式 LINE アカウント「しゃんべえ情報局」のページにアクセスし「友だち追加」ボタンを押す。

(浜松市公式ホームページのサイト内検索で「しゃんべえ」と検索し、一番上に表示されたリンク先からアクセスできます。)

- ・方法2 QRコードからアクセスする場合

右の「登録用QRコード」を読み込み、「追加」ボタンを押す。



●設定方法

- ① 浜松市公式 LINE のトークを開き、画面下部の「メニュー」から「防災情報」を選択する。
- ② 「配信情報設定」を選択する。
- ③ 配信を希望する情報カテゴリ・地域を選択する。
- ④ 「確認」を選択し、登録内容に問題なければ「保存する」を選択する。

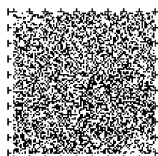
●問い合わせ先

浜松市役所危機管理課

☎ 457-2537

メール bosai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

FAX 457-2530



浜松市防災ホットメール 身

事前に登録されたメールアドレス宛に緊急情報、地域情報、気象情報などを配信するサービスです。
(登録は無料ですが、通信費はご利用者の負担となります。登録案内の利用規約をご確認ください。)

●登録方法

・方法1 QRコードからアクセスする場合

- ① 右の「登録用QRコード」を読み取り、空メールを送信する。
- ② 「登録案内」のメールが返信されてきたら、本文に記載のURLにアクセスして「登録案内」に進み、登録する。



・方法2 空メールを送信する場合

- ① 空メール用アドレス”entry@city-hamamatsu.jp”に件名、内容を入力せずに送信する。
- ② 「登録案内」のメールが返信されてきたら、本文に記載のURLにアクセスして「登録案内」に進み、登録する。

・方法3 浜松市防災ホットメールのホームページからアクセスする場合

ホームページ (<https://service.sugumail.com/bosai-hotmail-hamamatsu/html/>) にアクセスし、「登録はこちら」を選択し、登録してください。

●問い合わせ先

サポートセンター ☎ 0120-670-970
浜松市役所危機管理課 ☎ 457-2537
メール bosai@city.hamamatsu.shizuoka.jp
FAX 457-2530

災害情報配信サービス 身

静岡県が実施している、視覚又は聴覚に障がいのある人に対する、携帯電話による災害情報、緊急情報、地震情報、気象情報の配信サービスです。

※このサービスは無料です。(ただし、携帯電話の料金や携帯メールの通信料は利用者負担となります。)

●登録方法

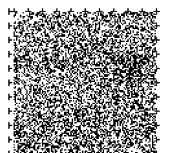
災害情報配信サービス利用申請書により登録してください。

●申請窓口

各区役所社会福祉課 (裏表紙に記載)

●問い合わせ先

障害保健福祉課 ☎457-2864



手話奉仕員養成講座

手話を通して、聴覚に障がいのある人への理解を深めるため、また手話通訳者を養成するため手話の理論と実技について講習会を開催します。

※会場、時期など詳細は「広報はままつ」でお知らせします。

●対象者

初めて手話を学ぶ人と将来手話通訳者を目指したい人

●講習期間

5月中旬～翌年3月上旬までの46回コース

●窓口

障害保健福祉課 ☎457-2864

要約筆記者養成講座

要約筆記の理論と実践について講座を開催します。定員20人

※時期など詳しいことは「広報はままつ」でお知らせします。

●対象者

中途失聴・難聴者のコミュニケーションに関心のある人

●講習期間

前期…44時間

後期…48時間（前期修了者が引き続き後期を受講）

前期・後期と1年ごとの開催

●窓口

障害保健福祉課 ☎457-2864

税情報等の通知文情報を点字などでお知らせ 身

税情報等の市役所からの通知文書の一部を点字又は拡大文字で作成し、送ります。

●対象者

浜松市に住所を有する視覚に障がいのある人で、点字や拡大文字での通知の送付を希望する人
※ただし、申請の翌年度からの対応となります。

●費用の負担

無料

●手続

公文書点字・拡大文字サービス利用申請書を窓口に提出してください。

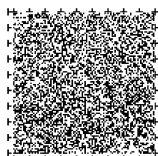
●問い合わせ先

障害保健福祉課 ☎457-2864

※点字、拡大文字で対応できる文書についてはお問い合わせください。

●申込の窓口

障害保健福祉課、各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）



広報はままつの「点字版」「声の広報」の発行

点字版：点字を読むことができる市内に住む視覚などに障がいのある人を対象に郵送します。

声の広報：広報はままつをボランティア団体（かたりべの会）がCD版に吹き込み作業をし、希望者に配布しています。

●対象者

視覚などに障がいのある人

●窓口

点字版：浜松市役所広聴広報課

☎457-2021

声の広報：浜松市役所広聴広報課

☎457-2021

声のライブラリー（かたりべの会） ☎474-1736

はままつ市議会だよりの「点字版」「声の市議会だより」の発行

点字版：点字を読むことができる市内に住む視覚に障がいのある人を対象に郵送します。

声の市議会だより：はままつ市議会だよりをボランティア団体（かたりべの会）がCDに吹き込み、希望者に配布しています。

●対象者

視覚に障がいのある人

●窓口

浜松市役所調査法制課

☎457-2513

声のライブラリー（かたりべの会） ☎474-1736

録音図書（テープ・デージー）・点字図書の貸出し

●対象者

以下の条件に該当する、活字のままでは本を利用できないと中央館長が認めた人。

- ・身体障害者手帳をお持ちの、視覚に障がいがある人。
- ・身体障害者手帳をお持ちでない、視覚に障がいがある人。（医師の診断書等が必要です）
- ・視覚障がい以外の障がいがある人。（医師の診断書等が必要です）

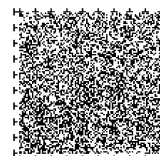
●内容

録音図書（テープ・デージー）・点字図書の貸出し、市外の図書館にある録音図書（テープ・デージー）・点字図書の取り寄せと貸出しサービス、製作のリクエスト受付、デージー図書再生機器の貸出

●窓口

声のライブラリー ☎474-1736

浜松市城北図書館 ☎474-1725



障害者福祉施設・学校一覧・その他資料

浜松市発達医療総合福祉センター（はままつ友愛のさと）

〒434-0023 浜松市浜北区高菫 775 番地の 1 ☎586-8800

●相談支援事業所「シグナル」

浜松市障がい者相談支援事業の実施、指定児童相談支援及び指定特定相談支援の指定、浜松市医療的ケア児者等コーディネーター業務の委託を受け、地域の障害児・者及びその家族の福祉の向上を図るため、生活、療育、教育、福祉、保健、医療に関する各種相談に応じます。

また、友愛のさと診療所をはじめ、友愛のさとの各施設を利用するときの相談と支援を行います。

●地域活動支援センター「オルゴール」定員15人

地域にお住まいの、就労が困難な障がいのある人に対し、創作的活動や社会体験などを通して利用者が自立した社会生活を営むことができるように支援する施設です。

●身体障害者福祉センター

主に身体に障がいのある人を対象に各種講座を開催するほか、障害者団体やボランティア等の福祉活動に対して、その活動の場を提供します。

●友愛のさと診療所（P52参照）

乳幼児から学童期を中心に発達障がいや、心身障がい等保育、教育に配慮を要する児童等を対象に、小児科・精神科・整形外科、眼科、耳鼻いんこう科の診療を行います。医療的ケアの必要な重症心身障がい児・者等を対象に医療型特定短期入所事業を行い、また、在宅での医療的ケア、リハビリテーションが必要な人に対しては、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションを行います。

●療育センター

発達障がい児、心身障がい児及び保育、教育に配慮を要する乳幼児・児童等を対象に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床心理士が専門性を活かし包括的な支援を行います。また、地域の保育・教育・福祉施設への支援も行います。

さらに、親子でのあそび場の提供と発達や育児などの相談ができる場として、親子交流あそび場事業「うずらちゃん広場」を実施しています。

●児童発達支援センター「ひまわり」定員80人

心身に発達の遅れがある就学前の幼児を対象に、毎日単独通園と就園前の親子グループ、幼稚園・保育園等との併行通園グループを実施し、発達支援と子育て支援を行う施設です。また、居宅訪問型の発達支援も実施しています。

さらに、幼稚園・保育園・学校等へ通う発達に課題のある子ども達への支援を行う「保育所等訪問支援事業」並びに、保育園・幼稚園等からの依頼により専門職を派遣して、技術支援や助言等を行う「保育所等巡回支援事業」を行い、保育・教育の場への支援を行います。

●生活介護・就労継続支援施設「かがやき」定員：生活介護40人、就労継続支援10人

主に知的障がいのある人を対象に、身近自立支援、創作的活動、社会体験活動、生産活動及び就労の機会の提供を行い、日々の生活の充実と自立した日常生活を目的とする施設です。

●就労継続支援施設「はばたき」定員20人

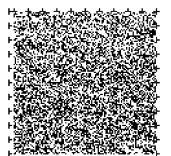
主に身体に障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動等を行う施設です。

●障害者生活介護施設「ふれんず」定員20人

主に身体に障がいのある人を対象に、創作的活動や生活援助等の支援を行い、自立と生きがいを高め、社会参加を目指す施設です。

関係機関連絡先

浜松市役所健康増進課	☎453-6125	〒432-8550	中区鴨江二丁目 11 番 2 号
静岡県西部健康福祉センター	☎0538-37-2243	〒438-8622	磐田市見付 3599 番地の 4
浜松市児童相談所	☎457-2703	〒430-0929	中区中央一丁目 12 番 1 号 静岡県浜松総合庁舎 4 階
浜松市障害者更生相談所	☎457-2707	〒430-0929	中区中央一丁目 12 番 1 号 静岡県浜松総合庁舎 4 階
浜松市精神保健福祉センター	☎457-2709	〒430-0929	中区中央一丁目 12 番 1 号 静岡県浜松総合庁舎 4 階
●年金			
浜松市役所国保年金課	☎457-2637	〒430-8652	中区元城町 103 番地の 2
浜松西年金事務所	☎456-8511 (代)	〒432-8015	中区高町 302 番地の 1
浜松東年金事務所	☎421-0192 (代)	〒435-0013	東区天龍川町 188 番地
●職業			
公共職業安定所 (ハローワーク浜松)	☎457-5158	〒432-8537	中区浅田町 50 番地の 2
●税金			
浜松市役所市民税課 (元目分庁舎)	☎457-2144	〒430-0948	中区元目町 120 番地の 1
浜松市役所資産税課 (元目分庁舎)	☎457-2157	〒430-0948	中区元目町 120 番地の 1
静岡県財務事務所	☎458-7132	〒430-0929	中区中央一丁目 12 番 1 号
浜松西税務署	☎555-7111 (代)	〒430-8585	中区中央一丁目 12 番 4 号
浜松東税務署	☎458-1111 (代)	〒430-8667	中区砂山町 1183 番地
●教育			
浜松市教育委員会 指導課	☎457-2411	〒430-0929	中区中央一丁目 2 番 1 号 イーステージ浜松オフィス棟 5F
浜松市教育委員会 教育支援課	☎457-2428	〒430-0929	中区中央一丁目 2 番 1 号 イーステージ浜松オフィス棟 7F
●その他			
浜松市社会福祉協議会	☎453-0580	〒432-8035	中区成子町 140 番地の 8
NHK 静岡放送局営業部	☎054-654-5200	〒422-8787	静岡市駿河区八幡一丁目 6 番 1 号



特別支援学校

障がいのある子供が学ぶ学校で、基本的には教育課程に準じた学習をしますが、将来の社会自立に向けて障がいの特性に応じた教育も行っています。

障がい種	学校名	住所	連絡先(電話)
視覚障害	静岡県立 浜松視覚特別支援学校	中区葵西五丁目9番1号	☎436-1261
聴覚障害	静岡県立 浜松聴覚特別支援学校	中区幸三丁目25番1号	☎471-8197
知的障害	静岡県立 浜松特別支援学校	南区江之島町1266番地の2	☎425-7461
	静岡県立浜松特別支援学校 城北分校(高等部)	中区住吉五丁目16番1号	☎415-9061
	静岡県立 浜松みをつくし特別支援学校	北区細江町広岡1番地	☎424-5890
知的障害 (肢体重複)	静岡県立 浜北特別支援学校	浜北区西中瀬二丁目3番1号	☎580-3377
	静岡県立 浜名特別支援学校	湖西市新居町浜名1855番地の71	☎594-5658
肢体不自由	静岡県立 西部特別支援学校	北区根洗町597番地の1	☎436-1370
病弱※	静岡県立 天竜特別支援学校	天竜区渡ヶ島201番地の2	☎926-2255

※天竜特別支援学校は、他障がい種の学校と異なり、天竜病院に入院または通院している児童生徒に入学が限定されています。

ボランティアグループの紹介

ボランティアに関する各種の相談・支援を行っています。活動内容として、地域における福祉活動をはじめ、障がいのある人に関わることや福祉施設等への訪問活動などがあります。

●対象者

ボランティアに関心のある人

●窓口

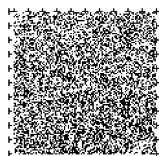
詳細については浜松市社会福祉協議会までお問い合わせください。

浜松市ボランティアセンター ☎457-7011

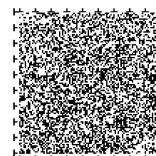
浜松地区センター ☎453-0553 東区事務所 ☎422-3737

西地区センター ☎596-1730 北地区センター ☎527-2941

浜北地区センター ☎586-4499 天竜地区センター ☎926-0322



令和5年度 障害者相談員名簿



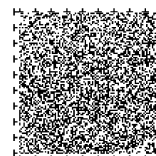
P53 障害者相談員 参照

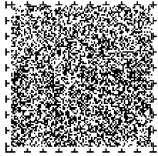
担当区	障害種別	氏名	電話番号	FAX番号	推薦団体
中区	身体(肢体・内部)	島崎 卓洋	053-570-7112	053-570-7112	浜松市身体障害者福祉協議会
中区	身体(肢体・内部)	杉田 幸太郎	053-473-1962	053-473-1962	浜松市身体障害者福祉協議会
中区	身体(肢体・内部)	小田木 一真	090-3951-6325	—	自立生活センターこねくと
中区	身体(視覚)	安松 和男	053-456-4040	053-456-4052	浜松市視覚障害者福祉協会
中区	身体(聴覚)	片桐 亮	—	053-473-9230	浜松ろうあ協会
中区	身体(肢体不自由児)	里 あゆ子	053-523-7738	053-523-7738	浜松地区肢体不自由児親の会
中区	身体(肢体不自由児)	大石 友里	053-458-8865	—	浜松地区肢体不自由児親の会
中区	知的	小田 史子	053-472-6650	053-472-6650	浜松市浜松手をつなぐ育成会
中区	知的	水崎 裕久	053-544-9010	053-544-9010	浜松市浜松手をつなぐ育成会
中区	知的	安藤 幸枝	053-441-0871	053-441-0207	浜松市浜松手をつなぐ育成会
中区	知的	小出 隆司	053-475-0448	053-475-0448	浜松市浜松手をつなぐ育成会
中区	精神	石樽 純子	053-453-3972	—	明生会
中区	精神	村松 妙子	090-4229-4910	—	明生会
中区	精神	佐藤 正大	053-461-3110	—	浜松断酒会

担当区	障害種別	氏名	電話番号	FAX番号	推薦団体
東区	身体(肢体・内部)	山本 千代子	053-434-2383	—	浜松市身体障害者福祉協議会
東区	身体(肢体・内部)	長谷川 浩	090-9197-2030	—	浜松市身体障害者福祉協議会
東区	身体(視覚)	本田 里治	053-434-0921	—	浜松市視覚障害者福祉協会
東区	身体(肢体不自由児)	澤中 加奈枝	053-435-3734	053-435-3734	浜松地区肢体不自由児親の会
東区	知的	高林 玲子	053-434-2856	053-433-2408	浜松市浜松手をつなぐ育成会
東区	知的	野口 美紀子	053-431-1155	053-431-1155	浜松市浜松手をつなぐ育成会
東区	精神	赤池 千明	090-7024-1674	053-420-0826	明生会
東区	精神	中村 道孝	053-433-5329	—	浜松断酒会

※「肢体・内部」は肢体不自由又は内部障がいのあるいずれかの障がい者を有する

※担当区に該当する障害種別がない場合は、類似の障害種別または他区相談員へ相談できます。





令和5年度 障害者相談員名簿

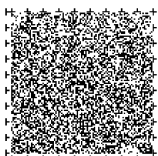
P53 障害者相談員 参照

担当区	障害種別	氏名	電話番号	FAX番号	推薦団体
西区	身体(肢体・内部)	倉橋 千弘	053-592-1596	053-592-1596	浜松市身体障害者福祉協議会
西区	身体(視覚)	倉橋 祐子	090-7431-1843	—	浜松市視覚障害者福祉協会
西区	身体(聴覚)	笠原 久二子	—	053-485-2380	浜松ろうあ協会
西区	身体(肢体不自由児)	神田 尚美	053-568-8848	—	浜松地区肢体不自由児親の会
西区	知的	山田 公乃	053-448-7165	053-448-7165	浜松市浜松手をつなぐ育成会
西区	知的	藤田 淑子	053-592-1068	—	浜松市浜松手をつなぐ育成会
西区	知的	山下 紀江子	053-592-2560	053-592-2560	浜松市浜松手をつなぐ育成会
西区	精神	遠藤 安恵	053-592-1482	—	明生会

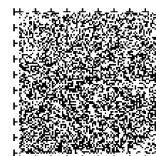
担当区	障害種別	氏名	電話番号	FAX番号	推薦団体
南区	身体(肢体・内部)	兼子 とみ江	053-441-6641	053-441-6641	浜松市身体障害者福祉協議会
南区	身体(肢体・内部)	水島 秀俊	053-482-9660	—	自立生活センターこねくと
南区	身体(視覚)	田中 寛	053-442-3629	—	浜松市視覚障害者福祉協会
南区	身体(肢体不自由児)	大庭 直佐己	053-441-6516	053-441-6516	浜松地区肢体不自由児親の会
南区	知的	百瀬 江利子	053-461-6628	053-461-6628	浜松市浜松手をつなぐ育成会
南区	知的	伊藤 幸枝	053-442-9562	053-442-9562	浜松市浜松手をつなぐ育成会
南区	精神	鈴木 陽子	053-425-4582	—	明生会
南区	精神	稲垣 康弘	053-448-6017	—	明生会
南区	精神	久米 一雄	053-464-7116	—	浜松断酒会

※「肢体・内部」は肢体不自由又は内部障がいのあるいずれかの障がい者を有する

※担当区に該当する障害種別がない場合は、類似の障害種別または他区相談員へ相談できます。



令和5年度 障害者相談員名簿



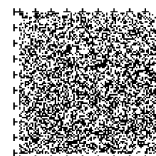
P53 障害者相談員 参照

担当区	障害種別	氏名	電話番号	FAX 番号	推薦団体
北区	身体(肢体・内部)	二橋 眞洲男	053-526-7340	053-526-7340	浜松市身体障害者福祉協議会
北区	身体(肢体・内部)	石田 文男	053-525-0392	053-525-0392	浜松市身体障害者福祉協議会
北区	身体(肢体・内部)	藤井 登志男	053-526-0082	053-526-0082	浜松市身体障害者福祉協議会
北区	身体(視覚)	赤堀 奈津子	053-437-2817	—	浜松市視覚障害者福祉協会
北区	身体(肢体不自由児)	湯澤 照江	053-439-8427	053-439-8427	浜松地区肢体不自由児親の会
北区	知的	藤原 邦弘	053-525-2193	053-525-2193	浜松市浜松手をつなぐ育成会
北区	知的	高柳 公一	053-542-2104	053-542-2104	浜松市浜松手をつなぐ育成会
北区	知的	藤木 るみ子	053-428-5593	053-428-5593	浜松市浜松手をつなぐ育成会
北区	知的	山田 光弘	053-526-0302	053-526-0302	浜松市浜松手をつなぐ育成会
北区	精神	鈴木 智子	090-4080-3688	053-448-3355	明生会
北区	精神	戸田 達也	090-7029-0892	—	浜北断酒会

担当区	障害種別	氏名	電話番号	FAX 番号	推薦団体
浜北区	身体(肢体・内部)	江間 利夫	090-8735-0614	053-587-7972	浜北身体障害者福祉会
浜北区	身体(肢体・内部)	平野 輝男	090-8159-2687	053-586-1322	浜北身体障害者福祉会
浜北区	身体(肢体・内部)	河合 利江	053-588-7615	—	浜北身体障害者福祉会
浜北区	身体(視覚)	川合 裕美	053-587-0854	—	浜松市視覚障害者福祉協会
浜北区	身体(聴覚)	松野 哲也	—	053-586-1253	浜松ろうあ協会
浜北区	身体(肢体不自由児)	村松 真奈美	053-587-4056	—	浜松地区肢体不自由児親の会
浜北区	知的	伊藤 基久	053-587-1071	053-587-1571	浜松市浜松手をつなぐ育成会
浜北区	知的	藤井 奈津子	053-569-2089	053-569-2089	浜松市浜松手をつなぐ育成会

※「肢体・内部」は肢体不自由又は内部障がいのあるいずれかの障がい者とする

※担当区に該当する障害種別がない場合は、類似の障害種別または他区相談員へ相談できます。



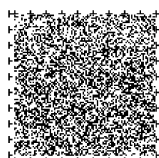
令和5年度 障害者相談員名簿

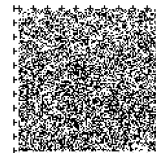
P53 障害者相談員 参照

担当区	障害種別	氏名	電話番号	FAX番号	推薦団体
天竜区	身体(肢体・内部)	島津 きよ子	090-5004-2104	—	浜北身体障害者福祉会
天竜区	身体(肢体・内部)	野中 正	053-587-8446	053-587-8446	浜北身体障害者福祉会
天竜区	身体(肢体・内部)	藁科 真市	053-570-6229	053-570-6229	浜北身体障害者福祉会
天竜区	身体(肢体・内部)	萩田 小百合	070-1640-3617	—	自立生活センターこねくと
天竜区	身体(視覚)	太田 章	053-588-0024	053-588-0024	浜北身体障害者福祉会
天竜区	身体(視覚)	若林 豊秀	053-925-2555	—	浜松市視覚障害者福祉協会
天竜区	身体(聴覚)	伊藤 行夫	—	053-925-7366	浜松ろうあ協会
天竜区	身体(肢体不自由児)	鈴木 志津	053-424-9755	—	浜松地区肢体不自由児親の会
天竜区	知的	渥美 伸子	053-925-4666	—	浜松市浜松手をつなぐ育成会
天竜区	知的	杉本 恒司	053-985-0785	053-985-0785	浜松市浜松手をつなぐ育成会
天竜区	知的	守屋 隆夫	053-987-2468	053-987-2468	浜松市浜松手をつなぐ育成会
天竜区	知的	鎌下 しづ子	053-987-1099	—	浜松市浜松手をつなぐ育成会
天竜区	知的	立花 勝男	053-926-3480	053-926-3480	浜松市浜松手をつなぐ育成会
天竜区	精神	吉中 馨	080-8253-4886	—	浜松断酒会

※「肢体・内部」は肢体不自由又は内部障がいのあるいずれかの障がいを有する

※担当区に該当する障害種別がない場合は、類似の障害種別または他区相談員へ相談できます。





各施設・事業所一覧

【浜松市のホームページで最新の状況を確認できます】

ホーム > 健康・医療・福祉 > 福祉 > 障がいのある方へ > 障害福祉サービス等事業所一覧

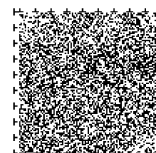
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/syoghuku/welfare/obstacle/kyougikai/itiran.html>

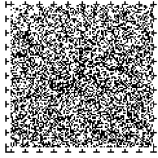


障害者支援施設（入所施設）

※主障害欄の空欄は全て(身体・知的・精神・難病)の障害

事業所名	事業内容	定員	所在地	TEL FAX	運営法人	主障害	短期入所
障害者支援施設 みるとす	施設入所支援 生活介護	20 40	中区和合町 555 番地	478-0800 476-6511	(福) 聖隷福祉事業団	身	○
光明学園	施設入所支援 生活介護	50 58	西区神ヶ谷町 4717 番地の 2	485-1500 485-1505	(福) 菊水光明会	知	○
四季の郷	施設入所支援 生活介護	50 49	西区大山町 3133 番地の 1	439-5137 439-5136	(福) 昴会	知	○
浜松協働学舎根洗寮	施設入所支援 生活介護	40 20	北区根洗町 681 番地の 5	430-0596 430-0597	(福) ひかりの園	知	○
三方原スクエア成人部	施設入所支援 生活介護	30 20	北区三方原町 2709 番地の 12	414-1833 438-7707	(福) 小羊学園	知	
聖隷厚生園信生寮	施設入所支援 生活介護	60 60	北区細江町中川 7220 番地の 1	437-4511 437-4526	(福) 聖隷福祉事業団		○
聖隷チャレンジ工房浜松 学園	施設入所支援	60	北区都田町 9478 番地の 1	484-1100 428-7521	(福) 聖隷福祉事業団		○
三幸協同製作所	施設入所支援 生活介護 就労継続支援B型	40 40 20	北区三幸町 320 番地の 1	436-2453 436-6619	(福) 静岡県身体障害者 福祉会		
浜名	施設入所支援 生活介護	100 100	浜北区於呂 4201 番地の 12	583-1128 583-1246	(福) 天竜厚生会	身・難	○
浜北学苑	施設入所支援 生活介護	60 60	浜北区於呂 4201 番地の 6	583-1129 583-1211	(福) 天竜厚生会	身・難	○
あかいし学園	施設入所支援 生活介護	50 50	浜北区於呂 4201 番地の 13	583-1136 580-4100	(福) 天竜厚生会	知・難	○
厚生寮	施設入所支援 生活介護	100 100	浜北区於呂 4201 番地の 12	583-1127 583-1202	(福) 天竜厚生会	身・難	○
支援センターわかぎ	施設入所支援 生活介護	40 40	浜北区平口 5042 番地	587-2614 587-9845	(福) 小羊学園	知	○
赤松寮	施設入所支援 生活介護	50 50	天竜区渡ヶ島 20 番地の 7	583-1140 583-1243	(福) 天竜厚生会	知・難	○
赤石寮	施設入所支援 生活介護	90 100	天竜区渡ヶ島 324 番地	583-1137 583-1451	(福) 天竜厚生会	知・難	○
美浜	施設入所支援 生活介護	50 50	天竜区渡ヶ島 215 番地の 6	583-1139 583-1182	(福) 天竜厚生会	知・難	○

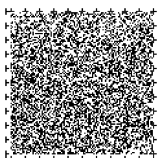


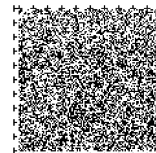


障害福祉サービス事業所(通所施設) ※主障害欄の空欄は全て(身体・知的・精神・難病)の障害

●生活介護

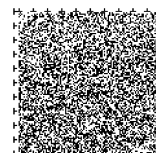
事業所名	定員	所在地	TEL FAX	運営法人	主障害	短期入所	備考
招来屋	10	中区鴨江二丁目7番5号	454-8777 454-8778	(株)一弘施設	身・知・精		共生型
共生型生活介護シンフォニー	35	中区小豆餅四丁目1番18号	475-6556 475-6565	(株)ユーモア			共生型
遠州みみの里	9	中区和合町220番地の387	478-3500 478-3339	(公社) 静岡県聴覚障害者協会	身(聴)		
聖隷トライサポート和合	40	中区和合町555番地	478-0800 476-6511	(福)聖隷福祉事業団	身		
第2くるみ作業所	20	中区和合町179番地の6	474-6240 474-6244	(福)復泉会	知		
アルス・ノヴァ	20	中区連尺町314番地の30	451-1355 451-1356	(特非)クリエイティブサ ポートレッツ			
グリーンノート	10	中区中沢町69番地の16	474-8834 489-3262	(特非) 地域生活応援団あくしす	知		
アグリッシュ西丘	12	中区西丘町576番地	414-3800 414-3801	(福)昂会	身・知・精		
聖隷トライサポート和合	40	中区和合町555番地	478-0800 476-6511	(福)聖隷福祉事業団			
ぽかぽか	6	中区十軒町684-7	568-7277	(同)Connectoday			
共生型デイサービス幸	27	中区曳馬6-22-19	459-5526	(同)元気いっぱい夢いっぱい			
多機能事業所だいち	20	東区笠井町115番地	570-7701 570-7702	(特非) 笠井共生活動センター	身・知		
アマリス	10	東区笠井町148番地の4	443-7461 545-3241	(株)ステラ			
ワーキングサークル	25	東区有玉南町2015番地の1	522-7770	(特非)みんなの家	知		
みんなの家ヤマボウシ	20	東区有玉南町2125番地	401-0405	(特非)みんなの家	知		
まぐねっと	20	東区笠井新田町1951番地の1	435-0066 435-0067	(福)遠浜会	知	○	
アルス・ノヴァ入野	10	西区入野町9156番地の4	440-3176 440-3175	(特非)クリエイティブサ ポートレッツ	知・精・難 身一部		
工房ゆう	20	西区大人見町3419番地の5	570-1310	(福)ひかりの園			
カノン	20	西区呉松町3626番地の2	543-9066	(同)花音	身・知		
すてっぷ西区	20	西区入野町9093	489-6855	(一社)ほっぷ			
あさぎり ※経過的施設 入所	30	西区館山寺町136	487-0229	(福)和光会			
ほっと	20	南区江之島町954番地の5	427-2010 427-2070	(福)遠浜会			
マルカート	20	南区新橋町1175番地	401-7712 441-1112	(福)小羊学園	知		
えくらん	40	南区金折町807番地の1	427-1190 427-1200	(福)あそしえ	知		
恵松学園	35	南区倉松町3643番地の1	449-0636 449-1645	(福)恵会	知		
生活介護事業所 Bear	10	南区白羽町547-18番地	582-9000 544-5502	(株)ピースフル・アイランド	知		

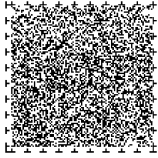




●生活介護（つづき）

事業所名	定員	所在地	TEL FAX	運営法人	主障害	短期入所	備考
あさひ	35	北区三方原町 3453 番地	437-1467 437-8714	(福) 聖隷福祉事業団	身・知		
グレース工房	25	北区三方原町 2041 番地の 3	414-5202	(特非) トータルケアセンター			
ひくまの	15	北区三方原町 1771 番地の 1	430-1238 430-1228	(福) 遠江学園	知		
くじらぐも	10	北区初生町 352 番地の 5	438-1878 (FAX 兼)	(特非) すかい	身		
小羊デイケアホーム	20	北区根洗町 754 番地の 2	438-1498	(福) 小羊学園	知		
こもれびの家	35	北区根洗町 1013 番地の 3	439-8235 439-8236	(福) ひかりの園	知		
根洗作業所	20	北区根洗町 1117 番地の 1	436-5529 436-5746	(福) ひかりの園	知		
工房めい	35	北区根洗町 742 番地の 5	430-4710 570-2201	(福) ひかりの園	知		
青葉の家	20	北区根洗町 667 番地の 3	570-1700 570-1701	(福) ひかりの園	知		
くるみ共同作業所	16	北区三幸町 201 番地の 5	430-6180 430-6181	(福) 復泉会	知		
だんだん	12	北区三幸町 201 番地の 4	420-0802 420-0814	(医社) 至空会	精	○	
ZERO BASE 三ヶ日	20	北区三ヶ日町宇志 696 番地の 11	524-1202 524-1208	(特非) すだち			
細江あすなろ作業所	20	北区細江町中川 4436 番地の 2	522-1305 (FAX 兼)	(福) 昴会	知		
生活訓練事業所ナルド	10	北区細江町中川 7220 番地の 7	437-4621 438-1594	(福) 聖隷福祉事業団	知・精		
聖隷厚生園まじわりの家	14	北区細江町中川 7220 番地の 1	437-4599 437-4526	(福) 聖隷福祉事業団	知・精		
引佐草の根作業所	6	北区引佐町井伊谷 601-8	542-2871	(福) 引佐すみれの会			
聖隷ステップサポート	20	北区都田町 9478-1	488-8316 428-3580	(福) 聖隷福祉事業団			
たちばな授産所	20	浜北区於呂 514 番地	588-3214 580-0084	(福) たちばな会	知		
天竜ワークキャンパス	20	浜北区於呂 4201 番地の 9	583-1130	(福) 天竜厚生会			
多機能事業所ループ奏	10	浜北区寺島 3267 番地の 1	582-6010 582-6011	(福) みどりの樹			
障害者生活介護施設「ふれんず」	20	浜北区高藪 775 番地の 1	586-8803 586-7824	浜松市※((福) 浜松市社会福祉事業団)	身		
生活介護・就労継続支援施設「かがやき」	40	浜北区高藪 775 番地の 1	586-8805 586-7909	浜松市※((福) 浜松市社会福祉事業団)	知		
オリーブの樹	30	浜北区尾野 462 番地の 2	582-3415 582-3425	(福) 小羊学園	知		
生活介護事業所ループさつき	20	浜北区中瀬 648 番地	588-3893	(福) みどりの樹			
浜松市浜北障害者生活介護施設 光の園	20	浜北区小松 3236 番地の 1	586-6060 589-3165	浜松市※((福) 浜松市社会福祉協議会)	身		
風の丘	20	浜北区平口 5042 番地の 37	414-1833	(福) 小羊学園	知		





●生活介護（つづき）

事業所名	定員	所在地	TEL FAX	運営法人	主障害	短期入所	備考
それあ〜ど	14	浜北区高畑 824 番地の 1	568-7780	(特非) Harmony			
まつぼっくり	20	浜北区善地 692	586-8083	(福) みどりの樹			
聖隷チャレンジ工房浜北	10	浜北区高園 208-2	584-2530 584-2531	(福) 聖隷福祉事業団			

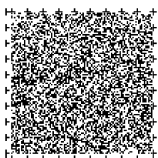
※〇は指定管理者による管理者運営

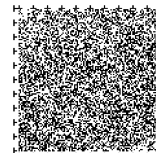
※R5. 4. 1 現在において休止している事業所は掲載していません。

●短期入所

事業所名	所在地	TEL FAX	運営法人	主障害
和合愛光園	中区和合町 555 番地	478-0800 476-6511	(福) 聖隷福祉事業団	身
和合愛光園(ユニット型)	中区和合町 555 番地	478-0800 476-6511	(福) 聖隷福祉事業団	身
和合愛光園 和合サテライト	中区和合町 500 番地の 1	475-3870	(福) 聖隷福祉事業団	身
天竜厚生会城北の家	中區城北一丁目 24 番 5 号	412-0031 412-0035	(福) 天竜厚生会	
長上苑	東区中田町 584 番地	411-0011	(福) 七恵会	身
短期入所 朝霧の園	西区庄和町 2476 番地の 1	487-2202 487-2203	(福) 和光会	
聖隷厚生園讃栄寮	北区細江町中川 7220 番地の 7	437-4598 438-1594	(福) 聖隷福祉事業団	
和合愛光園 初生サテライト	北区初生町 1095 番地の 1	414-0380	(福) 聖隷福祉事業団	身
しんぱらの家	浜北区新原 4092 番地の 2	584-1077 584-1120	(福) 天竜厚生会	身
浜北愛光園	浜北区高園 208 番地の 2	584-0700	(福) 聖隷福祉事業団	
友愛のさと診療所	浜北区高園 775 番地の 1	586-8801	浜松市※((福) 浜松市社会福祉事業団)	
カトレア	浜北区平口 5042 番地の 1891	586-6816 587-9845	(福) 小羊学園	知

※〇は指定管理者による管理者運営





●自立訓練（機能訓練）

事業所名	定員	所在地	TEL FAX	運営法人	主障害	備考
聖隷トライサポート和合	40	中区和合町 555 番地	478-0800 476-6511	(福)聖隷福祉事業団	身	共生型
聖隷リハビリプラザ IN 高丘	40	中区高丘東四丁目 43 番 11 号	430-6000 430-1166	(福)聖隷福祉事業団		共生型
聖隷デイサービスセンター 三方原	40	北区三方原町 509 番地の 1	482-9011 430-4646	(福)聖隷福祉事業団		共生型
聖隷厚生園まじわりの家	6	北区細江町中川 7220 番地の 1	437-4599 437-4526	(福)聖隷福祉事業団	知・精	

●自立訓練（生活訓練）

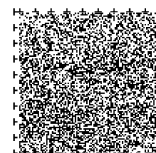
事業所名	定員	所在地	TEL FAX	運営法人	主障害	短期入所
ワークセンター大きな木	8	中区高丘東三丁目 46 番 14 号	420-6250	(特非)えんしゅう 生活支援 net		
スキルアップスクール SES 浜松校	10	中区鴨江三丁目 73 番 25 号	456-5300 456-5301	(株)プリマ		
ウイズ蛸塚	6	中区蛸塚 1 丁目 9-12	489-5560	(特非)六星		
遠江てんのう	6	東区天王町 426 番地の 1	424-8807 424-8814	(一社)とおとうみ		
多機能型事業所 ひだまりのみち	6	東区中郡町 474 番地	589-3024 589-3023	(医社)至空会	精	
ディステップ	20	南区三島町 1807 番地	442-7711	(株)ディレポリューション	精	
はまかぜ	12	南区小沢渡町 2760 番地	415-0770 415-0771	(医)好生会	精	○
だんだん	6	北区三幸町 201 番地の 4	420-0802 420-0814	(医社)至空会	精	○
生活訓練事業所ナルド	10	北区細江町中川 7220 番地の 7	437-4621 438-1594	(福)聖隷福祉事業団	知・精	

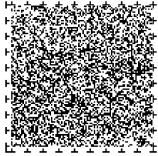
●宿泊型自立訓練

事業所名	定員	所在地	TEL FAX	運営法人	主障害	短期入所
はまかぜ	22	南区小沢渡町 2760 番地	415-0770 415-0771	(医)好生会	精	○
だんだん	16	北区三幸町 201 番地の 4	420-0802 420-0814	(医社)至空会	精	○

●就労移行支援

事業所名	定員	所在地	TEL FAX	運営法人	主障害	短期入所
ワークセンター大きな木	12	中区高丘東三丁目 46 番 14 号	420-6250	(特非)えんしゅう 生活支援 net		
聖隷チャレンジ工房和合	10	中区和合町 632 番地の 1	412-5011 412-5012	(福)聖隷福祉事業団		
スキルアップスクール SES 浜松校	10	中区鴨江三丁目 73 番 25 号	456-5300 456-5301	(株)プリマ		

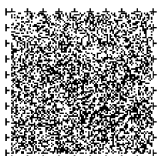


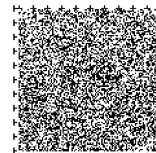


●就労移行支援（つづき）

事業所名	定員	所在地	TEL FAX	運営法人	主障害	短期入所
ステップ・ワン就労アカデミー	10	中区上島二丁目10番 24号サニーハイツ101	479-0810 (FAX 兼)	(株)スカイブルーサポ ート		
LITALICO ワークス浜松	20	中区板屋町111番地の2 アクトタワー6F	450-5519 450-5518	(株)LITALICO パートナ ーズ		
ウェルビー 浜松駅前センター	20	中区旭町11番地の1 浜松プレスタワー14F	522-9029 522-9030	(株)ウェルビー		
ウェルビー 浜松駅前第2センター	20	中区鍛冶町1番地の39	488-5220 488-5221	(株)ウェルビー		
ディーキャリア浜松オフィス	20	中区鍛冶町319番地の28 遠鉄鍛冶町ビル5階	401-3939 401-3940	(株)J I C	精	
アクセスジョブ浜松駅前	20	中区鍛冶町140番地の4 浜松 Aビル北館5F A室	458-2363 (FAX 兼)	(株)クラ・ゼミ		
アクセスジョブ浜松田町	20	中区田町230番地の15	523-6370 523-6371	(株)クラ・ゼミ		
あいびつと浜松	10	中区板屋町517番地	589-3311 589-3312	(株)愛しずおか		
LITALICO ワークス新浜松	20	中区鍛冶町124番地 マルHビル2F	450-2625	(株)LITALICO パートナ ーズ		
多機能型事業所 ひだまりのみち	10	東区中郡町474番地	589-3024 589-3023	(医社)至空会	精	
ポコ・ア・ポコ	7	南区楊子町78-14	443-7474	(医社)澤記念会	知・精	
聖隷チャレンジ工房浜松学園	30	北区都田町9478番地の1	484-1100 428-7521	(福)聖隷福祉事業団		
ナルド工房	10	北区根洗町753番地の1	414-3010 414-3011	(福)聖隷福祉事業団		
だんだん	15	北区三幸町201番地の4	420-0802 420-0814	(医社)至空会	精	○
多機能型事業所ループ	6	(ライム) 浜北区小松2679番地	586-4933 586-5585	(福)みどりの樹		
聖隷チャレンジ工房浜北	10	浜北区高菌208番地の2	584-2530 584-2531	(福)聖隷福祉事業団		
ウェルビーなゆた浜北センター	20	浜北区貴布祢3000番地	544-5531	ウェルビー(株)		
就労移行ITスクール 浜松	20	浜松市中区連尺町314-31 ア ーバンスクエア浜松ビル 901	596-9188	株式会社RAMP		

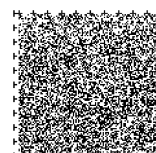
※R5.4.1現在において休止している事業所は掲載していません。

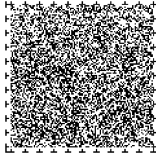




●就労継続支援 A 型

事業所名	定員	所在地	TEL FAX	運営法人	主障害
聖隷チャレンジ工房和合	10	中区和合町 632 番地の 1	412-5011 412-5012	(福) 聖隷福祉事業団	
アウトリーチはままつ	20	中区海老塚二丁目 4 番 17 号	543-9183 543-9184	(一社) 高齢者等支援フォーラム	
ワークワーク	20	中区上島四丁目 28 番 1 号	412-6030 412-6032	(株) ユーモア	
グレースカフェ	20	中区幸四丁目 20 番 30 号 ウイングヒルズ幸 1F	474-0700 (FAX 兼)	(特非) トータルケアセンター	
お好み焼き こなこな	10	中区早出町 1025 番地の 1	581-7488	(特非) 地域生活応援団あくしす	
UNIQUE WORKS 助信	20	中区助信町 15 番地の 5	468-6571 468-6572	(株) UNIQUE WORKS	
ミモザ	20	中区元城町 216 番地の 4	489-4674 489-4675	(同) アリエス	
w i s h	20	中区船越町 54-10	469-2777	(合) スピカ	
株式会社メジャーサポートサービス 浜松事業所	20	中区元城町 218-29 大手門はままつビル 6F	571-2111	(株) メジャーサポートサービス	
アイリスワークサポート	20	中区布橋 2-5-3	568-9313	アイリスワークサポート (同)	
カラフル	20	東区有玉南町 2378 番地の 1	478-7032 478-7033	(株) ハーモニー	
ひふみの森	10	東区大島町 187 番地の 1	432-5680 432-5681	(株) ひふみの森	
(株) フォワード	20	東区市野町 570 番地の 1	433-0567	(株) フォワード	
UNIQUE WORKS 丸塚	20	東区丸塚町 509 番地の 8	467-5119 467-5120	(株) UNIQUE WORKS	
はぐくみ	20	西区大人見町 3268 番地の 2	485-8993 (FAX 兼)	(株) きてん	
朝霧フードラボ	14	西区志都呂二丁目 12 番 19 号	543-4110 523-6111	(福) 和光会	知・精
ラフタぱらす	20	西区舞阪町舞阪 120 番地の 1	596-9781 596-9782	(株) ラフタ	
雑貨カフェ「いもねこ」	20	南区芳川町 320 番地	570-3877 453-9663	(特非) ドリーム・フィールド	知・精
工房いっぽ	10	浜松市南区卸本町 100-7	401-7750	(同) 新吉	
こころいろ中川	20	北区細江町中川 7172 番地の 485	571-4561 571-4566	(資) こころいろ	
こころいろ細江	20	北区細江町三和 128 番地の 2	542-2760 528-2858	(資) こころいろ	
合同会社 ワークセンター湖畔	20	北区細江町気賀 8445 番地の 7	523-6973 523-6974	(同) ワークセンター湖畔	知・精
就労支援セカンド	20	北区細江町気賀 523 番地の 1	571-7222 571-7223	(同) ワークセンター湖畔	





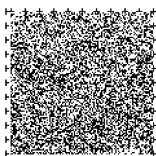
●就労継続支援 A 型 (つづき)

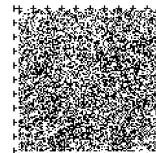
事業所名	定員	所在地	TEL FAX	運営法人	主障害
こころいろ祝田	20	北区細江町中川 1884 番地の 4	523-3588	(資)こころいろ	
こころいろ三方原	20	北区三方原町 1045 番地	439-8811 439-8812	(資)こころいろ	
合同会社 あおぞら 三幸事業所	20	北区三幸町 338-2	489-8366	(同)あおぞら	
聖隷ワース工房浜松学園	15	北区都田町 9478 番地の 1	484-8311 488-8313	(福)聖隷福祉事業団	
天竜福祉工場	80	浜北区於呂 4201 番地の 9	583-1131 926-2943	(福)天竜厚生会	
特定非営利活動法人 スマイルベリー	20	浜北区寺島 2401 番地の 1	586-3327 545-5988	(特非) スマイルベリー	
アグリファーム しっぽの里	20	浜北区豊保 309 番地の 2	588-3730	(株)グリーンマッシュ	
就労継続支援事業所にじいろ	20	浜北区横須賀 1168	582-9330	(株)リライアンス	
有芽	15	天竜区渡ヶ島 1540 番地の 1	589-3987 589-3969	(株)有芽	

※R5. 4. 1 現在において休止している事業所は掲載していません。

●就労継続支援 B 型

事業所名	定員	所在地	TEL FAX	運営法人	主障害	短期入所
アグリッシュ西丘	24	中区西丘町 576 番地	414-3800 414-3801	(福) 昴会	身・知・精	
聖隷チャレンジ工房和合	15	中区和合町 632 番地の 1	412-5011 412-5012	(福) 聖隷福祉事業団		
遠州みみの里	11	中区和合町 220 番地の 387	478-3500 478-3339	(公社) 静岡県聴覚障害者協会	身(聴)	
第 2 くるみ作業所	16	中区和合町 179 番地の 6	474-6240 474-6244	(福) 復泉会	知	
くるみ作業所	36	中区南浅田二丁目 12 番 26 号	444-3228 442-4348	(福) 復泉会	知	
つばめ創社	20	中区西浅田一丁目 9 番 9 号	442-6477 442-6476	(特非) 浜松地区精神保健福祉会明生会	精	
ピオ・グレース	20	中区幸四丁目 20 番 38 号 ニューフロンティアビル 2F	474-1172 571-6729	(特非) トータルケアセンター		
ウイズ蛸塚	20	中区蛸塚一丁目 9 番 12 号	489-5560 489-5561	(特非) 六星	身(視)	
ワークセンターふたば	20	中区中央一丁目 18 番 4 号 ウイステリアピーク 101	455-8226	(特非) えんしゅう 生活支援 net		
まつかさ	20	中区中沢町 31 番 9 号	475-6616	(福) 遠江学園		
ステップ・ワン就労アカデミー	10	中区上島二丁目 10 番 24 号サニーハイツ 101	479-0810 (FAX 兼)	(株) スカイブルーサポート		
あいびつと浜松	20	中区板屋町 517 番地	589-3311	(株) 愛しずおか		
外国人障害者就労支援事業所 フトゥーロ	20	中区住吉三丁目 22 番 12 号	488-7007 488-7008	(有) 伸栄総合サービス		

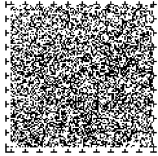




●就労継続支援B型（つづき）

事業所名	定員	所在地	TEL FAX	運営法人	主障害	短期入所
就労継続支援B型事業所 そらあい	20	東区安新町 38 番地の 1	421-3173	(福) 八生会		
遠江てんのう	30	東区天王町 426 番地の 1	424-8807 424-8814	(一社) とおとうみ		
いもねこのうち	20	東区天龍川町 1044 番地の 1 C	422-5203	(特非) ドリーム・フィールド		
工房いもねこ	20	東区天龍川町 1044 番地の 1 E・F	422-5203	(特非) ドリーム・フィールド		
多機能型事業所 ひだまりのみち	24	東区中郡町 474 番地	589-3024 589-3023	(医社) 至空会	精	
ウイズ半田	20	東区半田町 104 番地の 3	435-5225 435-5955	(特非) 六星	身(視)	
朝霧フードラボ	12	西区志都呂二丁目 12 番 19 号	543-4110 523-6111	(福) 和光会	知・精	
ビバ	20	西区入野町 9997 番地の 4	447-5585 (FAX 兼)	(株) きてん		
アルス・ノヴァ入野	10	西区入野町 9156 番地の 4	440-3176 440-3175	(特非) クリエイティブ サポートレッツ	知・精・難 身一部	
きらり	20	西区雄踏町宇布見 9589	597-3939 597-0039	(福) 順愛会		
大山ファーム	20	西区大山町 2254 番地の 1	414-5411 414-5412	(福) 昂会	知・身・精	
ビバ～舞阪～	20	西区舞阪町浜田 599 番地	592-2640 (FAX 兼)	(株) きてん		
多機能型就労支援施設+S	20	西区舞阪町舞阪 2622 番地の 911	489-4455 (FAX 兼)	(同) ライフクリエイター		
みなみ	25	西区雄踏町山崎 5526 番地の 1	401-1255 401-1256	(福) 遠江学園	知	
ポコ・ア・ポコ	25	南区楊子町 78 番地の 14	426-5000 426-5014	(医社) 澤記念会	知・精	
ぐっと	20	南区江之島町 635 番地の 1	427-5511 427-5512	(福) 遠浜会		○
あぐり	20	南区金折町 957 番地の 2	544-5488 (FAX 兼)	(福) あそしえ	知	
恵学園	55	南区倉松町 3675 番地	447-1797 447-1779	(福) 恵会	知	
もくせい会浜松事業所	20	南区小沢渡町 2923 番地の 4	449-4681 449-4433	(公社) 静岡県精神保健福祉会 連合会	精	
はまかぜ	16	南区小沢渡町 2760 番地	415-0770 415-0771	(医) 好生会	精	○
ワークショップくるみ	20	南区小沢渡町 2923 番地 2	440-4666	(福) 復泉会		
ふれあい作業所	30	南区四本松町 174 番地	427-2885 545-5800	(福) 福祉同友会		
聖隷チャレンジ工房浜松学園	30	北区都田町 9478 番地の 1	484-1100 428-7521	(福) 聖隷福祉事業団		
グレース工房	10	北区三方原町 2041 番地の 3	414-5202	(特非) トータルケアセンター		

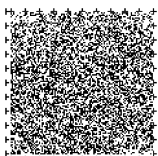


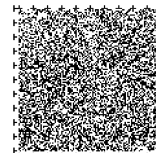


●就労継続支援B型（つづき）

事業所名	定員	所在地	TEL FAX	運営法人	主障害	短期入所
グレースガーデン	20	北区三方原町 2157 番地の 2	525-8737 525-8730	(特非) トータルケアセンター		
ひくまの	40	北区三方原町 1771 番地の 1	430-1238 430-1228	(福) 遠江学園	知	
ナルド工房	30	北区根洗町 753 番地の 1	414-3010 414-3011	(福) 聖隷福祉事業団		
引佐草の根作業所	14	北区引佐町井伊谷 601 番地の 8	542-2871 569-2872	(福) 引佐すみれの会		
くるみ共同作業所	24	北区三幸町 201 番地の 5	430-6180 430-6181	(福) 復泉会	知	
だんだん	25	北区三幸町 201 番地の 4	420-0802 420-0814	(医社) 至空会	精	○
トマト工房	20	北区三幸町 513 番地の 2	430-4773 430-4786	(特非) トマト会	知	
KuRuMiX	25	北区三幸町 124 番地の 7	523-7717	(福) 復泉会		
夢ワークたちばな	20	北区三ヶ日町三ヶ日 804 番地の 1	525-6675 (FAX 兼)	(特非) すだち		
ワイズ	20	北区細江町中川 1130 番地の 1	523-3739 523-3777	(株) ワイズ		
ワークセンター湖畔 西気賀	20	北区細江町気賀 10082 番地の 2	569-0341 569-0342	(同) ワークセンター湖 畔		
アグリファーム しっぽの里	10	浜北区豊保 309 番地の 2	588-3730	(株) グリーンマッシュ		
たちばな授産所	20	浜北区於呂 514 番地	588-3214 580-0084	(福) たちばな会	知	
サンステップ	40	浜北区於呂 537 番地の 1	588-5801	(福) たちばな会	知	
天竜ワークキャンパス	20	浜北区於呂 4201 番地の 9	583-1130	(福) 天竜厚生会		
就労継続支援施設 「はばたき」	20	浜北区高園 775 番地の 1	586-8806 586-7909	浜松市※((福) 浜松市 社会福祉事業団)	身	
生活介護・就労継続支援施設「かがや き」	10	浜北区高園 775 番地の 1	586-8805 586-7909	浜松市※((福) 浜松市 社会福祉事業団)	知	
多機能型事業所ループ	24	(ライム) 浜北区小松 2679 番地	586-4933 586-5585	(福) みどりの樹		
オリーブの樹	10	浜北区尾野 462 番地の 2	582-3415 582-3425	(福) 小羊学園	知	
多機能事業所ループ奏	10	浜北区寺島 3267 番地の 1	582-6010 582-6011	(福) みどりの樹		
特定非営利活動法人 スマイルベリー	20	浜北区寺島 2401 番地の 1	586-3327 545-5988	(特非) スマイルベリー		
聖隷チャレンジ工房浜北	20	浜北区高園 208 番地の 2	584-2530 584-2531	(福) 聖隷福祉事業団		
みのり	60	天竜区渡ヶ島 6 番地の 2	583-1191 926-2943	(福) 天竜厚生会	知	
作業所せきれい	20	天竜区二俣町二俣 1900 番地	926-0932	(特非) せきれい		

※○は指定管理者による管理者運営



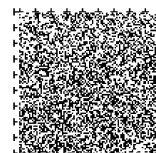


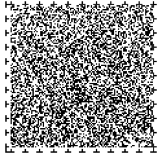
●就労定着支援

事業所名	所在地	TEL FAX	運営法人	主障害	短期入所
聖隷チャレンジ工房和合	中区和合町 632 番地の 1	412-5011 412-5012	(福) 聖隷福祉事業団		
スキルアップスクール SES 浜松校	中区鴨江三丁目 73 番 25 号	456-5300 456-5301	(株) プリマ		
LITALICO ワークス浜松	中区板屋町 111 番地の 2 アクトタワー6F	450-5519 450-5518	(株) LITALICO パートナーズ		
ウェルビー 浜松駅前センター	中区旭町 11 番地の 1 浜松プレスタワー14F	522-9029 522-9030	(株) ウェルビー		
ウェルビー 浜松駅前第 2 センター	中区鍛冶町 1 番地の 39 ピンストライブビル 3 階	488-5220 488-5221	(株) ウェルビー		
アクセスジョブ浜松駅前	中区鍛冶町 140 番地の 4 浜松 A ビル北館 5 階 A 室	458-2363 (FAX 兼)	(株) クラ・ゼミ		
ワークセンター大きな木	中区高丘東三丁目 46 番 14 号	420-6250	(特非) えんしゅう 生活支援 net		
LITALICO ワークス新浜松	浜松市中区鍛冶町 124 マルHビル 2 F	450-2625	(株) LITALICO パートナーズ		
ステップ・ワン就労アカデミー	中区上島二丁目 10 番 24 号サニーハイツ 101	479-0810 (FAX 兼)	(株) スカイブルーサポート		
ひふみの森	東区大島町 187 番地の 1	432-5680 432-5681	(株) ひふみの森		
多機能型事業所 ひだまりのみち	東区中郡町 474 番地	589-3024 589-3023	(医社) 至空会	精	
はまかぜ	南区小沢渡町 2760 番地	415-0770 415-0771	(医) 好生会	精	○
ナルド工房	北区根洗町 753 番地の 1	414-3010 414-3011	(福) 聖隷福祉事業団		
だんだん	北区三幸町 201 番地の 4	420-2466 420-2467	(医社) 至空会	精	○
聖隷チャレンジ工房浜松学園	北区都田町 9478 番地の 1	484-1100 428-7521	(福) 聖隷福祉事業団		
天竜福祉工場	浜北区於呂 4201 番地の 9	583-1131 926-2943	(福) 天竜厚生会		
聖隷チャレンジ工房浜北	浜北区高蘭 208 番地の 2	584-2530 584-2531	(福) 聖隷福祉事業団		
ウェルビーなゆた浜北センター	北区貴布祢 3000	544-5531	ウェルビー (株)		

●自立生活援助

事業所名	所在地	TEL FAX	運営法人	主障害	短期入所
はまかぜ	南区小沢渡町 2760 番地	415-0770 415-0771	(医) 好生会	精	○
みらいず	浜北区根堅 2601 番地の 5	090-6803-1741 583-1432	(福) 天竜厚生会		





●障害児入所施設

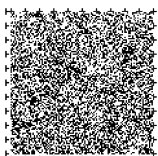
事業所名	事業内容	定員	所在地	TEL FAX	運営法人	主障害	短期入所
あさぎり	福祉型	30	西区館山寺町 136 番地	487-0229 487-0410	(福)和光会	知	○
三方原スクエア児童部	福祉型	20	北区三方原町 2709 番地の 12	414-1833 438-7707	(福)小羊学園	知	○
聖隷おおぞら療育センター	医療型	150	北区三方原町 3453 番地	437-1467 437-8714	(福)聖隷福祉事業団	身・知	○
独立行政法人 国立病院機構 天竜病院	医療型	110	浜北区於呂 4201 番地の 2	583-3111 583-3664	(独)国立病院機構 天竜病院	身・知	○

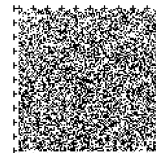
●障害児通所支援事業所

障害児通所支援事業所は障害の認定等を受けていない人でも利用できます。ただし、障害の状況等により受け入れができない場合もありますので、詳細については事業所に直接ご確認いただくか、お住まいの区役所社会福祉課もしくは相談支援事業所(表紙裏面に掲載)にご相談ください。

●児童発達支援

事業所名	定員	所在地	TEL FAX	運営法人
児童発達支援 るれいるーむ	10	中区北寺島町 211 番地の 8 ヴェルデ Kitatera201	080-6918-6692 489-9192	(株)東海美工
KID ACADEMY PURE 和合校	10	中区和合町 220-206 番地	401-3663 401-3664	(株)Kids Developer
和合こども園 ふぁーろ	10	中区和合町 220-1280 番地	482-7753 (FAX 兼)	(福)遠淡海会
聖隷こども発達支援事業所 かるみあ和合	20	中区和合町 555 番地	475-6110 475-6116	(福)聖隷福祉事業団
在宅支援センターぱびるす	20	中区高丘北三丁目 38 番 7 号	414-1666	(福)小羊学園
ほしのこ	10	中区早出町 1240 番地の 2	570-7707 570-7708	(特非)笠井共生活動センター
ゆりかご	10	中区蛸塚二丁目 6 番 13 号	489-3200	(福)あそしえ
こどものサポート教室 「きらり」上島校	*10	中区上島一丁目 9 番 28 号	050-3533-0192	(株)クラ・ゼミ
こどものサポート教室 「きらり」富塚校	*10	中区富塚町 1933 番地の 1 佐鳴湖パークタウンサウス 2 階 2H	050-3533-0194	(株)クラ・ゼミ
スマイルジュニア	*10	中区西伊場町 56 番 14 号	571-9330 571-9331	(同)With Win
児童発達支援事業所 「ころころ伊場」	10	中区西伊場町 7 番 5 号	488-6169 488-6170	(福)みんなの森福祉会
児童発達支援事業所 「ひまわり こころん」	10	中区鴨江二丁目 11 番 2 号	413-0033 416-0030	(福)浜松市 社会福祉事業団
コベルプラス浜松幸教室	10	中区幸五丁目 11 番 33 号	488-5560 488-5561	(株)三つ葉
KID ACADEMY PURE 船越校	10	中区船越町 40 番 13 号	589-4789	(株) Kids Developer





●児童発達支援（つづき）

事業所名	定員	所在地	TEL FAX	運営法人
児童発達支援事業所 「ひまわり ひくまの丘」	10	中区曳馬六丁目 22 番 19 号	416-3950	(福)浜松市 社会福祉事業団
天竜厚生会ちやるか 天竜厚生会りいお	10	中区城北一丁目 24 番 5 号	412-2011 412-0035	(福)天竜厚生会
はぐみなの響	10	中区葵西六丁目 6 番 20 号	090-6640-8937	(同)MiMo チルコロ
児童発達支援事業所 かやのもり	10	中区高丘東 4-1-1 102 号	439-3741	(同)かやの森
はれれあ	10	中区向宿 3-10-5	401-6650	(株)サニートラベル
ねお児童発達支援事業所 東伊場	10	中区東伊場 1-24-10 メゾン・あがたい1階	401-3080	Neo mominooka (株)
わくわく	10	中区十軒町 681-1 メゾン・カフリエ 101・102	571-2345	(同) Connectoday
こどもサポート教室 「きらり」上浅田校	10	中区上浅田 2-10-20	581-7205	(株)クラ・ゼミ
こぼんはうすさくら 浜松原島教室	10	東区原島町 552 番地	544-7022 544-7028	(株)アンド・アイ
こぼんはうすさくら 浜松丸塚教室	10	東区丸塚町 64 番地の 2	424-6693 424-6694	(株)アンド・アイ
サンスマイルスポトレ上西	*10	東区上西町 2 番地の 8	571-1515 571-1516	(同)With Win
児童発達支援事業所 ながかみ	10	東区中田町 778 番地	411-4611	(福)七恵会
児童発達支援事業所 ころころ	10	東区中郡町 1802 番地の 2	424-6262 424-6263	(福)みんなの森福祉会
児童発達支援 わおん	10	東区和田町 919-3	582-7780	(株)アルクマーク
プロッサムジュニア 浜松有玉教室	5	東区有玉北町 21-1	424-8203	(株)つぼみ
放課後等デイサービス ウイズ・ユ ー浜松大瀬	10	東区大瀬町 27-117	424-8418	あい・プラス(同)
あさぎり	10	西区館山寺町 136 番地	487-6877 487-0229	(福)和光会
多機能型通所事業所 風の園	*10	西区雄踏町宇布見 9587 番地	597-2570 597-2570	(福)新和会
ねお重心多機能型施設 入野	5	西区入野町 6183-3	415-0701	Neo mominooka (株)
児童発達支援所GO☆GO	10	南区安松町 32 番地の 10	545-9282 (FAX 兼)	(株)Twinkle Star Line
多機能型事業所ふおるて	10	南区高塚町 1787 番地	525-9850	(株)アルクマーク
浜松こども園	10	南区米津町 2870 番地の 1	442-0688	(公財)浜松こども園
EAC (Espacio Acreditar e Crescer) (イ ーエーシー)	10	南区頭陀寺町 345 番地の 3	544-5223 (FAX 兼)	(株)クラ・ゼミ
児童発達支援事業所きりんくらぶ	10	南区新橋町 1088 番地の 2	488-7484 488-7484	(株)キリンコーポレーション
こぼんはうすさくら浜松南教室	10	南区江之島町 530 番地の 3	401-6353	(株)アンド・アイ
W a o !	10	南区都盛町 278	568-1511	株式会社 ALBALIZE
児童発達支援センター ひかりの子	15	北区三方原町 3453 番地	437-1467 437-8714	(福)聖隷福祉事業団



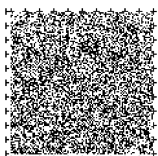
●児童発達支援（つづき）

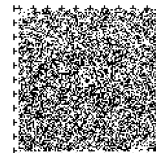
事業所名	定員	所在地	TEL FAX	運営法人
浜松市根洗学園	80	北区根洗町 667 番地の 1	436-9318 436-9326	浜松市※((福)ひかりの園)
児童発達支援事業所みつばち	10	北区根洗町 1173 番地	525-7016 525-7017	(同)アベイユ
児童発達支援事業所 みつばち第 2	10	北区細江町気賀 453-1	401-1995	(同)アベイユ
はぐくみの家 第 1 ココ	10	北区三方原町 1044-1	401-2133	(一社)浜松児童福祉会
はぐくみの家 第 2 ココ	10	北区三方原町 1044-1	401-2133	(一社)浜松児童福祉会
多機能型事業所むく	10	北区根洗町 1405-1	570-5300	(特非)むく
こどもサポート教室 「きらり」浜北駅前校	*10	浜北区貴布祢 3000 番地	589-5557	(株)クラ・ゼミ
児童発達支援センター 「ひまわり」	80	浜北区高園 775 番地の 1	586-8802 586-7824	浜松市※((福)浜松市社会福祉事業団)
児童発達支援あえる浜北	10	浜北区東美園 1571 番地の 1	589-5560 589-5570	(株)エイドネットワーク
こでまり・やまぼうし	10	浜北区中瀬 2308 番地	545-7580 545-6880	(福)天竜厚生会
グリーピース Toys	10	浜北区中条 484 番地の 1	424-9987	(株)Gree
重心通園事業所みゆう	6	浜北区於呂 4201 番地の 2	583-3111	(独)国立病院機構天竜病院
グリーピースⅡ・Nursery	10	浜北区中条 434-1 1F	544-7900 544-7901	(株)Gree

※()は指定管理者による管理者運営

※R5.4.1 現在において休止している事業所は掲載していません。

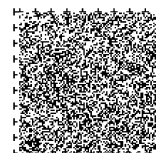
★多機能型につき、あわせての定員となります。

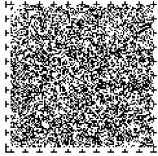




●放課後等デイサービス

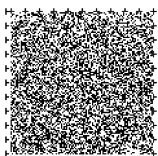
事業所名	定員	所在地	TEL FAX	運営法人
ねこのしっぽ	10	中区富塚町 2961 番地の 18	090-3578-6091	(同) クラージ
KID ACADEMIY PURE 和合校	10	中区和合町 220 番地の 206	401-3663 401-3664	(株) Kids Developer
聖隷放課後クラブ はなえみ和合	20	中区和合町 555 番地	478-0800 476-6511	(福) 聖隷福祉事業団
子ども支援センター はままつ	10	中区泉町三丁目 1 番 38 号 石川ビル 1 階	488-4973 488-4974	(一社) ブリッジハートセンター東海
子ども支援センターワーク	10	中区泉町三丁目 1 番 38 号 石川ビル 2 階	488-4974 488-4974	(一社) ブリッジハートセンター東海
放課後等デイサービス Leaf 音楽療法センター	10	中区葵東二丁目 4 番 13 号	430-5135 430-5136	(株) Wellone's
在宅支援センター ぱびるす	10	中区高丘北三丁目 38 番 7 号	414-1666	(福) 小羊学園
地域生活支援の家 あっとほーむ	10	中区中沢町 69 番地の 16	489-3240 489-3262	(特非) 地域生活応援団 あくしす
ここあ早出	10	中区早出町 1239 番地の 7	424-8111 424-8112	(株) インセック
ポテンシャル 上島	10	中区上島五丁目 16 番 16 号	525-8236	(株) ユーモア
こどものサポート教室 「きらり」上島校	*10	中区上島一丁目 9 番 28 号	050-3533 -0192	(株) クラ・ゼミ
こどものサポート教室 「きらり」富塚校	*10	中区富塚町 1933 番地の 1 佐鳴湖パークタウンサウス 2 階 2H	050-3533 -0194	(株) クラ・ゼミ
サンスマイルジュニア	*10	中区西伊場町 56 番 14 号	571-9330 571-9331	(同) With Win
放課後等デイ SES 浜松校	10	中区鴨江三丁目 73 番 25 号	458-7001 458-7003	(株) プリマ
ここあ	10	中区船越町 34 番 12 号	460-5788 463-5688	(株) インセック
放課後等デイサービス サンスマイルキッズ佐鳴台教室	10	中区佐鳴台一丁目 4 番 3 号	482-7385 482-7583	(同) With Win
天竜厚生会ちやるか 天竜厚生会りいお	10	中區城北一丁目 24 番 5 号	412-2011 412-0035	(福) 天竜厚生会
放課後等デイサービス 「つなぐ」	10	中区高丘北一丁目 40 番 12 号 テナンシータケダ A	523-7524	(同) つなぐ
ハッピーテラス浜松教室	20	中区伝馬町 58 番地 小谷ビル 1F	528-7511	(有) サイトウポーター
ぽかぽか	5	中区十軒町 684 番地の 4	569-5227 569-1008	(同) Connectoday

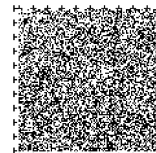




●放課後等デイサービス（つづき）

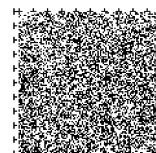
事業所名	定員	所在地	TEL FAX	運営法人
ポテンシャル小豆餅	10	中区小豆餅四丁目1番18号	475-6555	(株)ユーモア
放課後等デイサービス おれんじ	15	中区十軒町697番地の4	568-8080 568-8081	ALBA(株)
ひだまりの部屋	10	中区小豆餅四丁目20番16号	437-6060	(株)PRIME VISION
クローバーよつばのいえ葵西	10	中区葵西四丁目1番89号	488-8851 488-6982	(株)スリーベル
KID ACADEMIY PURE 船越校	10	中区船越町40番13号	589-4789	(株)Kids Developer
KID ACADEMIY PURE 細島校	10	中区細島町384番地の23	589-4429	(株)Kids Developer
KID ACADEMIY TECHNOLOGY 細島校	10	中区細島町6番地の5-10	589-4781	(株)Kids Developer
未来型学習支援塾グットランド	10	中区佐藤三丁目15番22号	589-4881	(株)Kids Developer
KID ACADEMIY PURE 和合校	10	中区和合町220番地の206	401-3663	(株)Kids Developer
アルス・ノヴァ	10	中区連尺町314番地の30	451-1355	(特非)クリエイティブサポートレッツ
はぐくみの家 オリーブ	10	中区葵西二丁目19番55号	489-4488	(一団)浜松児童福祉会
はぐくみの家 レインボー	10	中区葵西二丁目19番55号	489-4488	(一団)浜松児童福祉会
はぐくみの家 ビジョン	10	中区葵西二丁目19番55号	489-4488	(一団)浜松児童福祉会
da・monde EAST	10	東区将監町35番地の1	464-5588 464-5587	(福)さくら
メイキット	10	東区小池町1885	424-8120 424-8121	(株)ハーモニー
こばんはうすさくら 浜松丸塚教室	10	東区丸塚町64番地の2	424-6693 424-6694	(株)アンド・アイ
サンスマイルスポトレ上西	*10	東区上西町2番地の8	571-1515 571-1516	(同)With Win
KID ACADEMIY DANCE 上西校	10	東区上西町5番地の5	589-4990 589-4778	(株)Kids Developer
ほっぷ和田	10	東区和田町82番地の1	424-8766 (FAX 兼用)	(一社)ほっぷ
ドリームフィールド	20	東区天龍川町201番地	422-5203 545-5687	(特非)ドリーム・フィールド
サンライズ	10	東区有玉南町2014番地の2	522-7770 522-7771	(特非)みんなの家
たいよう	10	東区笠井町542番地の1	570-7703 570-7704	(特非)笠井共生活動センター
アマリス	10	東区笠井町148番地の4	545-3131 545-3241	(株)ステラ
アマリスⅡ	10	東区笠井町156番地の3	582-6783 545-3241	(株)ステラ
多機能型事業所 さんぼみち	10	東区中郡町474番地	589-3026 589-3023	(医社)至空会
おひさま	10	東区笠井町133番地	570-7705 570-7706	(認定特非) 笠井共生活動センター
ほっぷ東区	10	東区有玉南町2182番地	472-6111	(一社)ほっぷ
ほっぷ和田	10	東区和田町82番地の1	424-8766	(一社)ほっぷ

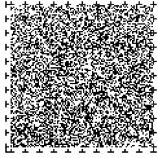




●放課後等デイサービス（つづき）

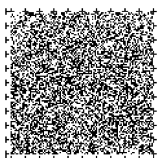
事業所名	定員	所在地	TEL FAX	運営法人
Growup 有玉台	10	東区有玉台一丁目1番5号	581-9921 581-9929	(株)BUD
こぼんはうすくら 浜松原島教室	10	東区原島町 552 番地	544-7022 544-7028	(株)アンド・アイ
ブロッサムジュニア 浜松有玉教室	5	東区有玉北町 21-1	424-8203	(株)つぼみ
放課後等デイサービス ウイズ・ユ-浜松大瀬	10	東区大瀬町 27-117	424-8418	あい・プラス(同)
Growup 積志	10	東区積志町 1494	401-6905	(株)BUD
放課後等デイサービスあゆみ	10	西区舞阪町舞阪 5051 番地	592-6760	(株)あゆみ
スマイル	10	西区湖東町 1815 番地の 25	486-3577	(同)スマイルハウス
KID ACADEMIY PURE 篠原校	10	西区篠原町 21667 番地	522-9910 522-9920	(株)Kids Developer
放課後等デイ SES 浜松西校	10	西区入野町 6369 番地の 1	525-6317 525-6327	(株)プリマ
子ども発達センター たっく	10	西区大久保町 5388 番地の 1	485-6122 485-6155	(福)ひかりの園
放課後等デイサービス サンスマイルビレッジ菜園' S	20	西区大山町 4048 番地の 1	430-0358 430-0377	(同)With Win
ぱるしあ	10	西区大山町 4149 番地の 3	415-9968 415-9997	(福)小羊学園
多機能型通所事業所 風の園	*10	西区雄踏町宇布見 9587 番地	597-2570 597-2570	(福)新和会
ふぁみりあ	10	西区雄踏町宇布見 8987 番地の 3	070-2453-9733	(同)Connectoday
ハッピーテラス浜松入野教室	20	西区入野町 6300-1	522-7522	(有)サイトウポーター
Small step コアラ	10	西区湖東町 3285-1	486-3322	一般社団法人 RASHIKU
ねお重心多機能型施設 入野	5	西区入野町 6183-3	486-3322	Neo mominooka(株)
ねお放課後デイサービス 入野	10	西区入野町 6142-1	401-3113	Neo mominooka(株)
ドルチェ	10	南区新橋町 1175 番地	401-6166 441-1112	(福)小羊学園
浜松こども園	20	南区米津町 2870 番地の 1	442-0688	(公財)浜松こども園
放課後等デイサービス サンスマイルスポーツトレーニング三島教室	10	南区三島町 1593 番地	545-3686	(同)With Win
放課後等デイサービスあーち	10	南区三島町 1102 番地	545-5835	(株)トライオン
放課後等デイサービス サンスマイルスポーツ浜松南教室	10	南区瓜内町 72 番地の 3	589-5893	(同)With Win
ほっぷ南区	10	南区卸本町 97 番地	442-0190 (FAX 兼)	(一社)ほっぷ
サンスマイルアカデミー	10	南区本郷町 1338 番地の 13	589-3588 589-5583	(同)With Win
放課後等デイサービス サンスマイルジョブトレーニング	10	南区本郷町 1347 番地の 11	545-3583	(同)With Win

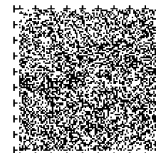




●放課後等デイサービス（つづき）

事業所名	定員	所在地	TEL FAX	運営法人
EAC (Espaco Acreditarse Crecer) (イーエーシー)	*10	南区頭陀寺町 345 番地の 3	544-5223 (FAX 兼)	(株) クラ・ゼミ
こぼんはうすさくら浜松南教室	*10	南区江之島町 530 番地の 3	401-6353 401-6354	(株) アンド・アイ
くっく White Wing	10	南区白羽町 547 番地の 18	545-5835	(株) ピースフル・アイランド
くっく Three Island	10	南区三島町 1808 番地	589-5262	(株) ピースフル・アイランド
放課後等デイサービス浜松南校	10	南区米津町 992 番地の 2	443-8100	(株) プリマ
浜松子ども園みなみ	10	南区米津町 2870 番地の 14	442-0688	(公財) 浜松子ども園
児童発達支援センター ひかりの子	5	北区三方原町 3453 番地	437-1467 437-8714	(福) 聖隷福祉事業団
グレースの森	10	北区三方原町 1941 番地の 4	523-8411 543-4006	(特非) トータルケアセンター
放課後等デイサービス あろ	10	北区三方原町 1791 番地の 2	525-9150 525-9153	(同) スペロ
学童ねあらい	10	北区根洗町 667 番地の 1	436-9318 436-9326	(福) ひかりの園
くじらぐも	10	北区初生町 352 番地の 5	438-1878 (FAX 兼)	(特非) すかい
わかば	10	北区引佐町井伊谷 605 番地の 1	542-3820 489-8989	(福) 引佐すみれの会
にじ	20	北区東三方町 437 番地の 3	543-9981	(特非) 外出支援センター ガイドネット
みんなの家みゆき	10	北区三幸町 271 番地の 5	528-7010	(特非) みんなの家
クローバーよつばのいえ浜松	10	北区初生町 818 番地の 7	523-8165 523-8164	(株) スリーベル
放課後等デイサービスじゃんぶ	5	北区初生町 626 番地の 1	430-6677 430-6678	(有) オーテック
放課後等デイサービス すてっぶ	10	北区初生町 626 番地の 1 ラフレ初生 1F	430-6677 430-6678	(有) オーテック
放課後等デイサービスセカンド	10	北区細江町気賀 523 番地の 1	571-9229 571-7223	(同) ワークセンター湖畔
放課後等デイサービスさくら並木	10	北区細江町気賀 340 番地の 2	568-8060 568-8061	(同) ワークセンター湖畔
多機能型事業所むく	10	北区根洗町 1405 番地の 1	570-5300	(特非) むく
初生こどもの家 てんし	10	北区初生町 1390 番地の 1	488-6633	(一社) 浜松児童福祉会
初生こどもの家 第2てんし	10	北区初生町 1390 番地の 1	488-6633	(一社) 浜松児童福祉会
放課後等デイサービス あえる初生	10	北区初生町 1391 番地	488-8830	(株) エイドネットワーク
グリーピース	10	浜北区中条 485 番地の 1	424-9988 424-9989	(株) Gree
グリーピース Swich	10	浜北区中条 484 番地の 1 2F 南	424-9977	(株) Gree
グリーピース II・Nursery	10	浜北区中条 434 番地の 1	424-5500	(株) Gree
Growup 浜北道本	10	浜北区道本 249 番地の 7	443-7588 443-7566	(株) BUD





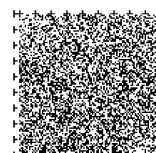
●放課後等デイサービス（つづき）

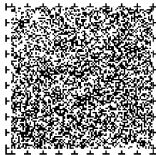
事業所名	定員	所在地	TEL FAX	運営法人
Growup 浜北沼	10	浜北区沼 276 番地の 1	585-2885 585-2886	(株)BUD
こどもサポート教室 「きらり」浜北駅前校	*10	浜北区貴布祢 3000 番地 なゆた浜北 2 階	589-5557	(株)クラ・ゼミ
放課後等デイサービス ハビネスサポート	10	浜北区本沢合 894 番地の 10	424-8395	(同)Reliable
放課後等デイサービス ハビネス浜北教室	10	浜北区本沢合 775 番地	589-4568	(同)Reliable
あざみ	10	浜北区東美園 591 番地の 1	585-5730 (FAX 兼)	(福)みどりの樹
こぼんはうすさくら 浜北教室	*10	浜北区東美園 1612 番地	589-3197 589-3187	(株)アンド・アイ
りあんぴーすⅡ	10	浜北区西美園 1065 番地の 2	585-0069	(同)リアン
リアンピース	10	浜北区尾野 2276 番地の 10	582-2255	(同)リアン
わかな	10	浜北区尾野 462 番地の 2	582-3415 582-3425	(福)小羊学園
えるびす	5	浜北区東美園 511 番地	569-3071 569-3072	(特非)Harmony
それあ〜ど	5	浜北区高畑 824 番地の 1	571-1828 586-2856	(特非)Harmony
こでまり・やまぼうし	10	浜北区中瀬 2308 番地	545-7580 545-6880	(福)天竜厚生会
サンスマイルスポトレ浜北	*10	浜北区小林 1355 番地の 2	569-7770 569-7771	(同)With Win
こぼんはうすさくら浜北東教室	10	浜北区東美園 1612 番地	090-9829-9455 589-3187	(株)アンド・アイ
こどもサポート教室「きらり」 小松校	10	浜北区小松 4398-4	545-5111	(株)クラ・ゼミ
放課後等デイサービス ハビネスジュニア	10	浜北区小林 1465-8	401-6098	(同)Reliable
放課後等デイサービス 元気倶楽部ライブラリー	10	浜北区東美園 662-1	545-6530	(株)ドゥ・ウェルフェア

※〇は指定管理者による管理者運営

※R5. 4. 1 現在において休止している事業所は掲載していません。

★多機能型につき、あわせての定員となります。





●居宅訪問型児童発達支援

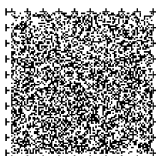
事業所名	所在地	TEL FAX	運営法人
児童発達支援センター 「ひまわり」	浜北区高蘭 775 番地の 1	586-8802 586-7824	浜松市※((福)浜松市社会福祉事業団)

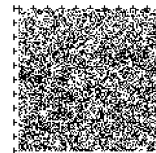
※()は指定管理者による管理者運営

●保育所等訪問支援

事業所名	所在地	TEL FAX	運営法人
児童発達支援事業所 「ひまわり ころん」	中区鴨江二丁目 11 番 2 号	413-0033 416-0030	(福)浜松市社会福祉事業団
児童発達支援事業所 「ひまわり ひくまの丘」	中区曳馬六丁目 22 番 19 号	416-3950	(福)浜松市 社会福祉事業団
子ども支援センターはままつ	中区泉三丁目 1 番 38 号 石川ビル 1F	488-4973 488-4973	(一社)ブリッジハートセンター東海
子ども支援センターワーク	中区泉三丁目 1 番 38 号 石川ビル 2F	488-4974 488-4974	(一社)ブリッジハートセンター東海
ポテンシャル 上島	中区上島五丁目 16 番 16 号	525-8236	(株)ユーモア
はれれあ	中区向宿三丁目 10 番 5 号	401-6650	(株)サニートラベル
多機能型事業所 さんぽみち	東区中郡町 474 番地	589-3026 589-3023	(医社)至空会
EAC (Espacio Acreditar e Crecer) (イーエーシー)	南区頭陀寺町 345 番地の 3	544-5223 544-5223	(株)クラ・ゼミ
児童発達支援事業所 GO☆GO	南区安松町 32 番地の 10	545-9282	(株)Twinkle Star Line
Wao !	南区都盛町 278 番地	568-1511	(株)ALBALIZE
浜松市根洗学園	北区根洗町 667 番地の 1	436-9318 436-9326	浜松市※((福)ひかりの園)
児童発達支援センター ひかりの子	北区三方原町 3453 番地	437-1467 437-8714	(福)聖隷福祉事業団
児童発達支援センター 「ひまわり」	浜北区高蘭 775 番地の 1	586-8802 586-7824	浜松市※((福)浜松市社会福祉事業団)
グリーピース Switch	浜北区中条 484 番地の 1 2F 南	424-9977	(株)Gree

※()は指定管理者による管理者運営

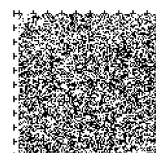


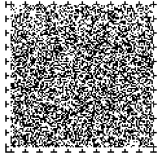


●共同生活援助（グループホーム）

※主障害欄の空欄は全て（身体・知的・精神・難病）の障害

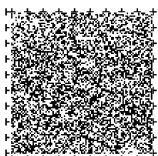
事業所名	定員	住居の 所在する区	TEL FAX	運営法人	主障害	短期入所
ぐるぐる	23	中区 浜北区	469-0235	(医社)至空会	精	
エンジェルリング	16	中区	523-8921	(株)ハーモスジャパン	知・精	
グループホーム+R	7	中区	090-4593-1935	(同)ライフクリエイター	精	
なないろ	18	中区	050-3188-8111 050-6875-6879	(同)ケアリング		
わおん浜松和合町	40	中区	401-4689 401-4688	(株)浜松マネジメント コンサルティング	身・知・精	○
ソーシャルインクルーホーム 浜松神田町	20	中区	582-6130 582-6131	(株)ソーシャルインクルー	身・知・精	○
グループホーム RASIEL高丘	20	中区	439-5551 439-5552	(株)ラシエル	身・知・精	○
グループホーム RASIEL菟丘ii	10	中区	528-7660 528-7661	(株)ラシエル	身・知・精	
グループホームOne Standing 和合	12	中区	070-1598-3409	(株)emicia.	知・精	
グループホーム わおんにゃおん中部	24	中区	080-4614-6259	(有)わおんにゃおん中部	知・精	
グループホームつばめ	13	中区	070-1643-2914	(同)つばめ	知・精	
ひまわりの家	20	中区	488-4466 488-4465	(株)ハート・アンド・クリエイション	知・精	
グループホームリクリエイト	4	中区	080-2152-5444 544-7241	リクリエイト(有)	知・精	
グループホーム RASIEL 菟丘i	20	中区	489-8530	(株)ラシエル	身・知・精	
わおん浜松十軒町	8	中区	401-4689	(株)浜松マネジメント コンサルティング	身・知・精	○
障がい者グループホーム オハナ	11	中区	090-3589-0303	(株)TiAmo		
峰栄会共同生活ホーム	14	東区	434-5710	(福)峰栄会	知	
ジョイフル	24	東区	522-7770	(特非)みんなの家	知	○
オーシャン	14	東区	435-8125	(特非)笠井共生活動センター	知	
ソーシャルインクルーホーム 浜松丸塚町	20	東区	582-6826 582-6827	(株)ソーシャルインクルー	身・知・精	○
第一・第二・第三大山荘	17	西区	482-7330	(福)昴会	知	
コムニオ湖東	7	西区	485-4600	(福)ひかりの園		○
共生型グループホームうぶみ	7	西区	401-3287	(福)三和会	知・精	
グループホームあさぎり	25	西区	487-2122	(福)和光会	知・精	○
グループホーム 和	6	西区	485-3333	(福)菊水光明会	知	○
グループホームベッツハート	8	西区	548-4245 (FAX 兼)	(有)ASESORIA MEDICA	知・精	
ソーシャルインクルーホーム 浜松雄踏町	20	西区	596-5046	(株)ソーシャルインクルー	身・知・精	○

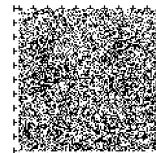




●共同生活援助（グループホーム）（つづき）

事業所名	定員	住居の 所在する区	TEL FAX	運営法人	主障害	短期入所
ソーシャルインクルーホーム 浜松馬郡	20	西区	596-5001 596-5002	(株) ソーシャルインクルー	身・知・精	○
やしま	7	西区	485-9911	(福) 遠江学園	知	○
カスタネット	13	南区	447-5780	(福) 恵会	知	○
ぶらねっと	5	南区	441-5454	(福) 遠浜会	知	○
フォーワン	10	南区	545-3741	(福) あそしえ	知	○
あやめはうす浜松南	20	南区	467-6655	(株) ファーストナース	身・知・精	○
心理士のいるグループホーム コンステレーション浜松	10	南区	080-4477-3540	(株) NGA	知・精	
ラポール根洗	7	北区	420-1325	(福) ひかりの園	知	
温心寮	18	北区	414-1833	(福) 小羊学園	知	
すてっぷ	22	北区	570-1702	(福) ひかりの園	知	
ソーシャルインクルーホーム 浜松細江町	20	北区	522-0808	(株) ソーシャルインクルー	身・知・精	○
ドリーム	45	北区 中区	414-5202	(特非) トータルケアセンター		
グループホームくるみ	40	中区 北区	414-1133	(福) 復泉会	知	○
こもれび	6	北区	439-6800	(福) ひかりの園	知	
グループホームうらら	7	北区	525-6431	(特非) すだち	知・精	○
あかね	7	北区	415-8838	(福) 遠江学園	知	○
グループホームトマト	7	北区	525-9397 525-9398	(特非) トマト会	知	
みんなの家 みゆき	13	北区	528-7010	(特非) みんなの家	知	○
福祉共同住宅 ファーストステップ	13	北区	488-7755	(福) 聖隷福祉事業団		
すだち	9	浜北区	588-7880	(福) たちばな会	知	
ひまわり	13	浜北区	586-6816	(福) 小羊学園	知	
天竜厚生会 グループホーム	81	浜北区 天竜区	583-1431	(福) 天竜厚生会	身・知・難	
障がい者グループホーム のか	11	浜北区	090-8508-9507	(株) 野の香	知・精	
SDGS ホーム 浜北新原	17	浜北区	545-5609	(株) SDGS		○
SDGS ホーム 浜北本沢合	20	浜北区	544-4885	(株) SDGS		○
ソーシャルインクルーホーム 浜松新原	20	浜北区	585-2225	ソーシャルインクルー (株)	身・知・精	○

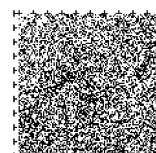


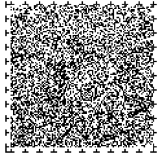


●計画（特定・児童）・地域（地域移行・地域定着）相談支援事業所

※主障害欄の空欄は全て（身体・知的・精神・難病）の障害

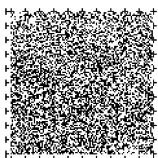
事業所名	所在地	TEL FAX	運営法人	主障害	特定 相談	児童 相談	地域 移行	地域 定着
けあけあ	中区葵西五丁目 22 番 5 号	439-5071	(株) ファイン		○	○	○	○
Lore	中区小豆餅四丁目 20 番 17 号コーポアイ C	070-8335 -7788	(同) デジウェル		○	○		
さくら相談支援ステーション 浜松中央	中区尾張町 124 番地の 3	459-6613 459-6612	(有) ロータスライフ		○	○	○	○
相談支援事業所ぷりま	中区鴨江三丁目 73 番 25 号	401-4600	(株) プリマ		○	○		
相談支援事業所 シグナルリパティ	中区幸一丁目 1 番 18 号	401-2303	(福) 浜松市社会福祉事 業団			○		
ソーシャルインクルー 浜松	中区佐鳴台六丁目 8 番 6 リトルバード 102	543-5517 (FAX 兼)	(株) ソーシャルインク ルー		○		○	○
相談支援事業所まごころ	中区早出町 1227 番地の 20	080-2000 -9924	(同) こころの宿		○		○	○
相談支援事業所さいわい	中区曳馬六丁目 22 番 19 号	489-9376	(同) 元気いっぱい夢い っぱい		○	○		
相談支援事業所 くすのき	中区和合町 555 番地 (和合せいれいの里内)	478-0802 475-5562	(福) 聖隷福祉事業団		○	○		
せせらぎ	中区広沢二丁目 27 番 27 号 プライムコンセプト広沢 101	415-8862 415-8863	(医社) 澤記念会	知・精	○		○	○
障害者相談支援事業所 (地域療育支援センター) アグネス	中区高林三丁目 9 番 19 号	401-6665 401-3533	(福) 小羊学園		○	○	○	
こもれび	中区船越町 40 番 18 号	589-4779 589-4778	(株) KidsDeveloper		○	○		
プランセンターひくま	中区曳馬四丁目 13 番 11 号 アベニューひくま 102	477-9000 477-9000	(同) あえたら		○	○		
ぷらたなす	中区曳馬二丁目 8 番 19 号	544-6051 545-6059	(特非) 遠州精神保健福 祉をすすめる市民の会		○			
相談支援事業所こころね	中区上島二丁目 13 番 62 号	525-7591 525-7561	(株) エイドネットワーク		○	○		
コネクト	中区十軒町 58 番地	525-7681 (FAX 兼)	(一社) I L しずおか	身	○		○	○
さんさん	中区十軒町 684 番地の 6	090-9259 -7331	(同) Connectoday		○	○		
相談支援にじいろねっと	東区安新町 33 番地の 1	421-8800	(福) 八生会		○			
相談支援事業所 ゆたか/あい	東区笠井町 115 番地	570-7710 570-7702	(認定特非) 笠井共生活 動センター	身・知	○	○		
サポートセンター みんなの家	東区有玉南町 2175 番地	401-0405	(特非) みんなの家	知	○	○		
相談支援事業所シーソー	東区上石田町 2527 番地の 1	433-1122	(同) らしく		○	○	○	○
相談支援事業所+C	西区舞阪町舞阪 2622 番地 の 911	090-4593 -1935	(同) ライフクリエイタ ー		○	○		
ねお相談支援事業所	西区入野町 6183 番地の 3	415-0801	Neo mominooka (株)		○	○		
相談支援事業所はな	西区入野町 6313 番地の 1 河合コーポ B 110 号室	090-3850 -2992 525-8755	(一社) 花笑門		○	○		





●計画（特定・児童）・地域（地域移行・地域定着）相談支援事業所（つづき）

事業所名	所在地	TEL FAX	運営法人	主障害	特定 相談	児童 相談	地域 移行	地域 定着
さんしょうか相談事業所	西区入野町 9140 番地の 1 2 階	447-1187	(株)三松花		○	○		
相談支援事業所あさぎり	西区館山寺町 136	523-7610 523-6111	(福)和光会		○	○		
相談支援事業所 まど	西区大人見町 3419 番地の 5 (工房ゆう内)	570-1312 570-1311	(福)ひかりの園		○	○	○	○
すばる	西区大山町 2254 番地の 1 (大山ファーム内)	439-5147 414-5412	(福)昴会		○			
光明	西区神ヶ谷町 4717 番地の 2 (光明学園内)	485-1510 485-1505	(福)菊水光明会	知	○			
相談支援事業所風の路	西区雄踏町宇布見 9587 番 地	594-5655	(福)新和会			○		
ひがし	南区白羽町 600 番地	540-0608 444-5021	(福)天竜厚生会		○	○		
相談支援事業所 あるめりあ	南区白羽町 791 番地の 1	589-5100 589-5101	(株)ゆうぼーと		○	○		
相談支援事業所そよ風	南区米津町 2890 番地 (浜松こども園内)	441-6722 442-0689	(公財)浜松こども園	知	○	○		
はまかぜ	南区小沢渡町 2760 番地	440-4080 415-0771	(医)好生会		○		○	○
相談支援事業所 きりんもあ	南区新橋町 1088 番地の 2	488-7484 488-7483	(株)キリンコーポレー ション		○	○		
フォーユー	北区初生町 1218 番地の 6 ル・リオンひくまの 1F	525-6315 525-6316	(特非)外出支援セン ターガイドネット		○	○		
相談支援事業所そよご	北区東三方町 388 番地の 6	523-8128	伊藤コネクト(株)		○			
相談支援事業所おおぞら	北区三方原町 3453 番地 (聖隷おおぞら療育センター内)	437-1941 437-8714	(福)聖隷福祉事業団	重症 心身	○	○		
相談支援センター だんだん	北区三幸町 201 番地の 4	415-8600 420-0814	(医社)至空会		○	○	○	○
相談支援事業所くるみ	北区三幸町 124 番地の 7 (KuRuMiX 内)	420-2213 523-7718	(福)復泉会	知	○		○	○
相談支援事業所びいす	北区根洗町 537 番地の 2 (びあクリニック内)	080-2658 -0486 414-3356	(医社)互啓会	精	○		○	○
ナルド	北区細江町中川 7220 番地 の 7 (讀栄寮内)	437-4609 438-1594	(福)聖隷福祉事業団		○	○	○	○
相談支援事業所はるか	北区三ヶ日町宇志 696 番地 の 11	524-1202 524-1208	(特非)すだち		○	○		
相談支援事業所ひなた	浜北区染地台三丁目 33 番 11 号	586-9980	(株)ティータイム		○			
相談支援事業所ぼるた	浜北区東美園 591 番地の 1	586-8855 584-6308	(福)みどりの樹		○			
浜松東	浜北区高園 208 番地の 2 (浜北愛光園内)	541-7340 546-3390	(福)聖隷福祉事業団		○	○		



●計画（特定・児童）・地域（地域移行・地域定着）相談支援事業所（つづき）

事業所名	所在地	TEL FAX	運営法人	主障害	特定 相談	児童 相談	地域 移行	地域 定着
相談支援事業所シグナル	浜北区高菫 775 番地の 1 (浜松市発達医療総合福祉センター内)	586-8804	浜松市※((福)浜松市 社会福祉事業団)	身・知	○	○	○	
グリーンピース Base (ベース)	浜北区中条 484 番地の 1 1F	424-9988	(株)Gree			○		
きずな	天竜区渡ヶ島 180 番地の 3	583-1148 580-4013	(福)天竜厚生会		○	○	○	○

※()は指定管理者による管理者運営

※R5.4.1 現在において休止している事業所は掲載していません。

精神相談支援事業所(天竜区内)

※主障害欄の空欄は全て(身体・知的・精神・難病)の障害

事業所名	事業内容	所在地	TEL FAX	運営法人	主障害
ほくえん	相談・訪問支援	天竜区渡ヶ島 180 番地の 3	583-1250 583-1220	(福)天竜厚生会	精

障害者就労支援センター（産業振興課）

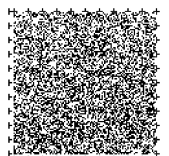
※主障害欄の空欄は全て(身体・知的・精神・難病)の障害

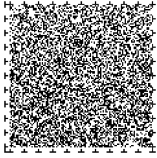
事業所名	事業内容	所在地	TEL FAX	運営法人	主障害
ふらっと	就労支援相談	東区中郡町 474 番地	589-3028 589-3023	(医社)至空会	

地域活動支援センター

※主障害欄の空欄は全て(身体・知的・精神・難病)の障害

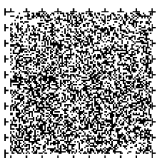
事業所名	事業内容	所在地	TEL FAX	運営法人	主障害
だんだん	I 型	北区三幸町 201 番地の 4	420-0802 420-0814	(医社)至空会	精
ナルド	I 型	北区細江町中川 7220 番地の 7	437-4620 438-1594	(福)聖隷福祉事業団	精
地域活動支援センター オルゴール	II 型	浜北区高菫 775 番地の 1	586-8800 586-8808	(福)浜松市社会福祉事 業団	身
はまきた	I 型	浜北区東美菫 591 番地の 1	584-6307 584-6308	(福)みどりの樹	
あけぼの作業所	III 型	天竜区春野町気田 362 番地の 1	989-1037	(特非)あけぼの	知・精
わかすぎ工房	III 型	天竜区佐久間町佐久間 2530 番地	965-0056	(特非)わかすぎ工房	精

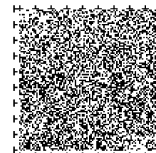




日中一時支援事業

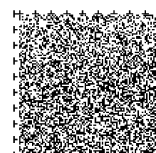
事業所名	所在地	TEL FAX	運営法人	主障害
障害者支援施設 みるとす	中区和合町 555 番地	478-0800 476-6511	(福) 聖隷福祉事業団	身 (者・児)
第 2 くるみ作業所	中区和合町 179 番地の 6	474-6240 474-6244	(福) 復泉会	知 (者・児)
くるみの木	中区菟丘五丁目 13 番 10 号	474-2123 473-1027	(福) 復泉会	知 (者・児)
くるみ作業所	中区南浅田二丁目 12 番 26 号	444-3228 442-4348	(福) 復泉会	知 (者)
在宅支援センター ぱびるす	中区高丘北三丁目 38 番 7 号	414-1666 439-6771	(福) 小羊学園	知 (児)
ここあ	中区船越町 34 番 12 号	460-5788 463-5688	(株) インセック	身・知・精 (児)
アルス・ノヴァ	中区連尺町 314 番地の 30	451-1355 451-1356	(特非) クリエイティブ サポートレッツ	知・精 (者)
日中一時支援ぽかぽか	中区十軒町 684 番地の 2	569-5227 569-1008	(同) Connectoday	重心 (者・児)
児童発達支援事業所 はれれあ	中区向宿三丁目 10 番 5 号	401-6650 401-6651	(株) サニートラベル	身・知 (児)
はぐくみの家	中区葵西二丁目 19 番 55 号	489-4488 489-4489	(一社) 浜松児童福祉会	身・知・精 (者・児)
ワーキングサークル	東区有玉南町 2014 番地の 1	522-7770 522-7771	(特非) みんなの家	知 (者)
ドリーム・フィールド	東区天龍川町 201 番地	422-5203 545-5687	(特非) ドリーム・フィールド	身・知・精 (者・児)
アマリリス	東区笠井町 148 番地の 4	443-7461 545-3241	(株) ステラ	身・知・精 (者・児)
光明学園	西区神ヶ谷町 4717 番地の 2	485-1500 485-1505	(福) 菊水光明会	知 (者)
四季の郷	西区大山町 3133 番地の 1	439-5137 439-5136	(福) 昴会	知 (者)
あさざり	西区館山寺町 136 番地	487-0229 487-0410	(福) 和光会	知 (者・児)
ぱるしあ	西区大山町 4149 番地の 3	415-9968 415-9997	(福) 小羊学園	知 (児)
工房ゆう	西区大人見町 3419 番地の 5	570-1310 570-1313	(福) ひかりの園	身・知 (者・児)
カノン	西区呉松町 3626 番地の 2	543-9066 543-9067	(同) 花音	身・知・精 (者)
すてっぷ西区	西区入野町 9093 番地	489-6855 489-6856	(一社) ほっぷ	身・知・精 (者)
マルカート	南区新橋町 1175 番地	401-7712 441-1112	(福) 小羊学園	知 (者)
ドルチェ	南区新橋町 1175 番地	401-6166 441-1112	(福) 小羊学園	知 (児)
ほっと	南区江之島町 954 番地の 5	427-2010 427-2070	(福) 遠浜会	知 (者)





日中一時支援事業（つづき）

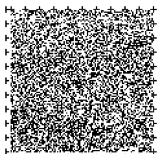
事業所名	所在地	TEL FAX	運営法人	主障害
ワークショップくるみ	南区小沢渡町 2923 番地の 2	440-4666 440-4676	(福) 復泉会	知 (者)
恵松学園	南区倉松町 3643 番地の 1	449-0636 449-0645	(福) 恵会	知 (者・児)
生活介護事業所えくらん	南区金折町 807 番地の 1	427-1190 427-1200	(福) あそしえ	知 (者・児)
あぐり	南区金折町 957 番地の 2	544-5488	(福) あそしえ	知 (者)
あさひ	北区三方原町 3453 番地	437-1467 437-8714	(福) 聖隷福祉事業団	重心 (者・児)
聖隷厚生園信生寮	北区細江町中川 7220 番地の 1	437-4511 437-4526	(福) 聖隷福祉事業団	身 (者・児)
三方原スクエア成人部	北区三方原町 2709 番地の 12	414-1833 438-7707	(福) 小羊学園	知 (者)
三方原スクエア児童部	北区三方原町 2709 番地の 12	414-1833 438-7707	(福) 小羊学園	知 (児)
浜松協働学舎根洗寮	北区根洗町 681 番地の 5	430-0596 430-0597	(福) ひかりの園	知 (者・児)
くるみ共同作業所	北区三幸町 201 番地の 5	430-6180 430-6181	(福) 復泉会	知 (者)
ZERO BASE 三ヶ日	北区三ヶ日町宇志 696 番地の 11	524-1202 524-1208	(特非) すだち	身・知 (者)
小羊デイケアホーム	北区根洗町 754 番地の 2	438-1498 438-9938	(福) 小羊学園	知 (者)
みんなの家 みゆき	北区三幸町 271 番地の 5	528-7010 528-7011	(特非) みんなの家	精 (者・児)
あべりあ	北区細江町中川 7172 番地の 93	488-7803	(一社) 孝・愛	身・知 (者・児)
はぐくみの家ココ	北区三方原町 1044 番地の 1	401-2133 401-2134	(一社) 浜松児童福祉会	身・知・精 (児)
浜北学苑	浜北区於呂 4201 番地の 6	583-1129 583-1121	(福) 天竜厚生会	身 (者)
浜名	浜北区於呂 4201 番地の 12	583-1128 583-1246	(福) 天竜厚生会	身 (者)
支援センターわかぎ	浜北区平口 5042 番地	587-2614 587-9845	(福) 小羊学園	知 (者・児)
オリーブの樹	浜北区尾野 462 番地の 2	582-3415 582-3425	(福) 小羊学園	知 (者・児)
あるば	浜北区東美園 591 番地の 1	585-5730	(福) みどりの樹	身・知 (児)
あかいし学園	浜北区於呂 4201 番地の 13	583-1136 580-4100	(福) 天竜厚生会	知 (者)
リアンピース	浜北区尾野 2276 番地の 10	582-2255	(同) リアン	身・知・精 (児)
厚生寮	浜北区於呂 4201 番地の 12	583-1127 583-1202	(福) 天竜厚生会	身 (者)
浜北愛光園	浜北区高園 208 番地の 2	584-0700 585-6511	(福) 聖隷福祉事業団	身・知・精 (者・児)

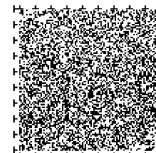


日中一時支援事業（つづき）

事業所名	所在地	TEL FAX	運営法人	主障害
グリーンピース	浜北区中条 484 番地の 1	424-9988 424-9989	(株) Gree	身・知・精 (児)
それあ〜ど	浜北区高畑 804 番地の 1	568-7780 568-7781	(特非) Harmony	身 (者・児)
風の丘	浜北区平口 5042 番地の 37	414-1833 438-7707	(福) 小羊学園	身 (者)
やまぼうし	浜北区中瀬 2308 番地	545-7580 545-6880	(福) 天竜厚生会	身 (児)
赤石寮	天竜区渡ヶ島 324 番地	583-1137 583-1451	(福) 天竜厚生会	知 (者)
赤松寮	天竜区渡ヶ島 20 番地の 7	583-1140 583-1243	(福) 天竜厚生会	知 (者)
美浜	天竜区渡ヶ島 215 番地の 6	583-1139 583-1182	(福) 天竜厚生会	知 (者)
浜名学園	湖西市新居町浜名 1855 番地の 3	594-1235 594-2128	浜名学園組合	知 (者・児)
さいとうさんち	磐田市高木 180 番地 5	0538-67-1700 0538-67-1701	(有) 齋藤居宅介護支援 事業所	身・知・精 (者・児)
サンサンいわた（あゆみ）	磐田市川袋 700 番地 2	0538-66-6354 0538-66-6733	(特非) サンサンいわた	身・知・精 (者)
サンサンいわた（くすの木）	磐田市上本郷 1009 番地 1	0538-33-5130	(特非) サンサンいわた	身・知・精 (者)
聖隷こども発達支援事業 所かのみあ富丘	磐田市富丘 677 番地 1	0538-36-0606 0538-36-0655	(福) 聖隷福祉事業団	身・知・精 (児)
ソレイユ	愛知県豊橋市東細谷町字一里山 300 番地 3	0532-41-5600 0532-41-5601	(株) 明日葉	身・知・精 (者・児)

※R5. 4. 1 現在において休止している事業所は掲載していません。





精神科医療機関一覧

1 精神科病院

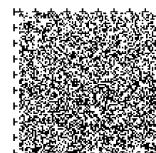
(順不同)

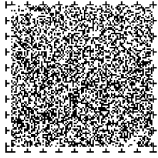
名称	〒	住所	電話番号	備考
神経科浜松病院	432-8013	中区広沢二丁目 56 番 1 号	454-5361	デイケア・ナイトケア
佐鳴湖病院	432-8021	中区佐鳴台六丁目 3 番 18 号	447-1831	デイケア
天王病院	435-0052	東区天王町 1925 番地	421-5885	
三方原病院	432-8063	南区小沢渡町 2195 番地の 2	448-0622	デイケア ショートケア
朝山病院	433-8104	北区東三方町 476 番地の 1	420-1830	デイケア
浜北病院	434-0042	浜北区小松 3312 番地	586-4558	デイケア・ナイトケア
遠江病院	434-0012	浜北区中瀬 3832 番地の 1	588-1880	デイケア
浜北さくら台病院	434-0006	浜北区四大地 9 番地の 68	582-2311	
磐田原病院	438-0002	磐田市大久保 42 番地の 15	0538-38-0621	
服部病院	438-0026	磐田市西貝塚 3781 番地の 2	0538-32-7121	デイケア・ナイトケア
福田西病院	437-1216	磐田市一色 22 番地	0538-58-1175	デイケア
川口会病院	436-0043	掛川市大池 680 番地	0537-22-4178	デイケア
小笠病院	436-0033	掛川市篠場 708 番地	0537-22-2288	デイケア

2 精神科のある総合病院

(順不同)

名称	〒	住所	電話番号	備考
遠州病院	430-0929	中区中央一丁目 1 番 1 号	453-1111	外来
浜松医療センター	432-8580	中区富塚町 328 番地	453-7111	外来
聖隷浜松病院	430-8558	中区住吉二丁目 12 番 12 号	474-2222	外来
浜松医科大学医学部附属病院	431-3192	東区半田山一丁目 20 番 1 号	435-2111	病床有
浜松労災病院	430-8525	東区将監町 25 番地	462-1211	外来
聖隷三方原病院	433-8558	北区三方原町 3453 番地	436-1251	病床有・デイケア
浜松赤十字病院	434-8533	浜北区小林 1088 番地の 1	401-1111	外来
独立行政法人国立病院機構 天竜病院	434-8511	浜北区於呂 4201 番地の 2	583-3111	病床有
浜松市国民健康保険 佐久間病院	431-3908	天竜区佐久間町中部 18 番地の 5	965-0054	外来

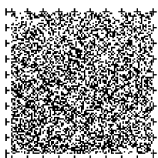




3 診療所・クリニック

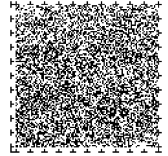
(順不同)

名称	〒	住所	電話番号	備考
メンタルクリニック クラルス	430-0944	中区田町 315 番地の 34 ウィンズ笠井屋ビル 5F	413-4177	
グリーン メンタルクリニック	430-0929	中区中央一丁目 15 番 5 号 浜松メディカルパークビル 4F	451-6570	
きぼうのこころクリニック	430-0925	中区中央一丁目 15 番 1 号 グランドメゾン浜松 2F-3 西	452-7765	
楽メンタルクリニック	430-0926	中区砂山町 330 番地の 11 日総第二ビル 2F	457-8777	
小池神経科	433-8124	中区泉一丁目 7 番 21 号	472-8102	
もあクリニック	433-8118	中区高丘西三丁目 45 番 22 号	430-6101	
月照庵クリニック	433-8122	中区上島二丁目 11 番 15 号	476-1101	
ダダ第 2 クリニック	432-8047	中区神田町 503 番地	444-5010	デイケア・ナイトケア
かろみメンタルクリニック	430-0933	中区鍛冶町 140 番地の 4 新浜松メディカルビル 2F	457-7575	
子どものこころの診療所	432-8023	中区鴨江二丁目 11 番 1 号	452-8080	完全予約制・要紹介状
山の端メンタルクリニック	431-3125	東区半田山四丁目 7 番 15 号	431-3000	
ひまわりメンタルクリニック	435-0048	東区上西町 1099 番地	411-2626	
葉月クリニック	432-8061	西区入野町 6018 番地の 1	448-5566	
和恵会クリニック	432-8061	西区入野町 6413 番地	440-5500	
いしだクリニック	432-8066	西区志都呂二丁目 38 番 15 号	488-5205	
中村医院	432-8062	南区増楽町 825 番地の 1	447-3115	
うえやまメンタルクリニック	430-0814	南区恩地町 355 番地の 1	589-5153	
よつばメンタルクリニック	433-8112	北区初生町 325 番地の 1	414-0702	
びあクリニック	433-8108	北区根洗町 537 番地の 2	414-3355	
もくれんクリニック	433-8108	北区根洗町 1167 番地の 6	430-2525	
友愛のさと診療所	434-0023	浜北区高菌 775 番地の 1	586-8801	
メンタルクリニック・ダダ	434-0043	浜北区中条 1844 番地	586-8001	デイケア・ナイトケア
すこやかこころのクリニック	434-0038	浜北区貴布祢 2004 番地	401-5561	
天竜厚生会第二診療所	431-3492	天竜区渡ヶ島 216 番地の 3	583-0022	



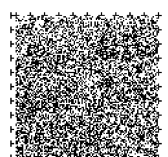
身体障害者障害程度等級表

※ 太線枠内が1種



級別	視覚障害	聴覚 又は平衡機能の障害		音声機能 言語機能 又はそし やく機能 の障害	肢 体 不 自 由		
		聴覚障害	平衡機 能障害		上 肢	下 肢	体 幹
1 級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(I/4視標による)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/2視標による)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したものの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの
3 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(I/4視標による)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/2視標による)が28度を超え56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点を超え40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度(I/4視標による)の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能を全廃したものの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	
5 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度(I/2視標による)が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害

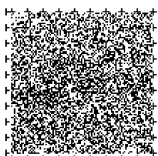
障害者福祉施設・学校一覧・その他資料



身体障害者障害程度等級表

※ 太線枠内が1種

級別	肢 体 不 自 由		心 臓 機能障害	じん臓 機能障害	呼 吸 器 機能障害	ぼうこう 又は直腸 機能障害	小 腸 機能障害	免 疫 機能障害	肝 臓 機能障害
	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害								
	上肢機能	移動機能							
1 級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2 級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3 級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
4 級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5 級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							



身体障害者障害程度等級表 6・7 級

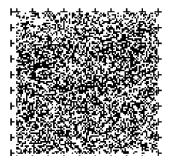
級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能 言語機能 又はそし やく機能 の障害	肢 体 不 自 由	
		聴 覚 障 害	平 衡 機 能 障 害		上 肢	下 肢
6 級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70 デシベル以上のもの(40 cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50 デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7 級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3 cm 以上又は健側の長さの2/3以上の1以上短いもの

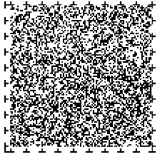
※ 7級の障害は、1つのみでは法の対象となりませんが、7級の障害が2つ以上重複する場合又は7級の障害が6級以上の障害と重複する場合は、法の対象となるものです。

身体障害者障害程度等級表6・7 級

級別	肢 体 不 自 由		心 臓 機 能 障 害	じん 臓 機 能 障 害	呼 吸 器 機 能 障 害	ぼうこう 又は直腸 機 能 障 害	小 腸 機 能 障 害	免 疫 機 能 障 害	肝 臓 機 能 障 害	
	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害								
		上肢機能								移動機能
6 級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7 級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

※ 7級の障害は、1つのみでは身体障害者福祉法の対象となりませんが、7級の障害が2つ以上重複する場合又は7級の障害が6級以上の障害と重複する場合は、法の対象となるものです。





主な障害に関するマーク



国際シンボルマーク「すべての障害者を対象にしているもの」

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会

☎03-5273-0601 FAX 03-5273-1523

「障害者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマーク」です。



視覚に障害のある人のための国際シンボルマーク

社会福祉法人日本盲人福祉委員会

☎03-5291-7885 FAX 03-5291-7886

1984年に世界盲人連合(WBU・加盟190カ国)で制定されたものです。

視覚に障がいのある人の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられている世界共通のマークです。



オストメイトマーク

公益社団法人日本オストミー協会

☎03-5670-7681 FAX 03-5670-7682

オストメイトとは、人工肛門保有者、人工膀胱保有者を言います。このため、トイレには、オストメイトが排泄物の処理、皮膚の清拭・洗浄などができる設備が必要であり、かつ、外見上は身体に障がいのある人であることが判別しにくいオストメイトが身障者トイレや多機能トイレへ入りやすくするために、トイレの入り口に表示されることが必要です。



「ハート・プラス」マーク

NPO 法人ハート・プラスの会 <http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/>
メールアドレス info@heartplus.org

「身体内部に障がいのある人」を表現しています。身体内部を意味する「ハート・マーク」に思いやりの心を「プラス」。身体内部に障がい(心臓機能障害など)のある人は、外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。



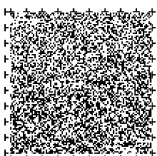
ほじょ犬マーク

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 社会参加支援係

☎03-3595-2097

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことをいいます。公共の施設、交通機関、デパート、スーパー、レストランなど身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。

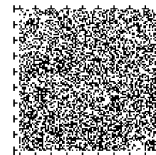




身体障害者標識

大型自動車免許又は普通自動車免許を受けた人で肢体不自由であることを理由にその免許に条件を付されている人が自動車を運転する場合において表示するマークです。

浜松中央警察署	☎475-0110	浜北警察署	☎585-0110
浜松東警察署	☎460-0110	天竜警察署	☎926-0110
浜松西警察署	☎484-0110	細江警察署	☎522-0110



聴覚障害者標識

聴覚に障害のある人は「聴覚障害者標識」をつけなければなりません。ワイドミラーを使って後ろの安全をよく確かめましょう。

浜松中央警察署	☎475-0110	浜北警察署	☎585-0110
浜松東警察署	☎460-0110	天竜警察署	☎926-0110
浜松西警察署	☎484-0110	細江警察署	☎522-0110



耳マーク

聴覚障害者であることを知らせるマークです。手話・筆談・ゆっくり話す等の配慮を求める際に使用します。

社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
FAX 03-3354-0046



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。

浜松市健康福祉部障害保健福祉課
☎457-2864

(背景) 赤

(図形「+」と「♡」) 白



介護マーク

介護中であることを知らせるマークです。

駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき、男性介護者が女性用下着を購入するときなど介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいときに、介護者が首からさげて使用します。

静岡県健康福祉部長寿政策課介護予防班
☎054-221-2442

参 考

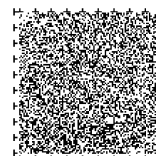
40歳から64歳までの人で介護保険制度のサービスを利用できる人

介護保険の被保険者であり、加齢（老化）との関係がある病気（特定疾病）により介護が必要であると認定された人 ※交通事故などが原因で介護が必要となった場合は対象とはなりません

要介護認定における特定疾病（以下の16疾病）

- ・ 脊柱管狭窄症
- ・ 閉塞性動脈硬化症
- ・ 関節リウマチ
- ・ 早老症
- ・ 慢性閉塞性肺疾患
- ・ 筋萎縮性側索硬化症
- ・ 多系統萎縮症
- ・ 骨折を伴う骨粗しょう症
- ・ 初老期における認知症
- ・ 脊髄小脳変性症
- ・ 脳血管疾患
- ・ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ・ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ・ 後縦靭帯骨化症
- ・ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ・ がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至つたと判断したものに限る）

浜松市役所介護保険課 ☎457-2374 〒430-8652 中区元城町 103 番地の 2

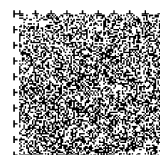
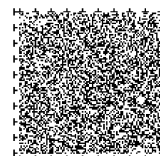


あ	
アイバンク	16
あんしん情報キットの配布	67
い	
育成医療	11
移動支援	42
移動入浴サービス	44
う	
運賃の割引	26
え	
NHK放送受信料の免除	28
NTTの福祉サービス	29
遠鉄電車（遠州鉄道線）の割引	26
遠鉄バス・電車共通カード（ナイスバス）	57
か	
介護給付	31
介護者慰労金	19
外出支援助成券の交付	57
ガソリン券	57
紙おむつ購入費の助成	46
き	
機能訓練	32、84
共同生活援助	32、101
居宅介護（ホームヘルプ）	31
居宅訪問型児童発達支援	33、100
緊急通報システム	67
く	
グループホーム	32、101
訓練等給付	32
け	
軽自動車税などの減免	24
携帯電話の基本使用料等の割引	29
こ	
高額障害福祉サービス等 給付費	33
後期高齢者医療制度	16

公共職業安定所（ハローワーク）	55
更生医療	11
行動援護	31
広報はままつの「点字版」 「声の広報」の発行	72
高齢運転者等専用駐車区間の設置	64
航路・フェリーの割引	27
国内航空の割引	27
固定資産税（家屋）の減額	23
子どものこころの診療所	52
さ	
災害時避難行動要支援者	48
災害情報配信サービス	70
し	
市営住宅の入居案内	50
歯科保健医療事業	17
静岡障害者職業センター	55
施設入所支援	31、81
施設利用入浴サービス	45
施設利用の減免	60
指定難病助成制度	15
自動車改造	62
自動車税などの減免	24
児童発達支援	33、92
児童福祉法に基づく発達に課題のある児童 に対する支援	33
児童扶養手当	19
しゃ	
社会福祉課	裏表紙
しゅ	
住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税 （家屋）の減額	23
住宅改造	49
重度障害者等包括支援	31
重度心身障害児扶養手当	18
重度心身障害者医療費助成	13

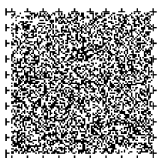
重度訪問介護	31
就労移行支援	32、85
就労継続支援A型・B型	32、86
就労支援	55
就労定着支援	32、90
手話通訳者の派遣	43
手話奉仕員養成講座	72
しよ	
障害年金	21
障害支援区分	32
障害児通所支援事業所	92
障害児入所施設	92
障害児福祉手当	18
障がい者虐待に関する相談	56
障害者控除	22
障害者更生相談所	53
障害者相談員	53、77
障害者支援施設（入所施設）	81
障害者施設通所交通費の助成	58
障害者就業・生活支援センター	55
障害者職業訓練校	56
障害者スポーツ大会	66
障がい者相談支援事業表紙裏、51、103	
障害福祉サービス事業所（通所施設）	82
障害保健福祉課	表紙裏
障がいを理由とする差別に関する相談	56
少額預金・少額公債の利子非課税制度	23
小児慢性特定疾病医療費助成制度	15
しり	
自立訓練	32、85
自立支援医療	11
自立支援給付によるサービス	30
自立生活援助	32、91
しん	
鍼灸マッサージ券	57
心身障害者扶養共済制度	20
身体障害者障害程度等級表	111
身体障害者手帳	8
腎臓バンク	16
せ	
生活介護	31、82

生活訓練	32、85
税金の特例措置等	22
精神科医療機関一覧	109
精神障害者医療費助成制度	14
精神障害者保健福祉手帳	10
精神相談支援事業所	105
精神通院	12
精神保健福祉センター	54
成年後見制度	47
そ	
相談支援事業	表紙裏、51、103
た	
タクシーの割引	26
タクシー利用券	57
短期入所（ショートステイ）	31、84
ち	
地域移行支援	31、50、103
地域活動支援センター	43、105
地域生活支援事業	35
地域相談支援	31、50、103
地域定着支援	31、50、103
地域バス乗車券	57
駐車禁止除外指定車両標章の交付	63
て	
手当	18
手帳	8
点字・拡大文字	72
点字図書	73
天竜浜名湖鉄道乗車券	57
天竜浜名湖鉄道の割引	27
と	
同行援護	31
特定医療費（指定難病）助成制度	15
特別児童扶養手当	18
特別支援学校	76
特別障害給付金	21
特別障害者手当	18
特別マル優	23
に	
日常生活用具	35、41
日中一時支援	42、106



ね	
Net 119緊急通報システム-----	69
年金-----	21
は	
配食サービス-----	46
バスの割引-----	26
発達医療総合福祉センター-----	74
発達相談支援センター「ルピロ」----	52
はままつ市議会だよりの「点字版」	
「声の市議会だよりの」の発行-----	73
浜松市障害者更生相談所-----	53
浜松市障害者就労支援センター55、105	
浜松市障害保健福祉課-----	54
浜松市精神障害者医療費助成制度----	14
浜松市精神保健福祉センター-----	54
浜松市発達医療総合福祉センター----	74
浜松市発達相談支援センター「ルピロ」	52
浜松市ホームページアドレス-----	裏表紙
はままつ友愛のさと-----	74
ハローワーク-----	55
ひ	
ヒアリンググループ貸出し-----	60
ひとり親家庭等自立支援手当-----	19
ふ	
FAX一斉同時サービス（Fネット）	67
FAX（ファクス）からの119番通報	68
Facebook（障害保健福祉課）-----	裏表紙
不在者投票-----	61
へ	
ヘルプカード-----	62
ヘルプマーク-----	62、115
ほ	
保育所等訪問支援-----	33、100
放課後等デイサービス-----	33、95
防災ホットメール-----	71
訪問指導事業-----	16
補装具-----	34
補聴器購入費の助成	
（難聴児）-----	42
ボランティアグループ-----	76

ま	
マル優-----	23
め	
メール119システム-----	68
ゆ	
友愛のさと診療所-----	52、74
有料道路料金の割引-----	28
ゆずりあい駐車場制度-----	65
よ	
要約筆記者の派遣-----	43
要約筆記者養成講座-----	72
ら	
LINEによる防災情報の配信-----	70
り	
リフト付タクシー運賃補助-----	59
リフトバス-----	59
療育手帳-----	9
療養介護-----	31
旅客鉄道株式会社（JR）等の割引--	26
ろ	
録音図書-----	73





— お願い —

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されたことにより様々な制度を受けられます。ご利用を考えられる制度がありましたら、事前に電話などで担当の窓口にご相談ください。(別途、手続きが必要な制度がありますので、ご注意ください) 介護保険制度のサービスが利用できる人は介護保険制度が優先になる場合もあります。

なお、このしおりでは、法令上の用語などを除き、「障害」を「障がい」と表記します。

各区のお問合せ窓口

障害者手帳、障害福祉サービス等に関する申請、相談はお住まいの区役所の社会福祉課へお問い合わせください。

中区役所 社会福祉課

〒430-8652 中区元城町 103 番地の 2
TEL 457-2057 FAX 457-2632

東区役所 社会福祉課

〒435-8686 東区流通元町 20 番 3 号
TEL 424-0176 FAX 424-0194

西区役所 社会福祉課

〒431-0193 西区雄踏一丁目 31 番 1 号
TEL 597-1159 FAX 597-1210

南区役所 社会福祉課

〒430-0897 南区江之島町 600 番地の 1
TEL 425-1485
FAX 050-3385-8976

北区役所 社会福祉課

〒431-1395 北区細江町気賀 305 番地
TEL 523-2898 FAX 523-1119

浜北区役所 社会福祉課

〒434-8550 浜北区貴布祢 3000 番地
TEL 585-1697 FAX 586-5495

天竜区役所 社会福祉課

〒431-3392 天竜区二俣町二俣 481 番地
TEL 922-0024 FAX 922-0049

健康福祉部 障害保健福祉課 令和5年6月発行

〒430-8652 浜松市中区元城町 103 番地の 2
TEL:053-457-2034 FAX :053-457-2630
(障害保健福祉課の各グループ連絡先は表紙の裏にあります)
メールアドレス: syoghuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp
ホームページ: <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

「まるさら」浜松市障害保健福祉課 Facebook
<https://www.facebook.com/hamamatsu.marusara>

